

皇孫於是脫離天磐座。排分天八重雲。稜威道別道別而天降之也。果如先期。皇孫則到筑紫日向高千穗櫛觸之峰。其猿田彦神者。則到伊勢之狹長田五十鈴川上。即天鈿女命隨猿田彦神所乞。遂以侍送焉。

果如先期とは。平田翁云。上に迎ひ坐る時の言に。天神之子當に到筑紫日向高千穗櫛觸之峯云々と白し給へる事の。違はぬ由なり。とあり。○其猿田彦神者。則到伊勢之狹長田五十鈴川上。右の問對に依に。皇大神の御幽契の御事に依て。天八達之衢より別れて。一先伊勢には到着しなかりけり。其は記傳に。垂仁天皇二十五年。五十鈴宮御鎮坐の所に。天照大神始自天降之處也。と云事。甚々心得難かりしを。近き頃思得たり。先初に猿田彦神の答に。吾先啓行云々。天神之子則當に到筑紫日向。吾則應に到伊勢。と申給へる。抑皇御孫命の。日向國に降坐むに。其啓行の神の。伊勢にしも降給ふ事。深き所以有り。豊受宮儀式帳に。天照坐皇大神。度會乃伊須々乃河上爾。大宮供奉爾時。大長谷天皇御夢爾。覺賜久。吾高天原坐豆。見志麻岐賜志處爾。志都真利坐奴。云々と有り。斯れば此御靈鏡を。後遂に此地に鎮坐しめむとは。大御神御自。高天原にして。預てより所念設たる事なり。然れば猿田彦神の啓行なから。此伊勢に到給ふも。拾遺に。初在天上。預結幽契。衢神先降。深有以矣。と見えたる如く。本より此由縁ある故に。此御靈鏡を。終に鎮坐へき處へ。先導送り奉らむ爲なり。故其御天降

の時に。皇御孫命に附副ひて。此御鏡を戴齋奉れる御從神は。彼啓行神の導の任に。自然先此伊勢國に降着しなり。始自天降とは。此時の事なりけり。若然らずは。日向國へ降玉ふ皇御孫命の啓行神の。伊勢へ降給はむ事。何の由も無く。徒ならずや。借右の如く。此御鏡は先伊勢に降着給ひしを。日向に著玉へる。皇御孫命の御許に。送奉り置て。猿田彦神は御暇を賜りて。又伊勢に歸着給ひしなり。と云れたるは。實に美たき説なり。なほ儀式帳に。皇大神御遷幸の御事を申せるに。百船乎。度會國。佐古久志呂。宇治家田々上。宮坐支。爾時宇治大内人仕奉。宇治土公等遠祖。大田命乎。汝國名何問。賜支。是川名佐古久志留。伊須々乃川止申。是川上好大宮地在。申云々。と見えたるを。世記には。猿田彦神齋宇治土公祖大田命云々。と有を以て。其幽契ある事を知へし。○隨猿田彦神所乞云々。重胤云。上に因日發顯我者云々と。先に申させ給へる是なり。此に就て思ふに。猿田彦神より。天鈿女命に。送り給はるへき由を乞玉へるは。實は皇大神の御靈を。供奉らして。まつ伊勢國に御坐へき由を。云進め給へるにてこそは有けめ。然も有なんと思ふ事は。古事記に。其御天降の後の事にて。故爾詔。天宇受賣命。此立御前所。仕奉。援田彦大神。專所顯申之。汝送奉。と有は。其神の乞し給へるにてはなく。皇御孫命の大御心を以。詔ふなり。然れば記なるは後の事。此なる途以待送焉と云は。先の事にて。已く皇祖天神の大命を以。皇大神と天鈿女命とは。其神の白させ玉へる任に。天八達之衢より道を別て。伊勢には天降しめ給へるにて。自別々なる御事なるを。一に説は。大なる誤にてそ

有へかりける。記傳にも。此事を論れたれども。紀記の上に於て。互に一は省かりて。傳りつる故に。然異説に見ゆる事なるを。考漏されたりと云り。

時皇孫勅^ニ天鈿女命^ニ曰。汝宜^ニ以^ニ所^ニ顯神名^ニ爲^ニ姓氏^ニ焉。因賜^ニ猿女^ニ君^ニ之號^ニ。故猿女君等。男女皆呼爲^ニ名^ニ。此其緣也。高胸。此云^ニ多歌武娜^ニ娑歌。頗傾也。此云^ニ歌矛志^ニ。

時皇孫勅天鈿女命曰云々。本に曰字なし。今永享本丹鶴本に從て補ふ。右に注る如く。猿田彦神は。伊勢に送奉らして。此は日

向宮に仕奉らせざるか故に。天鈿女命をして。其神の仕奉る事を相承て。令^ニ仕奉^ニ給^ニへる較略なり。さるは記に。此立^ニ御前^ニ所^ニ仕奉^ニ猿田毘古神者。專所^ニ顯申^ニ之汝送^ニ奉^ニ。亦其神御名者。汝負^ニ仕奉^ニ。是以猿女君等。負^ニ其猿田毘古之神名^ニ。而云々。と見えたる。其事を記傳に。凡て名を負と云は。他人の名にまれ。物名に在れ。取て己か名に著を云ふ。其名を負持つ由なり。仕奉るは。皇朝に仕奉るにて。即後まて有る猿女の職是なり。さて是は猿田毘古神躬つから皇朝に侍て。仕奉り玉ふへきを。此神は幽契ありて。罷退て。伊勢に坐へきか故に。宇受賣命此神の代として。其御名を負持て。近世に身の代を。名代と云は。此義によく當れり。仕奉れと詔ふなり。汝負^ニ其神御名^ニとは云すして。其神御名者。汝負^ニ仕奉^ニ。とある語勢に。心を著て

能々味ふへし。其神の代には。汝仕奉れと詔ふ意自含めり。と云れたるか如く。こゝに以^ニ所顯神名^ニ爲^ニ姓氏^ニ。と詔へる。即其意なり。○姓氏を。本にカハ子と訓るに就て心得あり。加婆禰はもと。其家の職名を云稱なり。後には家々の氏に屬て云名目となれり。其もとほ職名なり。此事こゝに云。されとこゝにては。職名にもあらず。只後世の稱號のやうなる物にて。猿田彦神の猿と云名を取て。我稱號にせよ。と詔へるにて。即猿女と云る號是なり。さるは後世の如く。此時未臣下に。姓氏を賜ふなどの制あらざりければ。記に其神御名者。汝負^ニ仕奉^ニ。とある如く。たゞ名とあるへきなり。上に云る如く。凡て名を負とは。他人の名にまれ。物名にまれ。取て己か名につくるを云。然るを。爲^ニ姓氏^ニ。と云。こゝに書きたるは。當昔の時世の風に。書取れたりし者とこそ見えなれ。拾遺には。細書して。以^ニ所顯神名^ニ爲^ニ姓氏^ニ。今彼男女皆號爲^ニ猿女君^ニ。此緣也。と有て。注文の如くなるを思ふに。此も其類にて。後より書加たるものなるへし。然るは。紀中賜^ニ姓^ニと云事は。垂仁紀二十三年に。湯河板舉に。賜^ニ姓^ニ曰^ニ鳥取造^ニ。とある。是始なり。其二十二年に。野見宿禰に。改^ニ本姓^ニ謂^ニ土部臣^ニ。と有を見れば。此より以前にも。姓氏を賜ふ事は有と雖。神代に係て云むは。餘なる事共なるへし。記傳にも。此は漢文を修らばれたるに就て。古意の主とある所を失へり。此記と合せて曉るへし。且此文には心得ぬ事あり。先上には姓氏と云て。下には號と云。忽違へり。と云れたり。また信友云。上古はよろつおほらかに。姓氏などいふ事も。さはやかなる制はあらず。事狀にて。職名の如く。又嘉賀の如く稱たるを。子孫に傳へて。後遂に姓氏とせる例あれば。これも其趣にてありけるを。大らかに語り難き。書も傳へたるものもあるに依て。其を漢文に修ひ記さるゝに。文の調はて。古傳の主を失へるものなるへし。他の古書とも考へ合せて曉るへし。と云り。此亦さる説なり。○猿女君之號。猿女は氏。は尸なり。さて右にも云る如く。其始はたゞ稱號なるか。後に君と云言をも加へ

て。遂にさたかなる。氏姓とは成れるなり。信友云。猿女君と云るは。其子孫の女子をも。世々に猿女と召して。神樂の職供奉らしめ給ひけるほとに。後に加婆禰を給ひて。猿女君と召されたるに依て。さたかに姓氏とはなれるにて。古事記其餘の書とも。猿女君と云る處は。後の猿女君氏の。人等を指て云るなり。と云り。さて猿田彦の猿を取り。かの猿がうに取れずれば非す。思ひまかふ事勿れ。女は此氏もと。女の仕奉る職名なるを以いふ。さて君は。後に云加婆禰なれば。こゝに預る事なく。此はたゞ賜猿女之號。とのみあるへきに。紀のみならず。記又拾遺にも。君字を記れたるは。凡て尸は。此世々に替て。賜はれる例多かれと。此氏のみは。後世まで君の尸なれば。言馴れて自ら。君も氏の如く成れるなり。故何れも君字を添て。云るものと見えたり。拾遺に。中臣實部二氏云々。猿女君氏云々あり。これ中臣實部には尸をいはず。猿女にのみ尸を添て云へり。されば此も例によらば。猿女氏とあるへきものなるを思ふべし。さて此氏の事に付て。記傳に云れたる説もあれと。彼五部の神の子孫。天武天皇の御世に。姓を給ひ。姓氏録にも出されたれと。但し此中に。饒作氏の。細女命は女神にて。其裔の猿女氏は。女のみ其氏を負て。男の仕奉る事なき姓なる故に。天武天皇の御世に。姓を給へる事なく。姓氏録にも。此氏は出されず。然ればとて。此姓必しも子孫に非されとも。是職業を相嗣て。仕奉る女等を。猿女君と號て。細女命を祖神とせるにや有む。と云れたる説は。更に證とは爲かたし。下に信友説を引く。さて平田翁云。其職業は拾遺に。神武天皇段に。猿女君氏供神樂之事。とある。是第一の職にて。次には鎮魂祭の儀なり。此も同書に。凡鎮魂之儀者。天細女命之遺跡。然則御巫之職。應任舊氏。而今所還不離。他

氏。所遺九也。とあるにて知へし。武職云。なほ猿女の職樂の。後まで大嘗會鎮魂祭などに見えたる事とも。記傳に引れたり。仕奉り來れるは。高天原にて天照大神の御宮門の時。細女命の神樂仕奉りて。招出し奉れる。尊くめてたき儀を。遺跡のまじり。代々相嗣て仕奉り來れる由なり。もはら漢文のまじりに鎮魂之儀とは意得へからず。また舊氏とは。細女命の裔の。猿女君氏にて。こゝにては。主と其氏を云り。拾遺を奏進れる頃。既にかく舊氏を任れず。他氏を任給ふ事と成れりき。然るを類聚三代格に。弘仁四年十月の太政官符に。應貢猿女一事とて。右得三從四位下行左中辨兼攝津守小野朝臣野主等。解備。猿女之興。國史詳矣。其後不絶。今猶現存。此文と。拾遺の應任舊氏云々と相照して。又猿女養田。在近江國和邇村。山城國小野郷。今小野臣。和邇部臣等。既非其氏。被供猿女。熱搜事緒。上件兩氏。貪人利。田。不願耻辱。拙吏相容。無加督察也。亂神事於先代。穢氏族於後裔。積日經年。恐成舊貫。望請。令下所司嚴加捉搦。斷用非氏。然則祭祀無濫。家門得正。謹請官裁者。搜檢舊記。所陳有實。右大臣宣。奉勅。宜改正之者。仍兩氏。猿女。從停廢。定猿女公氏之女一人。進縫殿寮。隨缺即補。以爲恒例。と格給ひてそ。舊氏を任る事とは成れり。其は西宮記に。猿女依縫殿寮。解。内侍奏。補之。とある裏書に。貢猿女一事。弘仁四年十月廿八日。猿女公氏之女一人。進縫殿寮。延喜廿年十月十四日。昨尙侍令奏。縫殿寮申。以藤田福貞子。請爲藤田海子死缺替。云々。天曆九年正月廿五日。右大臣令奏。縫殿寮申。被給官符。於大和近江國氏人。令差進猿女三人死缺替。云々と有にて知へし。按に。かく舊氏を任る事と成れるは。前に拾遺も然る事におもはし坐し。下にも心着て。野。さて稗田は。大和國の地名にて。天武紀に見えたり。師云。今部上郡に。稗田村あり。此地なる主等のこと奏せるに依れる事に有へき。其本家は。此地に住けむ故に。即て其地名を複姓として。猿女稗田公と稱しを。便にまかせて。云り。

追加

猿女氏

猿女氏を男も名乗て。朝廷に奉仕りしことは。上に云る如くなるか。此頃政事要略を見しに。又々其證とおほしきを見出したれば。こゝに擧ぐ。同書八十四糺彈雜事廿四。伊賀國百姓解申進難愁大事文カ。合若干條下に。云々一審讀申。右少史媛女副雄。右中辨大伴宿禰國道。少辨藤原朝臣村田。弘仁十三年七月廿二日。とあり。本に媛を授に誤れり。此處此人名三所見えたり。これうつなく媛女氏なり。

日本書紀通釋卷之十八

飯田武郷謹撰

第二一書

一書曰。天神遣_ニ經津主神武甕槌神_ヲ使_レ平定葦原中國_ニ。時_ニ二神曰_ク。天有_ニ惡神_ノ。名曰_ク天津甕星_ト。亦名_ク天香々背男_ト。請先誅_ニ此神_ヲ。然後下撥_ニ葦原中國_ニ。是時_ニ齋主神號曰齋之大人_ト。此神今在_ニ乎東國_ノ。穢取之地_ト也。

天神は。天照大神高皇產靈尊を。ひろく申せるなり。書事紀に。天照大神高皇產靈尊。遣_ニ經津主神武甕槌神_ヲとあり。○天有惡神。こゝに天と云るは。大空を云るにて。後に此國にて。語り傳へたる時の語を以て。談れるにて。例多かる事なり。然れば天飛天翔などの天と同じ。後の語り言にて。經津主神武甕槌神の。天に坐せる當時。大空を天と云るには。あるへからず。○天津甕星。名義。本書の香々背男の下に解り。○請先誅此神云々。重胤云。本書には。此星神の事。大己貴神の。八十限_ノに隠れ玉へる後の事と爲るを。此一書の趣は。然らず。先誅_ニ此神_ヲ。然後撥_ニ葦原中國_ニと有て。前後に大なる違あり。此書の趣に因ていはく。二神の天降坐了中天に。星神ありて。天神の御趣けに順ひ奉らざりしかは。其言向をは。倭文神建葉槌神に託

○日本書紀通釋卷之十八

八百六十五

て。事向しめて。二神は其に係列はせ給はず。直に出雲國へ。天降らせ玉ふとして。出立す首途の祭事を。行はせ玉ふなり。故に建葉槌命は。大己貴神に。問給ふ方の事に預からせ玉はぬも。中天に止り玉ひしか故なり。と云り。山蔭に。此星神の事かく申せるはかりにて。其の誅ひたる事のなきはいか。是時齋主神云々。とつゝきたるも聞えず。其下に既而といへる言もきこえず。彼是を以思ふに。是時の上に。星神を誅ひたる事。又齋主神の事をいふへきよしの事なとありしか。其文どもの脱たるにそあらむ。と云れたれと然らず。星神を誅ひたる事は。本書にも出たれば。それに譲りて。齋主神の御事跡、上にうつれるなり。○是時は。使平定葦原中國とある。其の時の事なり。○齋主神とは。重胤云。まつ上古に。軍の首途。また國治めに立出つ時は。必ず其の道の口にして。忌賀を居る。神祇を齋ひ祭りて。行く先きの平安を祈る事なり。此等の事は。記なる黒田宮段に。大吉備津日子命。與若建吉備津日子命二柱相副而。於針間、冰河之前。居忌賀而。針間爲道口。以言向和吉備國也。と見え。又水垣宮段に。大毘古命罷往於高志國之時云々。於丸邇坂居忌賀而罷往と見え。此根郡有神。名曰物部經津主神。曩昔小墾田宮御宇。豐御食炊屋姫天皇。令來目皇子征伐新羅。于時皇子奉勅到於筑紫。乃遣物部若宮部立社於此村。鎮祭其神。因曰物部郷とあるは。此齋主神を祀れるなり。されは今。經津主神。葦原中國を平定玉ふ大將軍として。出立玉ふ首途にて。躬ら齋主

となり。忌賀居て。神祇を祭り玉ふなり。さて齋とは。清潔にして。神を祀る事と。物を鎮め平定る事とを兼たり。されは齋主神と申すも。神を齋ひ祀ると。猛威を震ひて。葦原中國を平定ると。二義を兼たる職號なり。此時未經津主神の御名にはあらず。神武紀に。勅遣臣命。今以高皇產靈尊。朕親爲顯齋。用汝爲齋主。とあるを以。職號なる事を知へし。と云れたり。なほ次に云。○號曰齋之大人。本に曰字なきを。丹鶴本安倍本にあるに従る。山蔭云。齋主とは。其時の其職をさして言ひ。齋之大人とは。其齋主たりし神號をいへるなり。其は經津主神。此祭を總掌りて。其大人たりしを以。世に此神を齋之大人と號して。即此神の號の如くなりしなり。かくて齋主といふは。即齋之大人の約りたる稱にして。後にはすへて。祭の大人たる人を。齋主といひて。其職號となれるを。武備云。此祝明たかへり。すへての祭の大人たる者を。齋主と云る。ことなし。祭主また神主など云ること。一に見られたるは非なり。こゝには其後の職號をまつ舉て。其時の齋主たりし神は。世に齋之大人と號せし神なりき。と云るなり。神名を言はさるは。當時齋之大人といへは。經津主神の號の如くなりし故に。それとしられしなり。されは權取に祀る御名をも。たゞ齋主神とのみ。古書にも舉て。神名をは申さるるなり。と云れたる如し。上にも云る如く。齋主は職號。齋之大人は當時の神名なるか。後には職號の方却りて。權取の神名と成る。されは此に。此神を齋之大人と申すは。自其齋を物爲玉へるなるを。祝祠に。香取坐伊波比主命とあるは。祭られ給へる御名にて。主客の相違有と知へし。かくて記傳に。黒田宮段。水垣宮段に。軍の首途の處に。居忌賀と有は。凡て國言向に。出立つ道口にして。必爲る行事にて。行先平安て。言向竟む事を鎮ひ祈るなるへし。借其を。唯居忌賀而とのみ云て。神を祭とも何とも云ざるは。古

神を祭て祈る事を。居忌賀とそ云たりけん。と云れたる説に就て。なほ考るに。事に就て首途するに。必軍神を祭るは。經津主神に始りたる神事にして。神武天皇に定りたる由縁。上に云るか如し。記傳に云れつる如く。古神を祭て祈る事を。居忌賀と云けんか。此は神武紀に。自レ此始有嚴賀之置とあれば。此御世に始れる神事なる事。云も更なり。但經津主神の。齋之大人と在て。其祭祀を物爲させ玉へりける御有状は。如何なりけん。今知るべきよしなし。と云れたるはさることなから。彼神武御世なるも。天神の御訓に隨ひて。天香山の社中の土を取て。種々の忌賀を造り。高皇產靈神を軍神と忌ひ崇めて。諸の名稱をさへに。嚴某と定め玉へるを通し思へは。此御時の祭祀の有状も。大凡には知らるべきかことし。かくて思ふに。齋主と申す事は。齋賀主の略かりたる御名ならんも知かたし。たゞに齋主とのみ心得ては。大凡の神祭の。神主祭主祝部など。まかひやすきか如きこゆ。此はなほよく考へし。○東國とは。上野國碓日嶺より。東なる諸國を總て云稱なり。然云言の本は。景行紀に。逮于碓日坂。時日本武尊每有下顧弟橘媛之情。故登碓日嶺。而東南之望。三歎曰。吾孺者耶。故因號山東諸國曰吾孺國とあり。記には碓日坂を。足柄山とせり。異傳なり。○檍取は。和名抄に。下總國香取加止郡香取郷とある是なり。檍は。和名抄丹具に。和名加遲とある字なるを。此に加に用たるは。古加遲を加と許も云しにや。總國風土記に。檍取東限大高山。西限草川。南限大豆。北限國府湊とあり。平田翁云。處の古老説に。香取郷を。古くは大槻郷といひ。其後に大竹郷と云へりと云は。信なるか知らず。さて神宮の。地をば。龜甲山と云ふと。神名式に。同郡香取神宮名神大月と載され。名神祭式には。香取神宮一坐とあり。

り。借上に云る。齋之大人は。此神今在東國檍取之地とあるにて。經津主神なること知られたり。其は春日祭詞に。香取坐伊波比主命と見え。拾遺に經津主神を。今下總國香取神是也とあるを以知へし。さて此神檍取宮に坐し。又武甕槌神は。常陸國鹿島宮にます。しか此神等の。東國に坐々するよしは。平田翁云。武甕槌神經津主神二神の。妖神等を平け逐ひ玉へる状は。國內盡く逐ひ平つ。漸々に常陸國へ。逐集め逐及まして。此處の浦より。遂に外國の遠き境へ遣給ひし故に。此國邊に御靈を留め。宮を造らしめて。本體は天上に復命したまへるにそ有ける。と云れたり。本體の天上に復命し玉へる事由は。常陸國土記。信太郡傳に。古老曰。天地權輿。草木言語之時。自天降來。神名稱。普津大神。巡行葦原中津國。和山。河荒櫻之類。大神化道已畢。心存歸天。即時降身。仗。俗曰伊川乃。甲戈。檍。及所。執玉。珠。悉服。履。置。置。地。即乘。白雲。還昇。蒼天。とある文にて知られたり。

既而二神。降に出雲五十田狹之小汀。而問大己貴神曰。汝將以此國奉天神耶以不。對曰。疑之。汝二神非是吾處來者。故不須許也。

既而は。上の使平定葦原中國の文を承て見るへし。○疑之。本に之字なし。脱たるものなるへし。今永享本に従て補ふ。さて二神の天神の御使と云をもどきて。然には非し。吾處に來れるには有まじと。疑しく所思すよしなり。其由は。次に云 ○故不須許也。此文いと疑しきを。強て考るに。本書にも。數々

云る如く。大己貴神本より。大義をはし召て坐ますか上に。穗日命の言をも。聞看し納れて坐ますを。今かく二神に。非_レ吾處來者_一など。知_レ顔つくりて。答白玉ふへきよしなし。二神の天神の御使なる事は。あくまでも知しめしては坐々々。按ふに二神は。天つ御使の威勢を示せて。其勳靜を試み玉はむとの。御態そ坐けむ。かの五十田狭之小汀にて。十握を按て。地に倒に植て。其録端に踏たまへるさまなど。しか見えたる玉ひつらゆと。己命等の親しみて。知玉へるに非されは。若座に仇なむ心を。持し持てや有むと心をおきて。まつ天御使の威勢を示せて。其勳靜を試みけむは。是また二神の武き神性にとりては。誠にもあるへき事にとそ。と云れたるもさることなり。故大己貴神も。天御使なることは知しめしつゝも。然はかり比類なき御功績ありて。大國主と坐すを。二神の威勢のみ示せて。聊も勞_レひ敬ひ玉ふありさまのなかりし故に。其不禮を咎めて。まつはかく詔へるものなるへし。然れども後には。互に御心打和きて。問答ありける。其終に大己貴神より。天神に乞申し玉ふ事ありて。此事は。二神も尤なりと。思玉ふか故に。還昇りて。其状をは報告し給ひけむかし。如此見されは。此處いかにして通え。す。其は次々にわかまふるを見て知へし。

於是經津主神。則還昇報告。時高皇產靈尊乃還遣二神。勅大己貴神曰。今者聞汝所言。深有_レ其理。故更條々而勅之。夫汝所治顯露之事。宜是吾孫治之。汝則可以治神事。

於是經津主神の下。武甕槌神の四字。貞丈校本にあり。○聞汝所言深有_レ其理。重胤云。汝所_レ言と云に。右の疑之_二神非_レ是吾處來者_一。故不_レ須_レ許也。の言を聞食て。何ぞ深有_レ其理_一とは詔給ふへからむ。條理を裁_レ斷つ程の言も無きに。何をか深有_レ其理_一とは。詔下さるへき。故次に條々而勅之。と有を以て。大己貴神より。天神の御許に。申させ給へる御事に。條々の有けむを受けて。其申し玉ふ所に隨ひて。行下させ給ふ。大御政御坐ける御事を。見奉り知へきなり。今其條々を計へ見るに。第一條には。夫汝所_レ治顯露之事。宜_レ是吾孫治之。汝則可_レ以治_レ神事。とある是なり。第二條には。又汝應_レ住天日隅宮者。今當_レ供造_二云々。又供_二造百八十纏之白楯_一。と有る是にて。即古事記の文に。大己貴神の御答に。此葦原中國者。隨_レ命_レ既_レ獻。但僕住所者。如_二天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢_一而。治賜者云々。と見えたる。即天上にて天忍穗耳尊の。天津日繼所知食し御坐す。宮殿の如く爲て。治させ給はるへき由を。請奉らせ玉へるにて。此第二條は。其大宮の状を以て。大己貴神の天日隅宮をは。令_レ造給ふへき由の。御返事なり。第三條には。又當_レ主_二汝祭祀_一者。天穗日命是也。と見えたる是なり。此三條を以て。治させ給はらん事を。皇祖天神の御許に。請奉らせ玉ふ其如く制可し。詔下させ給へるを以て。右に擧たる。記の文の所在を知へく。且は二神の。大己貴神の言を持て。天上に還昇らせ玉へる時をも。知へきなり。是此に記を抄出で。少か愚見を述る所以なる者なり。天神本紀には。右の疑之_二神非_レ是吾處來者_一。故不_レ須_レ許也。十六字を書さずして。文を列ねたるは佳し。口決に。深有_レ其理_一者。以告_レ不_レ備。以宿_レ之。と云て。大己貴神をしも。不_レ備の神と爲る如きは。言に斷たる曲説なり。大己貴神の深意を。本より委しくも探らせりければ。強事たらざる事を得ず。

云れたるは。然説なり。かく見されは。此の文意。更に明らかたし。○條々は。物を一々にわけて
 詔ふなり。即ち右の三條にて。細目は七條なり。○汝所治顯露之事は。此神の大八洲國を。經營固め
 て。大國主神と成坐し。世を治め坐る。萬の御政事をいふ。其は次なる神事に對へて。顯露はれたる
 事をなれはなり。さて顯露をアラハニと訓るは。下に顯露此云三阿羅幡貳と。訓注あればなり。平田翁
 云。阿羅幡貳とある貳は。辭アヒツの爾を行りて。加へたること。決ければ除きつ。常にもアラハとこそ
 はいへ。辭ならてアラハニと云言は。かつて有る事をなれはなり。然るを祝詞考に。貳は利に通ひて。
 アラハリの事なり。と云れしは信かたし。と云り。此説さる事とはきこえたれど。爾本何れも貳字
 には皇とあり。平田翁云。此は高皇產靈尊の御言なから。天照大神の詔を受けて。勅ふ所なる故に。かく詔り。
 また唯に親しみて。詔へる。と云り。文義は口訣に。汝所治顯露之事者。造國治天下。以宜奉皇孫也。兼
 御言と見むも。惡からし。○宜吾孫治之。
 俱抄に。顯露之事云々。王道はあらはなり。天下を治るのあらはなる事をは。皇孫に附與して。汝は
 退て。神事を治めよとの勅定なり。とあるかことし。○可以治神事は。神事は。下に幽事とあるに同じ。
 天神本紀に。汝則可三以知三幽神之事。と有を以思ふに。顯露之事に對へて。おきし字なれば。此所も
 幽神之事と。四字にてありけむを。後に寫し脱せるものなるへし。そはともあれ。纂疏に。神事則冥
 府之事。とされたるか如く。現事顯露の對にて。神の爲し行ひ玉ふ事業にて。現人神を輔相奉らせ玉
 ふ。御所爲を申せり。さるは天神御子の。現人神と御坐て。所知食す御政に並て。大國主神の。天日

隅宮に御坐して。行はせ玉ふ御政是なり。重胤云。世中の治亂興廢は。更にも云はず。人身の吉凶禍
 福の類。誰か成すともなくして。自然に止事を得へからずして。其所に至るなん。本より此大神の御
 心にて御坐ける。其は崇神天皇七年詔曰。中今當朕世。數有災害。恐朝無善政。取咎於神祇。耶。蓋
 命三神龜。以極致災之所由也云々。是時神三明惠倭。迹々日百襲姫。命。曰。天皇何憂國之不治也。若能
 敬祭我者。必當自平一矣。我。是倭國域内所居神。名爲大物主神。時得神語。隨教祭祀。下と所見た
 る。此大物主神と共に。大己貴神の御坐す由は。大三輪三社鎮坐次第を引て。已に注せるか如し。是
 世中の治亂興廢はしも。幽事に因れる的證なり。又其四十八年に。天皇勅豐城命活目尊曰。汝等二子。
 慈愛共齊。不知島爲關。各宜夢。朕以夢占之。二皇子於是被命。淨沐而祈寐。各得夢也。會明兄
 豐城命。以夢辭。奏于天皇。曰。自登御諸山。向東而八廻弄槍八廻繫刀。弟活目尊以夢辭。奏言。自登
 御諸山之嶺。繩。繩。四方。逐食粟雀。則天皇相。夢謂二子。曰。兄則一片向東。當治東國。弟悉臨四
 方。宜繼朕位。と見えたる。此二皇子共に。御諸山に登らせ玉へる夢を以て。奏させ給へるは。即
 其大神に。祈らせ玉へるなり。此御夢を以て。天日嗣を定奉らせ玉へる事は。謂ゆる幽事の御定に。
 因らせ玉へる者にして。是人身の吉凶禍福。共に其大神の御心に因る事を。見奉り知へき確證にむ。
 若て記玉垣宮段に。品牟都和氣命の御事を。是子八拳鬚至心前。眞事登波受。中是天皇患賜而。御
 寢之時。覺于御夢。曰。修理我宮。如天皇之御舍者。御子必眞事登波牟。如此覺。時。布斗摩遲爾。

占相而求何神之。心ココロ爾ニ崇トシ出雲大神之御心。故其御子令拜其大神宮云々。因拜大神。大御子物詔。故參上來。故天皇歡喜。即返苑上王令造神宮。と見え。同天皇二十五年に。倭大神御言に。然先皇御間城天皇。雖祭祀神祇。微細未探其源根。以粗留於枝葉。故其天皇短命也。是以今汝御孫尊。悔先皇之不。及而慎祭。則汝尊壽命延長。復天下太平矣。と見えたる。是人の病も命も。共に幽事の方より。治させ玉へる證文にて。天神御子の所知食す顯露事とは。反對なる御事を。見奉知へき件なりかし。右の如く。幽事と云は。今日我々が身上に在事共なるを。惡しく心得る時は。死シて後に往へき。靈の上の事などと思ふなどは。古昔を能も明らかる事なり。 借其幽事を。天神本紀には。幽神之事と作て。カクレタルカミノコトと訓たり。記の於三百不足八十垺手サヤ隱而侍カクレテと有る。即幽事を所知食に當れり。侍サマとは。物の側より伺ひ居る事にし在ければ。人の爲す所業の善惡に就て。各治めさせ玉ふ御政御坐す謂なるにて。一條大閤の。顯露之事人道也。幽冥之事神道也。二道猶晝夜陰陽。二而爲一。人爲惡於顯明之地。則帝皇誅之。爲惡於幽冥之中。則鬼神罰之。爲善獲福者。亦同之。神事冥府之事。非祭祀幣幣之禮。祭祀幣幣猶屬顯露事。と注させ玉へるは。誠に見徹し玉へる御説にて。古來此に勝れるはなくなん有ける。と云れたり。

又汝應住天日隅宮者。今當供造。即以千尋栲繩。結爲百八十紐。其

造宮之制者。柱則高太。板則廣厚。又將田供佃。又爲汝往來遊海之具。高橋浮橋及天鳥船。亦將供造。又於天安河。亦造打橋。又供造百八十縫之白楯。

汝應住とは。神事を知り給ふへき。御靈の住坐す所を云。即記に。大己貴神の乞玉ふ御言に。僕住所者。とあるこれなり。○天日隅宮は。記に天之御巢とあるに同じ。名義。天は例の稱辭。日は御と通ひて。これも稱辭なり。例は神壽詞に。日眞名子とあるは。御眞名子。比莽呂岐は御室樹なるなど猶多かり。隅は出雲風土記に。日栖宮とある。栖の義なり。此は住所を稱へて言へる。上古の號と通ゆ。されは。高皇產靈尊の御言に。汝應住天日隅宮と詔ひ。大己貴神の御言には。天之御巢と。白玉へるなり。かくて後に宮號とはなりて。即出雲杵築大社是なり。さて重胤云。上にも云る如く。高皇產靈尊の勅に。今者聞汝所言。深有其理云々。と詔ひて。こゝに又汝應住天日隅宮者。今當供造云々とあると。對へて熱々思ふへし。必其御對の御言に。遊奉玉ひて後に。住坐へき宮造の事を。好み白し給へる事のありけむか。脱たる事著し。其文は。記に武甕槌神既に事代主神建御名方神を。言向竟坐して。後の事を記して。問其大國主神。汝子等事代主神。建御名方神。二神者。隨天神御子之

命。勿^レ違^レ白^レ訖。故汝心奈何。爾答白之。僕子等二神隨^レ白。僕之不^レ違。此葦原中國者。隨^レ命既獻。唯僕住所者。如^二天神御子之天津日繼所知之登陀流^一。天之御巢^二而。於^二底津石根。宮柱布斗斯理。於^二高天原。氷木多迦斯理而。治賜者。僕者於^二百不足八十坵手。隱而侍。とある。唯僕所住者と云より。以下の御言そ。此時白し玉へる御言なるか。紛れて異時の傳の如くはなりしなり。平田翁も既に此説は立られたれど、此を事代主神たる傳なり。として論はれたる説とも。甚く違へり。なほ次々に云へし。○今當供造は。前に乞白し玉へるを。諾ひまして。今供造らむと勅へるなり。さて其造宮の事は。上に注るか如く。第二一書に。即以^二紀伊國忌部遠祖。手置帆負神。定爲^二作笠者。彦狹知神爲^二作盾者。云々。と有る。其神等をして。此天日隅宮をは。令^レ作玉へるなり。其事出雲風土記に。神魂命詔之。十足天日栖宮之。縱橫御量。千尋栲繩持而。百結々。八十結々下而。此天御量持而。所^二造^二天下。大神之宮造奉。詔而。御子天御鳥命。楯部爲而。天降下之。と見えたる是なり。偕此の造は。其宮を造りて。治奉る事を云なり。右に引る上文には。造と云事を略きて。鎮坐ひ祭祀の事のみを宣るなから。互に相照して。其條理も帶る所無くして。甚能通ゆる者なり。此を以ても。上に謂ゆる天之御巢と。此天之御命とは。等しき事なるを知へし。○千尋栲繩。千尋は。たゞ繩の長さをいふ。記に。栲繩。栲繩は。栲の木皮もて索るなり。栲木は。豊後風土記に。栲樹多生。常取^二栲皮。以造^二木結。因曰^二栲繩。とある書より誤りつ。と師はいはれつれど。栲字を索る例なればは。いかん。此はなほ別に和字ならん。といへり。此繩上代には。普く何にも用ぬつと思しくて。古書に多く見えたり。歌に海人の栲繩。なといへる是なり。○結爲百八十紐。平田翁云。出雲風土記に。天日栖宮之縱橫御量。千尋栲繩持而。百結々八十結々下而。とあり。繩を幾條も結合せて。横を量り。また結下

て。縦を量り。高く長く造る由の古文なるか。また大殿祭詞に。此乃敷坐大宮地波。底津磐根乃極美。下津網根。古語。香繩之類。謂^二之網根。波府虫能禍無久云々。引結弊留。葛目能緩比。取^二葺計魯。草乃噪岐無久。と見え。顯宗天皇の室壽御語に。取^二結^二繩葛者。此家長御壽堅之也。などあるは。いと上代の家造は。いつこをも繩葛を以て。結固めし故の語なれば。此も其由かとも所思ゆ。若然もあらば。風土記なる下字は行にて。上と云り。○其造宮之制者。山蔭云。此は今當^二供造^二の下にあるべき文なり。千尋云々も。造宮の制なればなり。とあり。○柱則高太云々。太字本に大に作る。今熱田本丹鶴本等に據る。平田翁云。柱は高く太きを以貴とし。武野云。於^二底津石根。宮柱布斗斯理。また奥木柱太心者など。柱は太を貴ふにより。かゝる云かけも有なり。板は廣く厚きを美とするは常なり。是謂によりて。杵築大社は。其構殊に廣く大きにて。他社に勝れり。故大社としも。名に負て。今世に至るまでも。尙然りとぞん。玉野間。出雲大社神殿の高。上古のは三十二丈あり。中古には十六丈あり。今世のは八丈なり。古の時ま高しとれり。今の世の御殿も。大かたの御構は。此圖の如くなり。と云て。其圖を著されたり。就て見るへし。谷川氏は。聞^二之其製四方。八柱。中央有^二心柱。自^二礎至^二棟。長十三間半。木口徑九尺。といへり。とあり。○將田供佃。田とは神御食料なり。菓疏に。謂爲^二神田。擬^二桑盛。也。と云り。さて出雲風土記。出雲郡美談郷。所^二造^二天下。大神御子。和加布都怒志命。天地初判之後。天御領田之長。供奉坐之。即彼神坐^二郷中。故云^二三太三。とある。天地初判は。幽顯初判れたる後を云るにて。其天御領田は。即此なる天日隅宮に。附玉へる神田を云なり。猶又意字出雲神戶云々。熊野加武呂命。大穴持命。二所大神等。供奉。故云^二神戶。とある。神戶を供奉れるは。供御の御田を。進らせ玉ふなるをも。合せて思へし。と重胤云り。さて此の文。貞丈説に。田佃當^二互換。と云り。さる言なり。○往來遊海。通證に。重遠云。出雲國湖海美大。

是其往來遊賞之具也。とあり。○高橋浮橋。又云。高橋反橋。平田翁云。海に橋は似つかはしからず。此は海橋方舟之橋。天鳥船敏速之船。とあり。又重胤説に。爲三汝往來遊海之具。は句にて。次に高橋浮橋。天鳥船の如きは。内重外重の御溝水に。橋を架し。船を浮へさせ玉へるにて。其天鳥船は。海に遊はせ玉ふ用に。充玉へる者を見えたり。と云り。此事なほ次に云ふへし。○於天安河云々は。此神の高天原へ。參上り玉はむ時の料なり。○打橋。田沼善一云。打橋の打は。衣服に云る打着の打と同じ。打はうちかくる義にして。今の世にもうちかけ。と云衣ある。その打掛とうちきと。名の意は全同し事なり。うちこのみ云て。下にかけてと云こと無て。かけと云るに同じく開ゆるは。此詞に始よりさる意も有なり。打橋を。移しかくる橋の由に説るは。誤にて。打かくる橋と云事なり。柱も何もなくて。踏て通はるゝほとなる板を。たゞ渡したるを云るなり。打橋の名は。源氏桐つほにも。うちはしわたとの。こゝかしこのみちに。とありて。又夕貌にも其稱見えたり。細流の注に。渡殿のきり馬道に板をうちわたして。通ふ道なりと云ひ。用あらん時。とり放む爲に。釘してかためぬなり。と注り。此等か其名の本義を見るへき物なり。萬葉十に。機ハヤシのふみ木もち行て。天河打橋わたす。君かこんため。とあるも。假初に打かくる橋なれば。ふみ木なども用たるなり。と云り。此説よろし。○百八十縫之白楯。百八十は。楯の數多きを云。縫としも云は。縫て製るものなればなり。記傳云。楯は和名抄に。兼名苑云。楯一名楯。和名太天。また釋名云。狹而長曰步楯。步兵所持也。和名天太天。などあり。

名義は立なるへし。兵庫寮式に。凡踐祚大嘗會。新造神楯四枚。凡長一丈二尺四寸。木圍四尺四寸五分。中圍四尺。戰八竿云々。其料。黑牛皮八張。各長八尺。廣六尺。楯別三升八合。云々。商布四段四尺。其料。楯別云々。楯其料物委。とあり。是にて古の楯の事。大氏に知らる。楯を造るをば。縫と云へれば。皮を板の面に縫合せて。楯に張れるなるへし。とあり。平田翁云。白楯とは。纂疏に。白木色。大嘗祭時。宮門之南立楯戈。是類也と見え。口訣に。白楯者必有神社。神幸之時。以爲圍。天子行幸時。書獸要。白楯とあり。纂疏に白木色白と言るを思ふに。餘に飾なく造れるをいふか。さて今楯の事を。かく詔へるは。社の周にもたて。又神幸にも用る料と聞ゆる物から。猶別に由ありけに所思れと。其は未思得ず。和名抄征戰具に。長曰步楯。ひ。字彙に楯所。以敷身并。目云々。神武紀に。鳥見座。と云り。崇神紀に赤色楯戈。黒色楯戈。と云ふ。取所。入。御船之楯。而下立。とも見ゆ。を神に奉りし事も見えたり。葦牙云。さて神社其ほとととに。神田ある事。又船楯など作り奉り。神馬などを奉る事も。此時より始れることなるへし。其は人の目にこそ見え給はね。常に船にも馬にも乗たまひ。海にも河にも。幸ある事なるへし。又諸社の祭に。御輿奉りて。離宮また御旅所をといふに。奉仕ことあり。此は古書などには。見えざる事なれども。右の楯船などによりて思へは。此も上代よりの事なるへし。其は其所々に。古き傳説ありて。彼所の神は。其神の御祖神。此處の社は御子神。又兄弟の神に坐すなといひて。其幸行の由縁なども。處々に皆よくいひ傳たりしを。人の心もみな漢さまになりては。さる昔語は。これ幼稚き事とおもひて。語傳ふる人もなくなりて。絶たるなるへし。と云れたる。みな然る言ともなり。

又當主汝祭祀者天穗日命是也。

汝祭祀とは。上に云る。天日隅宮。即杵築宮に奉仕する神主を云。さて天穗日命をしも。定給へるは。平田翁云。前に此神天降りて。大己貴神を媚和せれば。彼神の御心に應へる事知へし。天照大神の御子。また日嗣御子の御弟なる神をしも。彼神の御心に應へるからに。其祭祀を主る神としも。定給へるは。御崇敬の極にそ有ける。と云れたり。偕天穗日命是也とはあれど。此國に留りて。祭を主り給ふは。天夷鳥命なり。さるをこゝに。當主汝祭祀者天穗日命是也。と見えたるは。其神の御子孫をして。令祭給ふ由にて。此時大神を。始て鎮め奉らせ玉ひて。諸部神と共に。天上に復命させ玉へりしなるべし。神賀詞に。八百丹杵築宮爾靜坐支。是爾親神魯伎神魯美乃命宜久。汝天穗比命波。天皇命能。手長大御世乎。堅磐爾常磐爾。伊波比奉。伊賀志乃御世爾。佐伎波閉奉。登。仰賜志。次乃隨爾。供齋。仕奉氏。朝日乃豊榮登爾。神乃禮自利臣能禮自登。御禱乃神寶。献良久登奏。と有は。天穗日命の。大己貴命を齋鎮めて。其禮實の神寶を撃けて。天上に復奏し玉ひて。次の隨に。出雲臣の仕奉る由なるか。記に。天菩比命之子。建比良鳥命。此出雲國造云々等之祖。と見えたりければ。此國に留坐るは。其天夷鳥命是始なる趣なり。即崇神紀にも。武日照命。一云武夷鳥。又云天夷鳥。從天將來神寶。藏于出雲大神宮。と見え。其御父の天穗日命を云さるは。其神はしも。天上に留まらせ坐るか故なりけり。

祝詞考にも。既に此等の事を。説て云れけるは。抑穗日命は。素戔嗚尊の御子なり。大己貴命は。素戔嗚尊の六代の孫なり。されども。大己貴命は天神の詔を受得て。天下を平。諸の國を作り成て。大國主におはすれば。天神王といへども。遂には媚給ひて。言治め成坐しつ。かゝれば穗日命の天降て。三年になるまで。漸に媚和し。宜き時を以。天に復命して。遂に天夷鳥命布都怒志命を天降し。建き稜威と。和し治ると。二を以て。大己貴命の日隅宮を。天神の御巢なして。崇み齋ひ祭らしむといふ契して。避潜まり坐しめたるは。專穗日命の思兼によれり。故に終の祭を。此命の主物とは。詔ひしなりけり。此事古事記日本紀の。一わたりの言にのみよらは。罪有へきを。さはなくて。此命に大己貴命の祭をなさむものと詔ひ。又此命天へ歸り坐さずは。此神王の命もあるへからず。末にも下つ國に。此命の坐よしも有へし。武三熊之大人の。父命の命に順と云るも。かく媚すは治むへからぬをもてのわざと知らる。古事記と紀にもれたる事を。神賀詞の古き傳をむかへて。思ひはかるべきなり。と云れ。又其頭書に。崇神紀に。詔曰。武日照命從天將來神寶。藏于出雲大神宮。是欲見云々。とある。抑此命始め國平に。天降り給ふ時には。神寶を持って降り給ふべきならねは。此は後に大名持命を祭らむために。天降給へる度の事なるへし。かゝれば此命も。一度天に復命申給ひし事知らる。神代紀に見えたる如くのみならぬ事。同紀のうちにて。かくの如くなれば。此の文を疑ふ事なれ。また穗日命は。皇祖神の命は有しかとも。此祭をとらて。御子日照命を天降して。其事をとら

しめ給ひし事も知られたり。と云れ。後釋にも。古事記に出雲氏の祖を。天菩比命此出雲國造等祖。とは記さずして。天菩比命之子。建比良鳥命。此出雲國造等祖。と記したるは。考に云れたる如くなる故なり。と云れたる。みな然る事ともなり。但し説詞考の文には。をりくいかと。さてかく。汝の祭祀を主む者は。天穗日命と詔ひしは。神賀詞に依るに。賀茂翁も言れし事の如く。只に大己貴命の御祀のみには非て。大己貴命を敬祭り。且つ御孫尊を。遠長く堅石に常石に。齋ひ奉らむ爲なること。神魯岐神魯美命の。穗日命に宣給ひし御言にて知られたり。借重胤云。右の造宮の制はしも。然計の御勢にては。御坐なから。猶天神御子の御舍ミツカの如くは。爲させ給ざりしなりけり。然して此時に至りて。今まで現人神にて渡らせ給ひし間に。所知食ける現事顯事をしも。天神御子に避奉らせ給て。御身自は。八十隈に隠させ御坐て。神事幽事を。所知食させ玉ふと爲ては。其鎮坐す宮の制をは。以前の狀に易て。天神御子の住せ給ふ。天之御舍の如く。造らしめ玉ふべきを。乞奉らせ玉へるにて。此時に至るまで。天下造らしめ大神と坐て。國土に在ゆる諸神を。從へさせ給ひ。滄海原潮之八百重を。悉く主領らせ坐と雖も。天神に對奉りて。斯許カクハり己命の。慎せ御坐けるなりけり。今は天神御子に。相並はし坐て。神事幽事を所知食か故に。萬は天皇の如くに。會釋はせ賜へらむ御事を。天神にかくなん。乞奉らせ玉へるには有ける。天神の其に對へさせ玉へる大命の中に。又當主ミ汝祭祀者。天穗日命是也。と詔ひ下給へるを以ても。此より以後の狀はしも。凡て天皇に准らへさせ給へる御事をなん。見

奉り知へかりける。然れば。此文唯に造宮の制のみを。乞奉らせ玉へる狀に心得むは。輪思兼の智玉らざる所有か故也。萬の借其事をしも。皆からに天皇に仕奉るか如く。治めさせ玉ふへき由を。天神に申させ玉へる物なりけらし。造宮の制はしも。拾遺に。令ミ手置帆負神。彥狹知二神。以ミ天御量ニ云々。造ニ瑞殿一兼作ニ御笠及矛盾一と見えたる。是天照大神の。日宮の御事にして。其制ある始是なり。若てこゝに。汝應住天日隅宮者。今當ニ供造ニ云々。又供ニ造百八十縫之白楯一と有は。全く天神御子の。宮制の法なるを。其に准らへて。今此に令ミ造玉ふとなり。柱則高太。板則廣厚は。記に謂ゆる。於ニ底津石根一宮柱布刀斯理。於ニ高天原一。冰木多迦斯理。是なり。又將ニ田供佃一は。天皇の供御の料の營田に。准らへ給へるにて。出雲風土記に。天御領田ニ云る是なり。又爲ニ汝往來遊海之具一は。句にて。次に高橋浮橋天鳥船の如きは。内重外重の御溝水に。橋を架し。船を浮へさせ玉へるにて。其天鳥船は。海に遊はせ給ふ用に。充玉へる者と見えたり。又於ニ天安河ニ云々と有る。天安河は。天上の河名なり。此天日隅宮の側の河をしも。其に准らへさせ給へるを以て。其天之御舍を移して。天上の儀式の任に。行はせさせ玉へる御事を。見奉り知へきなり。此等を以て。上天に在し天忍穗耳尊の。皇宮の御有狀を。想像り奉るへく。又大國主神の。其造宮の制の如く。治させ給へらむ御事を。乞奉らせ玉へる御旨をも。推量り奉るへき者なりかし。と云れたるは。みなさる説等なり。

於是大己貴神報曰。天神勅教慇懃如此。敢不從命乎。吾所治顯露。

事者。皇孫當治。吾將退治幽事。乃薦岐神於二神。曰。是當代我而奉從也。吾將自此避去。即躬披瑞之八坂瓊。而長隱者矣。故經津主神。以岐神爲鄉導。周流削平。有逆命者。即加斬戮。歸順者。仍加褒美。

慇懃は。泥母許呂と訓へし。チムコロと訓は。音便にて正しからず。萬葉に葦根乃慇懃。また菅根乃慇懃。などあり。○吾所治顯露事とは。此時まで。大己貴命の治看すことなれば。かく謂へるなり。○皇孫當治は。右の汝所治顯露之事。宜吾孫治之。汝則可。以治三神事とある。大詔のまゝに。幽神事をは吾治む。皇孫尊は。顯露事を知しめせと。讓申し玉ふなり。○退とは。彼謂ゆる八十隈に隠れむ。と詔ふにて。實は天神の造らしめ給へる宮に。鎮坐すを。退くと云るなり。○幽事。舊事記には。吾將退治。幽神事と。顯露事に對て。此も三字に作れること。既に云り。本の訓に隨ひて。カクレタル事。と訓へし。記傳に。これをカミコトと訓り。古き訓にもあり。舊事記の如くならば。カクレタルカミコトと訓へし。さて隠れたる事とは。現事顯事に對へて。神事の。顯に目にも見えす。誰か爲すともなく。自然に行はるゝか如きを云なり。○薦岐神云々は。大己貴命は。既に此顯世を離りて。幽世に隠るひ坐むと。思ほし給ふか故なり。纂疏に。岐神主道路之神。薦奉之。而爲二神先導也。とあり。この神は。伊弉諾尊の黃泉よりかへり

玉ふ時。御杖を投給ふに生坐る神なれば。道行によしある神にて。今二神の。國を行めぐり給ふ案内とは。爲玉ふなりけり。重胤云。此の岐神と申すは。伊弉諾尊の黃泉よりかへり玉ふ時。御杖に生坐る岐神。即それにて。此も大己とあるも。こゝに薦岐神於二神とあるも。別々の事に心得へか。○躬披瑞之八坂瓊。披は。被に作れる本もあれと。字典に披らす。と云れたり。この事は。上卷岐神の下にも。已に引て云り。○躬披瑞之八坂瓊。披は。披に作れる本もあれと。字典に披らす。と云れたり。この事は。上卷岐神の下にも。已に引て云り。字書に。荷衣曰披と。被負也。又帶也。ともあれは。其義にて負而なり。纂疏に。披者負之意。如披衣之披とあり。御躬に八尺瓊を負持て隱坐るなり。さて今隱坐る時に當て。瓊を持去給ふ意は。知へからねと。御躬の裝飾はさるものにて。護身の御履とも爲玉ふ。尊き瓊とおもほしける故ならむ。纂疏に。以瑞玉爲瓊也。とあるも。此意なるへし。この瓊の事に就ては。諸注とりくりに説あれとも。みな説得たりとも見えす。ことに真龍か。披字を登伎豆と訓るなどは。甚杜撰なり。又重胤は於伎豆と訓るも。字義に叶はず。其説に。其玉を置し給へるなり。此玉を天神御許に。奉らしけるを。天神御子に傳りて。崇神紀に。先。是天照大神。倭大國魂神。於天孫大國之内。とある御是なり。倭大國魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊爲神體。奉。と見えたる如く。大倭神社の神體と。齋れさせ坐けるなり。と云れたるは。平田翁の説に據られたるなれとも。此時の瓊の。大倭神社の神體なること。更に證なし。出雲風土記。意宇郡母理郷條。八雲立出雲國者。我靜坐國。青垣山廻而。玉珍置賜而守詔。とあるも。玉を御身に添へ置して。護身の鎮と爲給ひしなるへし。されど。この瓊とあるは。此の頁と同訓とは爲難し。○經津主神の下。武甕槌神の四字。貞丈校本にあり。補ふへし。上に薦岐神於二神とあるにて。脱したる事知られたり。○鄉導。平田翁云。美知備伎と訓へし。舊くノミチヒキ。と訓たれと非なり。其は谷川氏説に。郷は郷と通へり。經國の郷に非ず。と云るかことし。抑葦原中國の荒振神等を。平和し坐る事は。經津主武甕槌二神の。稜威に依ことにはあれと。また岐神嚮導して。御前に立給へる故に。枉神妖鬼とももの。殊に恐怖

りて。速く神功竟給へるにそ有ける。其は岐神はしも。伊弉諾尊の。預美國より荒ひ疎ひ來る物を。攘はむと念し凝し坐る。御靈によりて。成坐る故に。預美國に屬る物を。撥平る功あること。既に云り。然るに當時世に疎ひたりし妖神ともは。預美國の穢惡に因て。成れる神等なる故に。二神の國巡りて。其妖神を攘はむ時に。此神を嚮導とせば。速に其功の成をむ事を所思して。大國主神の薦め給へりしなり。果して御思慮の如く。御削平の功績の。伊豆速かりし事。此段に見えたるか如し。され

大國主神のこれにて。國巡り作堅め。荒振神を平給へる時。常に此神を嚮導とし玉ひけん事は。云ふもさらなり。と云れたる。然説なり。○周流削平。且周り且平らくるなり。周流を古寫本に。メクリアリキツ、と訓るよろし。此時の事を。式の祝詞等に。荒振神等乎波。神問志爾。問志賜比。神掃爾。掃賜比氏。とありて。神問し問し給へど。歸順奉らで。なほ荒振神等をは。神掃に掃ひたまへるなり。彼平國之廣矛を。杖歩かせ玉ひて。荒振神を言向させ玉へるなり。出雲風土記に。意宇郡楯縫郷。云々布都怒志命之。天石楯縫直給之。故云楯縫と見え。又山國郷。云々布都怒志命之。國巡坐時。來坐此處而詔。是土者不_レ止欲_レ見詔。故云山國也。なと有て。此間に種々の御事御坐けるなりけり。常陸風土記香島郡條に。豐葦原水穗國。所依將奉上始留爾。荒振神等。又石根木立。草乃片葉辭語之。晝者狹蠅音聲。夜者火光明國。是乎事向平定。大神從_二上天_一降供奉。と有は。武甕槌神の御事なり。又信太郎條に。天地權輿。草木言語之時。自_レ天降來神。名稱_二普都大神_一云々。甲戈楯劍及所執玉珪。悉皆脫履。留_二置茲地_一。即乘_二白雲_一還昇_二蒼天_一。と所見たる。是經津主神の御事なり。右

の乘_二白雲_一還昇_二蒼天_一と云は。此所より。二神共に。上天に還昇玉へるなるが。此にて御身に從へさせ給へる物を。留置せ玉へる。香取神宮の神體となり。鹿島神宮の靈形と成れりし御物共なるか。國の鎮めに殘させ玉へるにて。其地に靈を鎮めさせ玉へるなり。

是時歸順之首渠者。大物主神及事代主神。乃合_二八十萬神於天高市_一。帥以昇_二天_一。陳_二其誠欸之至_一。時高皇產靈尊勅_二大物主神_一。汝若以_二國神_一爲_レ妻。吾猶謂_二汝有_二疏心_一。故今以_二吾女_一二穗津姬_一配_レ汝爲_レ妻。宜領_二八十萬神_一。永爲_二皇孫_一奉護。乃使_二還降_一之。

是時とは。二神の天下を既に事趣竟玉へる時を云。平田翁云。此一書は。二神の復奏し玉へる事は。傳へ漏して。大物主神事代主神の。八十萬神を合へて。其神等を帥て。共に天に昇り。歸順奉れる誠心を。高皇產靈神の御前に。陳し玉へるとの事なり。其は乃字にて。しか聞えたり。とあり。○首渠者。集解本には。首を箇に改めたり。神武紀に。魁帥此云_二比登誤_一。迦彌_一とあり。平田翁云。師言に比登基能加美とは。其中の長を云とあり。人子之長の義なるへし。と云り。○大物主神。記傳云。つら／＼此段を考るに。此神の御名。初には大己貴神とのみ有て。今の歸化へる處に至て。名を更て。かく大物主神とあるは。

即此時に。高御產巢日命の給へる御名なるへし。神代紀にて。此一段は。事の邊まさらはしき故に。古來種々解者誤れる事なり。よくせずはまかひぬへし。今其大旨を略云む。まつ長慶矣。と云まては。此神の現身の事。大物主神及事代主神云々と云より。御靈の事なり。凡て神代の故事。現身と御靈と。差別なく語り傳へたる物なる故に。まさる事多し。此段も此差別を。よく辨ふべき事なり。さて長慶とは。現身は八十羽手に隱給ふを云。さて御靈をどうもて。皇孫命の御靈となし玉ふ。其時に。高天原に參出たまひて。高御產巢日命の詔を蒙り玉ひ。大物主と云御名をも。賜はり玉ふなるへし。故此處に至りて。始て此御名を舉たるなり。されは帥給ふ八十萬神も。御靈を云なり。さて上文に。故更條々而勅之。夫故云々とある。此つとまの條々は。御靈の上の事を。豫て訓し玉へるなり。抑かく現身と御靈とを。別て見されは。此物主とは。八十萬神の首として。皇孫命を護奉るを以。神之大人と云むか如し。とあり。平田翁云。凡て物と云稱は。萬に泛くわたる中に。我に對へる物を。泛く指て云こと多く。たとへば。此人彼人を。此者彼者と云類なり。其より轉りては。萬物をも物といひ。また移りては。鬼魅の類は更なり。神をも泛く物といひ。そは物氣。物狂。物の體。託物の爲たる云。物の類はなとある物など。凡て神を云り。また正しく尊き神に對へては。邪神妖鬼の類をもいへり。そは神代紀に。葦原中國之邪鬼とあるを。私記に安之支毛乃。さて此時帥給へるは。實に師言の如く。事代主神を始め。八百萬神も。其靈なること著けられは。さるは御自の現身は。既に杵築宮に隱坐し。事代主神の現身は。青柴垣に隱坐し。從へ玉へる神等も。風土を。葦原人の遺れるに。是は神の遺れり。と有を以。有ゆる神の物主たること明く。また同御世に。段を流行せ玉へるを以。さる態を行ふ妖鬼の類にも。物主たる事著く。また同御世に。我を云々祭りては。外國人を參來しめむと。御託し坐るに。果して其御言の如くなりしなを以て。外國の物まてを。と云り。偕又本居翁說に。此神を神代紀に。大己貴神の一名ともを舉たる處に。亦名大物主神とあるは。古意に違へり。かくて世々の識者。たゞ廣く大己貴神の一名とのみ心得居る

は。古書を見ることこの精しからざるなり。と云れたる。さる言なれど。或人說に。神代紀のみならず。拾遺にも。大己貴神の一名とし。また播磨風土記。美彥郡志染里の處に。大物主葦原志許乎命などある大物主は。正しく大己貴命の亦名と聞ゆ。されは。此段に出たる。和魂大物主神とは。もとより別なり。其故は大己貴神は。既に須世理比賣命を。嫡妻としてある上に。重ねて高皇產靈神の御女を。后に給ふへくもあらざるをや。と云り。かく御魂にも顯身にも。通して申せるにて。大物主と申すも。兩方に通はせても稱す御名と見たらんに。妨なかるへし。○事代主神。此神も現身は既に。青柴垣に隱給ひしかは。是は御靈なり。○八十萬神。平田翁云。常には天神國神を總て云へとも。こゝは國神等。八十萬神を云なり。其は大國主神事代主神の。素より從へ給ひし神等は更なり。是時經津主武甕槌二神の事趣に。歸順たりし神等の御靈をも。悉合へ給へるなり。但し其は。皆御靈なりし事も。とあり。○天高市の事は。上卷 石窟段 一書 に云るか如く。こゝも今八十萬神の合ひ給へる地なる故に稱ふ。市とは。四方より人の集合ふ處を云名なり。さて天とは。天國にある地なるか故に言ること。本よりなり。○昇天。上に合ふ於天高市といひて。こゝに昇天とあるは。叶はざるか如くなれど。故或說には。昇天字を。事代主神乃の下に移して見よといひ。蘇疏などには。天高市を大和國なる高市と。といへれど。共に非なり。天高市に合ふとは。其會合坐る地に附ていひ。さて昇天とは。天照大神高皇產靈尊の大御許に。參出ますにつきて云るなり。今始て天に昇坐るにはあらず。天に昇りませるは。高市に合坐る前にあるべきなり。さて天神の御許に。至り給へるを。天に昇るとしも云は。此段天に昇り坐るは。主と天神の御許に。至りまごむが爲なればなり。○陳其誠敬之至。平田翁云。此は一通りに解むには。此度歸順へ

る事の。違なき由を。陳せるなりと。解釋へけれど。誠歎之至と書れたるか。小縁ならす聞ゆるに就て。渾く考ふるに。此は是時歸順の實を。陳たまへる事は。更にもいはす。しか服従ませる素懐をも。陳奏し給へりけむ。然るは此神の勤給へる。國作の御業は。産靈大神の命を承給へる。伊弉諾伊弉册二柱神の。成竟給はさる御業にて。素戔嗚尊の成竟給ふへき道理なるを。彼神は由縁ありて。此も其業成終す。後に其舉を此神に任し給ひ。國修竟て後は。天神御子に避奉りて。終には其願國の國魂神となれといふ。御諭ありし故に。國作竟給はむ後は。天神之御子に。讓奉るへき大義を。甚熱知看して坐しかは。避奉らさる以前といへとも。聊も天津神に。禮なき意は持給はさる御有状なり。故今其事を白し。己命の勤給へる御業は。始に産靈大神の。二神に依給へる業を受嗣て。果せるなるを。今己に道理のまに。天神御子に。天下の顯事は授奉り。幽事の御依を承給りてあれは。是ぞ我が本分の道を盡して。素懐をも遂たるにて侍りと。復奏し給へる事とそ知られたる。と云れたるは。さる言と通ひたり。○國神は。高天原に坐神を。天神と申に對へて。葦原中國なる神を云なり。○妻をツマと訓るは。景行紀。孀此云三菟摩とあれとも。女にのみは限らず。すへて物を兩つ並ぶる時の名なり。衣のつま。屋のつま。などのつまも同じ事にて。男女互に云稱なり。和名抄白虎通云。妻者齊也。與夫齊禮也。和名米とあり。○疏心。本のまゝにウトキ心と訓へし。今も睦ひ親しむ心の薄きを。うとしと云それなり。祝詞等に疏夫留物。また疎備荒備などの疎も。言の本は同じけれど。こゝにて

はさまての義にてはあるへからず。○三穗津媛。平田翁云。御名義未思得す。出雲國の地名三保穗津媛之神は。然る地名を真給ふへく。式に。大和國城下郡に。村屋坐彌富都比賣神社。大月次相とある御社は。此神にて。清和天皇貞觀元年正月に。從五位上を奉られたり。今福富村と云にありて。森屋城上郡大神大物主神社に。間近く立給へり。口訣に。出雲國杵築大神大后神社を。此神なりと云は。甚く遠へり。彼社は須勢理毘賣命にて。本とあり。かくて。駿河風土記に。廬原郡御穗神社。所祭大己貴命。又號御穗津比咩命也。羽車磯田社離宮也。大己貴命登天上。奏歸順一條。忽乘御天日鷲大日鷲羽車。休御穗御崎。後其鷲爲社。云々とあれとも。此風土記は後の物なれば信かたし。鎮坐次第記に。三穗神社三穗津媛命と有は。村屋社の外に別社有か。猶考へし。○配汝爲妻。或人云。此大物主神は。未御嫡妻をは。持給はぬ事と聞えて。汝若以國神爲妻とある。若字最其意ある詔命なるを思ふへし。今此神に。高皇產靈尊御親の御女を配せて。如此重く御響應したまへるは。所謂大物主とまして。天下の荒ふる神等御魂等を。問和して。服従へ仕奉らしめ給へる。賞の賜物とこそおほゆれ。と云り。○願八十萬神。平田翁云。此勅命を熟思ふにも。大物主と申す御名は。是時に高皇產靈神の給へるならむ。と言れし師考の。動くましくこそおほゆれ。其は八十萬神と云は。此にては。八十萬物といふへき意は。あれはなり。と云り。○使還降之は。或人云。此願國に還降らしめ給ふにて。式大和國城上郡大物主神社。とある此御社に。到り給ふへきは。云もさらなり。其は最早く己命の乞はし玉へるまに。大己貴命の親ら。齋き祭り置きたまへるを。おもふへしと云り。さて此時三穗津媛神をも。

帥て降り坐て。共に住給ひしなり。と云るもさる事なり。

即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神。定爲作笠者。彦狹知神爲作盾者。天目一箇神爲作金者。天日鷲神爲作木綿者。櫛明玉神爲作玉者。乃使太玉命以弱肩被太手緋。而代御手以祭此神者。始起於此矣。

即以紀伊國云々。以下は纂疏に。笠盾等。祭大物主神之具。五神則供其一事也。口訣にも。代御手者。代天孫。祭大已貴神と云れり。とあり。集解に。以下叙爲皇孫降臨。先以五氏定其職。と云れたるは然らず。こゝは國避の御事に就て。大物主神大己貴神等を。祭らしめ給ふ式を。定め玉ふなり。さて其式に依りて。他神をも祭らせ給ふこととはなれるなり。記傳に。上に既に當女。主祭。祭者。天日命とあるを。又こゝに。諸部の神等をして。祭して。祭玉ふなれば。何の妨かあらん。と云れたるか如し。○手置帆負神は。弘仁私記に。互於支保於比とある訓によるへし。さて此に紀伊國忌部とあるは。手置帆負。彦狹知。二神にかけて見るへし。平田翁云。拾遺にも。神武天皇。令天富命。太玉命。率多置帆負彦狹知二神之孫。以齋斧齋組。始採山材。構立正殿。故其裔今在紀伊國名草郡御木魚香二郷。云々とありて。二書とも。其祖を二神に係たるを思ふに。彦狹知命は。手置帆負命の子にて。御父子とも。木工屋作などの事を。知玉へる故なりけり。其中にも。父神は笠を作る事を得たまひ。子神は盾を作る事

事を得たまひけん故に。こは。さて其裔の紀伊國に住ける事は。彼國は木のよく生る國なればなり。式に紀伊持分て物し給へるなるへし。國名草郡鳴神社。名神大。月これ手置帆負彦狹知二神の御社なりとそ。其は編考に。此社は日前宮の東五町ばかりしを。享保十八年領主より造營して。舊址に隨ひて二社を建つ。社南面七尺さかり。瑞垣あり。懸木東は外うき。西は内そきなり。社人を武川主馬と云。社域の内。四の方に靈窟あり。神名知れず。其社より南六町ばかりに小山あり。忌部山と云。山下には小村あり。忌部村と云ふ。是即ち手置帆負彦狹知命の所居なる事疑なし。といへり。永享大嘗會記云。兵庫寮神楯梓立之。件楯梓。紀州鳴神社氏人等相諭之。經御沙汰之後。祝與氏人相合。楯一帖充造進。云々とあり。是鳴神社の。手置帆負日。さて此二神は。誰神の御子と云こと。書どもに所見たる事なく。據考ふへき便なきに似たれど。其裔の紀伊國名草郡に住るに就て。熱々に思へは。此は紀伊國造紀直の祖なるへく所思たり。其は姓氏錄。天神に。紀直神魂命。子御食持命之後也。神代系紀にも。神皇產靈神兒。天。また河内。紀伊直。神魂命五世孫。天道根命之後也。國造命。紀伊國造。權原御世神皇產靈命五世孫。天道根命定。賜國造とみゆ。世數よく符り。信に道根。また和泉。大村直。紀同祖大名草彦命男。枳彌都彌命之後也。また高野大名草命之後也。とも見えたり。三代實錄に。貞觀五年九月。紀伊國名草郡人。内暨從八位下紀直貞吉云々。などあるを。合せて思ふに。御食持命と云は。手置帆負命の別名なる事灼し。其由は。御食の食は借字にて。名義は御木持なるへし。其は御殿造る御木の事に。與かり持つよしの名なり。上に引る。御木魚香。郷の故事を思ふへし。かくて此神。名草郡に住しを。其四世孫道根命の時に。神武天皇。彼國造に定給ひき。直と云戸をも給ひて。此より國造の事は行ひつゝも。猶神代よりの由縁のまに。名草郡に住て。御木御殿の事。また御笠楯梓などを。造仕奉れる。其職號を。忌部とは云るならむ。紀直の名草

郡に住る事は。大名草彦といふ名を負る人あると。三代實錄に。名草郡人紀直貞吉と云人あるにて炳焉し。なほ國史に。此郡人に。紀氏見えた。かゝれば紀氏より別たる家は。姓氏錄に十四家はかりも載られたる。るを。今は此一人を擧て證としつ。

其みを手置帆負彦狹知命の裔になむ有ける。と云れたり。なほよく考へし。○手置帆負神彦狹知神。又云。此二神の始めて。御殿を造り給へる事より。及ほして。名義を考るに。まつ手置とは。手を布て物を度るを云ふ。其は曲尺を用るは。稍後の事にて。古は必手して度けむ故に。十握劔。八握須。七握腰などの都加。また八咫鏡の咫。みな手の度なり。かくて中古より以來。矢の長を。十三束。十五束など云も。古風の遺れるなり。 帆負の帆は。借字にて尋負なり。尋は一尋二尋などの尋なり。此は一廣け。二廣。十五束など云も。古風の遺れるなり。 船の帆即比呂なり。又軍裝の保呂といふ物も。帆と同音なるへし。かく。又見る時は。帆も借字には非ず。正字と云へしか。 斯て尋は。長一丈ならむ者は。尋も一丈あるへく。五尺の人は。尋も五尺なり。これ大抵定れる度なり。然れば小物は。手にて度り。大なる物は。尋にて度れりを見ゆれば。手置帆負命と。御名に負給へるなるへし。武郡云。こゝに負と云義を説き置きたり。按に負とは。彦狹知命の知と同じく。度の本を預持する由の御名なるか。

彦狹知命の彦は稱辭。狹知は。狹は借字にて。度知の義ならんか。佐所。利の斯々。一言。に約まるは常なり。 其は尺度にて。物を度り給へるよりの名なるへくおほゆればなり。但毛能佐斯を。唯に佐斯とはかり言むは。いかかにもおもふへけれど。毛能とは弘く諸物を指て言辭にて。佐斯とのみ云そ。本語なりける。其はサシカチ。曲尺のサシは更なり。さし對ひ。さしふたき。又二人にて物することを。さしに。さて掌は。彼事を司る。此處を鎮る。また神そしむらて爲と云などのさしも。此と彼と。差通れるを云て。同意なるへし。

むなどの斯留。みな同言にて。尺度を掌給へる故の御名なるへし。武郡云。此御名舊くヒコサチとも訓り。しかよむ時は。佐知と佐斯と通へは。彦度の義にもあ

るへ。其は尺度は。家作に無くては叶はざるは。更にも云はず。萬の器械を作るにも。必用るへき物なるを。此二神さる方に。功く坐ます故に。各も各も其事を。御名には負給へるなりけり。と云り。重

も此等の説に就て。なほ云けるは。上代に物を量るに。身度なるあり。曲尺なるあり。拾遺によるに。二神は天御量に依れる神名なり。手置は布し手と云に同じ。帆負は度通にて。物の度を度て。量り行を云て。此は謂ゆる身度の神なり。次に彦狹知は尺知と云事にて。右に云る天御量を以。物の規矩を定給ふ神名と聞ゆれば。此は曲尺の。○作笠者。笠は菅を糸以て縫て。作る物なる故に。萬葉に。王之御笠爾縫有在間菅云々。また笠縫之島。など云る地名も見えたり。舊事紀に。笠縫部。神。紀に笠縫邑。と云もあり。さて此笠。また次なる盾。木綿。玉。みな神事の幣物の料なり。そは上の五部神の掌り玉ふ麻は。みな神事の料なり。と云る説を。こゝに思合すへし。こゝなる神等も。みな神を祭り玉ふ時の爲に。降し給ふなりけり。 平田翁云。儀式帳に。新宮遷奉御装束用物の條に。菅。刺羽二柄。菅。御笠二口。など見えたる即是なり。荒祭宮の装束の處にも。菅蓋一柄。口徑四尺五寸。金飴。とあり。また御笠縫内人。無位乙部部淨麻呂。右人卜食定。補任之日。後。家被清齋慎。供奉職掌。御笠二十二蓋。御簀廿領。忌敬供奉。具顯。二月記條。また四月十四日。神衣祭の次に。同日御笠縫内人。造奉御簀廿二領。御笠廿二蓋。即散用大神宮三具。荒祭宮一具。とあり。此外に。大奈保見神社。伊加津知神社。風神社。瀬祭社。月讀宮。小朝熊社。伊雜宮。流原宮。團相社。鴨社。蚊野社。などへ奉る。 見えたり。此外に。年中行事四月十四日條。風日祈宮祭禮神事。御笠の事など。あまり長ければ略けり。按内匠式に。菅蓋一具。菅并骨料材。從攝津國笠縫氏參來作。とあり。右の笠縫内人。此笠縫氏。姓氏錄。不見。 手置帆負神の子孫なるべ。いまた考へず。○作盾者は。拾遺に。手置帆負命。讚岐國忌部祖也。また手置帆負命之孫。造矛竿。其裔今分在讚岐國。毎年調庸之外。貢八百竿。是其事證也。此國より毎年矛竿を進れると。臨時祭式。また中右記大治二年六月八日の處等に見えたり。

また令ニ手置帆負彦狹知二神。以ニ天御量。伐ニ大峽小峽之材。而造ニ瑞殿。兼作ニ御笠及矛楯。などあり。また踐祚大嘗祭式に。楯。丹波國楯縫氏造之。阿波人池邊氏傳云。丹波丹波には。忌部に由ある神。あまた鎮。坐事は。丹波水上郡楯縫神社は。若くは彦狹知神には坐さるか。とあり。此楯縫を作ること。委。兵陣祭式に見えたり。これによりて思へは。矛をも手置帆負神の。作り玉ひし事はさらにて。此にも作矛者のことあるへし。若くは手置帆負神。定爲ニ作笠者亦作矛者。などありしが。脱たるにもあるへし。

○天目一箇神は。此神名も。弘仁私記に。阿米高比等部とあり。姓氏録に。山城。山背忌寸。天都比古禰命子。天麻比止都禰命之後也。とあり。なほ此神の事は。上卷天津彦根命の下に云る事あり。平田翁云。御名義は。麻比止都は。目一箇と書る字の意にて。此神は御目の。一ましけるなるへし。伊勢の多度神社の枝社に坐す。俗に一目連と申す神を。此神なりと申すをも思ふへし。根は稱言なり。故略きても申せり。

また麻比止都禰は。眞一椀の意にて。日女島を天一椀と云る類の。美高かとも思へと。さる意ならむには。根を踏まては云ましければ。なほ目一箇の意なるへし。と云り。さて拾遺に。太玉命所率神。天目一箇命。筑紫伊勢兩國祖也。姓氏録。右京神別。島名首。天津彦根命男。天久之比乃命之後也。とあるを合せて思ふに。天目一箇命の御裔の。鍛冶部を統領りて。衆名に在しを。伊勢國忌部とも。衆名首とも云しならむか。さて上の手置帆負神の例によらば。此にも筑紫國忌部遠祖と。また磐窟段に。令ニ天目一箇神。爲ニ造雜刀斧。及鐵鐸。また崇か。伊勢國忌部遠祖。天目一箇神とあるへきなり。

神段に。石凝姥神裔。天目一箇神裔二氏。更鑄ニ鏡造ニ劔などあり。記の石屋段なる。天津麻呂は。天目一椀命の亦名にて。此は鍛冶の遠祖なるか。此神と石凝姥神と二神にて。かの神鏡は造れるよしなり。式播磨國多可郡。天目一神社。姓氏録に。菅田首。天久斯麻比止都命之後也。とあり。

○作金者。右の拾遺の文によるに。今も幣物の刀斧また鐵鐸などを造れるなるへし。予は手置帆負神の作り給へれば。此神の預り玉ふまじき事。上に云るを見合へし。さて上卷の一書には。石凝姥爲ニ治工。とあるに。此に天目一箇神を爲ニ作金者。と云るは。同じ事の様なれと然らず。石凝姥は鏡の治工なり。

り。天目一箇神は。唯の鍛冶なり。此差異を思ふへし。○天日鷲神の事も。作木綿の事も。已に上卷に出。○櫛明玉神の事も。既に出。○作玉者。此神の作玉者となり玉ふ事も。既に出。さて拾遺に。櫛明玉命。出雲國忌部玉作祖也。とありて。臨時祭式に。凡出雲國所進御富岐玉六十連。令ニ意宇郡神戶玉作氏。造備。とあり。これ此神の裔孫の玉造なり。○手置帆負神より以下。みな大物主神を祭る幣物なり。此より以下は。其幣物を陳ねて。太玉命の取持ち。天兒屋命は。太占卜事を以。神の御心を問せ玉ふ由の文なり。これを集解に引放ちたるは。甚しき非なり。○以弱肩被太手纏は。祈年祭祝詞に。辭別忌部能弱肩爾。太多須支取掛氏云々。本居翁云。肩はつかひ目にて。折屈む所なる故に。弱とは云なり。と云り。されと祝詞考に。弱肩云々は。續紀の詔に。弱き身に重き任する事を詔へるに均しく。文に云て。且忌部の勞き仕奉るをあらはせり。と云る方まされる心ちす。重胤此説に據て。云れけるは。向ふ所の神を尊奉りて。殊更に謙退りて。弱肩と云て。文を抑へ。其より神事に仕奉る事の。懇到なる志を見せ奉りて。太禰と云て。文を起せる者なるか。是に依て。其に云列ぬる事の。二ながらに活きて。其心も厚く聞ゆるか如し。と云れたり。さて手纏の事も。神祭の時に手纏を掛る事も。既に神代上に云り。○代御手以祭此神。代御手は。私記に美豆之呂止之豆とある訓よろし。纂疏云。代御手者。代ニ天子自祭。而祀之也。とあり。記傳云。御孫命に代り奉りて。御幣を取持を云なり。御手と云に心を付へし。たゞ代りて祭るとのみは。精しからずと云り。さる言なり。祭ニ此神。は。口訣に。

代天孫。祭大己貴神。と云るか如し。○始起於此は。纂疏に。謂後世取法於此也。と云れたるか如く。杵築社を始め。諸社の御祭の式も。みな法をこゝに取れる也。

且天兒屋命主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事而奉仕焉。

且。通證云。今按且字緊承上文。諸家以且以下爲別段。說者。恐非。とあり。ざるを口訣には。上言。忌部氏所掌。此言。中臣氏所掌

也。と云り。○主神事之宗源者也。本の訓はあやまりなり。またこの神事に。カミコト。神事は。即上に幽事とも。神事

とも云ると同じ。纂疏の其の處の注に。神事則冥府之事。非祭祀性幣之禮也。と云れたる。其の意に

て。神事は神祇の事情なり。知宗源とは。其源根を探知る事にて。釋紀に引る龜兆傳にも。此書編相

に。全文あり。疑はしき。太詔戸命進啓云々。吾者能知上國地下天神地祇。况復人情憤悵哉。とあるを以。知る

事もあれど。古書なり。

へし。天兒屋命の神事の宗源を知れる由は。亦名太詔詞命。久慈眞知命とも申して。平田翁の考あり。なほ

久慈眞智命太詔詞命。ト事を知り給へはなり。次に云。○俾以太占之卜事而奉仕。右に云る如く。此神

天兒屋命別號也。とあり。

を太祝詞命。久慈麻治命とも申す事は。まつ天石窟前にて。祈禱の祝詞を申玉へるは。即此神に御坐か故に。亦名を太祝詞命とも申す。神名帳頭注。左京二條太祝詞命神。本社和州添上郡。對州下縣郡。天兒屋命也。とある是なり。龜相記に。太詔戸神社。本社。在三國。豐後島。豊後郡。大和國添上郡。對馬島上縣郡。とあり。さて式に。對馬島上縣郡。能理刀神社

を。津島記事と云書に。上縣郡豐島郷西泊村神社云能理刀神社。所祭三坐。宇麻志麻治命。天兒屋命。

鳥賊津臣命。とあり。宇麻志麻治は。久慈摩世命の別號とさこえたり。宇麻志は禰。麻治は可にて。太光の事に功坐る御名

に。同島下縣郡太祝詞神社。大名。この社の合殿雷命。始は佐須郷に御在しを。今與良郷加志村に共

に御坐す。と云り。其津島記事に。加志大明神社。祭太祝詞命雷大臣命。即雷大臣宮趾也。側有瑩域。

方一丈三尺計。累石爲壇。雷大臣兆處也。とあり。又其佐須郷なるは。同書に。佐須郷神社云八龍

殿神社。祭雷大臣命。後徙社於加志村。合祭太祝詞神社。八龍殿。今所謂八神殿卜灼之所。延喜式神名

帳所謂雷命神社是也。と云り。かく雷大臣命の兆所なるか故に。即太詔詞命。久慈眞智命を。合祀れ

るなり。されは上にも云る如く。太詔詞命。久慈眞智命は。共に天兒屋命の亦名に御坐て。卜事を知

る神なる事明らかし。さて其太占の卜事を以て。仕奉らせ給ふが。神事の宗源を知れる由なる事は。

此時幽顯相分るゝに就ては。今まで現人神に御坐まし。大己貴命には坐せとも。隱身と成らせ御坐

ませるに依て。直に御言語の事を得させ給はず成ぬるに依て。神の御心を。卜問せ玉ひて。萬に政こ

たせ玉へる由にて。右件の神々は。天神御子の御伴として。仕奉らせ給へる神々には坐せとも。夫よ

り以前に。此天日隅宮御事に。仕奉らせ玉ひて。天降らせ玉ひて。復命し玉へるにもあるへし。さて奉

仕は。通證に。重遠曰。謂仕皇孫也。今按。此本正通説。然與上文太玉命。並舉其職。則奉仕大物

主神爲本義云々。上文有代御手之語。則天子尙自祭之。况兒屋乎。蓋奉仕此神。乃奉仕天孫也。

と云れたるか如し。さてこゝに出たる。太占之卜事は。いかなる物を以。卜へると云に。此則後世まで傳はれる龜卜なり。釋紀に龜兆傳を引れたる。其因に。先師説云。此時卜者鹿卜也。此は天石宮の龜の事なり。ト者。皇孫天降之時。太詔戸命進述龜誓之後。出來者云々。と云れたるにて知られたり。龜卜の占方な神紀神龜の下に云。重胤も此説を受けて。三代實錄貞觀十四年の下に。是雄壹岐島人。本姓卜部。改爲伊岐。始祖忍見足尼命。始自神代。供龜卜事。厥後子孫。傳習祖業。備於卜部云々。とありて。卜部は中臣より分れたる氏なり。龜卜に供奉る事を。始自神代とある。其始を何れの神と爲ん。天兒屋命より繼々。祖業を傳習ひて。今に至れるなり。記傳に。上代のトは。すへて龜の肩骨を用られたり。龜トを用る事は。漢のを學へる後の事なり。通證に引れたる。と云れたれど。更に證なし。此の肩骨を用ふし事。石宮段をおきては。物に見えたる事なし。藤齊延曰。對馬傳龜卜。自雷臣命。方神功皇后征新羅時。此命居下縣郡佐須鄉阿連邑。以傳龜ト云。式。下縣郡雷命神社云々。姓氏錄。津島直。天兒屋命十四世孫。雷大臣命之後也。神功紀曰。中臣鳥賊津使主。爲審神者。其主卜事。可_レ以知也。蓋是乃祖之遺業。今卜庭神台祭使主云々。とあるにて知るへし。と云り。

高皇產靈尊因勅。曰。吾則起樹天津神籬及天津磐境。當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命太玉命。宜持天津神籬。降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉。乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之。

因勅。通證に。玉木正英の説を擧て。因勅者。承二神之職掌一而言とあるかことし。さるを記傳に。此以下神籬磐境の事をも。大物主神の御靈を祭る料に詔へるなり。と云れしは。甚くたかへり。○吾則。拾遺には。大神の寶鏡を依し賜へる事の次に。此御言あり。吾則と詔へるさまを思ふに。大神の御鏡を授け玉へるに對へて。詔ふ御言として。よくきこえたり。此は文の次第。誤れるものなるへし。○天津神籬。崇神紀に。神籬此云比弄呂岐とあり。この訓注こゝにあるへきに。かしこにあるはいかゞと。山蔭に云れたり。天津は美稱。神籬は守部説に。御森樹にて。神の靈の憑り鎮り坐る。森の樹立を指て云名なり。上代は出雲伊勢などを除ては。をさく宮殿はなくして。三輪山などの如く。生茂れる森そ。即神の御社なりつれはなり。萬葉四に。味酒乎三輪之祝我忌杉云々。又七に。三幣取神之祝我鎮齋杉原云々。此等の忌杉も。杉原も。三輪山の比母呂岐を指るなり。又十一に。天飛也輕乃社之齋槻とありて。其齋槻を指て。神名火爾紐呂寸立而雖忌。とよみたる類にてささるへし。又此比母呂岐を。常に御諸といひ。又其御諸を。神南備と云も。神之森。また其母理は。隱樹の繁り隠りかなるを云。の義にて。只云なしの少しつゝ異なるのみ。本はみな同語なり。かゝれば。古書に御諸とあるを。御室の義と釋き來しは。本末の違ありて。古意を知らざるものなり。其は森を指て神社とせし世に。三諸とも神名火とも云し古語なるを。後に造りそめたる。宮殿の室の意として。争か叶はむ。但し宮殿出來て後口。其宮殿も御諸にてはあれど。御諸と云言意は。御室にては非ざるなり。故記記萬葉等の古書に。神社には。凡て御諸三諸などのみ記して。御室とも。

宮とも云ること見えす。日若宮。日隅宮などあるは。皆現き神の作。坐ける宮殿にして。神社とは元來別なり。是本宮殿の。室より出たる言には非る故にそ
 有ける。又萬葉などに。神杉神樹などよめるも。比母呂岐の事を指るなり。俗に神木と云か如し。又神籬。玉籬。瑞
 籬など。常に云も。標結垣の事にはあらず。古き書に。青垣山隱。又青柴垣など云。中古の歌に。嶺
 の松垣。杉垣などよめる類の垣にて。其垣神社に。彼神杉神樹の多く植るを云。即神籬の留り給へる。ひもろきなりけれ
 は。此比母呂岐と云言に。神籬字は書ならひ來しにこそ。又雄略天皇大御歌に。美母呂能伊都加斯賀
 母登。とよみましつるも。猶ひもろきの事なるからに。赤猪子か和歌に。美母呂爾都久夜多麻加伎。
 兼能玉杜字を昔より。保垣なり。と受たり。是等にて。神籬は即比母呂岐。比母呂岐は即神社なる事。思定へし。杜字を昔より。保垣なり。
 神止は蓄森なるから。其ひもろきの木に从るをせり。社字形に似たるを以。借用たるなれば。漢の字義には拘はらず。即此間にて
 制したる字の如し。又社をヤシロと云も。屋代の義にて。神籬の爲には。ひもろき即屋の代なるよしなり。此訓自ら古義なり。故上
 代は。假に神を祭るにも。常葉の枝を折來て。其枝に神籬を移しやとして。齋祭り。萬葉卷二十に。
 爾波奈加能阿須波乃可美爾古志波佐之。阿例波伊波々牟。加倍理久麻豆爾。卷三に。吾屋戸爾御諸乎立
 而などよめるも。彼神社の。ひもろきを摸して。祭る心はへなり。と云り。此説にて比母呂伎と云も
 のことを知へし。○天津磐境。アマツイハクラと訓へし。磐境を木にイハサカと訓るは非なり。玉勝間云。堀川院百首に。
 柳兼昌。いこま山たむけは是か。このもとに。いはくらうちて柳たてたり。神籬磐境とある。ものゝさ
 まと聞ゆ。いはくらうつとは。磐を以て座をかまふる意なるへし。と云れたるは。然言なり。さて古
 く磐境を伊波久羅といひし例は。大三輪神三社鎮坐次第に。奥津磐坐大物主命。中津磐坐大己貴命。邊

津磐坐少彦名命云々。今少彦名命來臨吾邊津磐坐。與吾和魂。共能可敬祭守皇孫濟人民上矣。於是
 起立磐境。崇祭少彦名命。云々とあるを見るへし。上には磐坐と書るを。下には磐境とせり。これにて。磐境の訓
 動くへからず。然るをイハサカ又イハキなどよめるは。いづれも叶はず。さて玉勝間に。磐以て座をかまふる意と云れたれど。此は必しもまこと
 の磐石以。構ふるのみをいふにはあらず。磐は天磐戸などの磐に同く。たゞに神の御坐を。しか稱へ云
 りしものなり。御天降段の。懸天磐坐の磐坐も。同じものなり。拾遺に。崇神段に。倭笠縫邑。殊立磯城神籬。と云こと見えたり。
 此磯城は。此なる磐境と同じものなり。此紀には。此事を磯堅城とあり。堅は衍なり。○起樹とは。
 神籬を憑し奉る御坐を。構へ樹るなり。さて神籬及磐境とはあれど。二物にはあらず。磐境即神籬に
 して。神籬は磐境を構ふる神木なり。故次には持天津神籬とのみあり。拾遺には。たゞに建樹神
 籬とのみあるにて知るへし。さて此は。平田翁説に。皇御孫尊の御守護と。殊更に御親の御靈を。
 齋ひ祭給ふなり。其は吾則とある御言にて。所知たりとあり。○持天津神籬云々。持降とは。齋ひ樹
 たまひし。其神木を持降れとなり。後世春日日吉の神木を。振奉るさまを以思へし。山蔭云。これを
 持て降れと詔ふは。高天原より。葦原中國までの。途中の御守の爲もある故なるへし。と云り。さる
 事なり。○亦爲吾孫云々。平田翁云。今かく吾か自ら齋へりし神籬を持降りて。汝二神も。亦皇御孫
 尊の御爲に。齋ひ奉れと詔ふなり。亦字此御言の眼字なり。此字に深く心を留めて見たらんには。其旨自からに著明ならんものなり。さて此神籬は。後に神祇官
 西院に。八神を祭給ふ起原なり。其は拾遺の神武段に。爰仰從皇天二祖之詔。建樹神籬。所謂高皇產

鑑。所謂神鑑也。予玉自從。即勅曰。吾兒視此寶鏡云々。と續け載たり。○寶鏡は。即八咫鏡に坐す。重胤云。寶鏡と有は。石戸開の時に。此に依て感けさせ玉へりし。皇大神の御許にて。寶と爲させ給へる謂なり。○祝之日は。此に天壤無窮の神勅の御事御坐て。寶祚を言壽給へる御旨に。證して祝奉らせ給へる謂なり。然して此の祝之日を。私記に保岐氏と訓み。大殿祭詞に。天津靈乃鏡劍乎。捧持賜天。言壽宣。志久とあり。然して其言壽を。古語許止保企。言壽詞如。今壽賜之詞。と有を。神祇令に。凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。忌部上神靈之鏡劍。とあるを。合考るに。御世々々の踐祚に。忌部氏の鏡劍を上り。中臣氏は壽詞を奏すは。此の故事に擬ひ仕奉る事。申も更なり。と云れたり。○當猶視吾。記云。於是副賜其遠岐斯八尺勾魂鏡。及草那藝劍。亦常世思金神。手力男神。天石門別神。而詔者。此之鏡者。專爲我御魂。而如拜吾前。伊都岐奉。次思金神者。取持前事。爲政。此二神者。拜祭佐古久斯呂五十鈴宮。とあり。此に視此寶鏡。當猶視吾は。記に如拜吾前。伊都岐奉。とある是なり。記傳云。爲我御魂。とは。神賀詞に。大穴持命之申給久。云々。申天。己命和魂乎。八咫鏡爾取託天。とある如く。大御神の御神靈を。此御鏡に取託て。賜はするなり。然れば天照大御神の御靈は。全此御鏡に坐々ものぞ。吾前とは。現御身の大御前なり。伊都岐奉は。今まで吾御前に侍坐て。親近く拜奉玉ひし如くに。今よりは。此御鏡を祭玉へとなり。とあるにて。其義明けし。○同床共殿。重胤云。同床とは。床は大殿祭詞に依は。高御座及常の御在所を云ひ。共殿とは。殿は天皇の天下に照

臨ませ給ふ。正殿即大の事にして。皇祖天神と。天皇と。御座を一に爲させ坐謂是なり。拾遺に。宜太玉命率諸部神安殿。其職一如天上儀。と見え。其下に。天照大神本與帝同殿。故供奉之儀。君神一體。とも有か如くにして。實に天上の儀式の如く。皇大神と。皇御孫尊の大前に。侍らはれて。神と君との御中を隔る事なく。仕られし者なりけり。如此くして。御世々々を経行つるに。崇神天皇六年に至りて。天照大神を異處に遷し奉り。別に立磯城神籬。と有て。漸に神と君との御間。遠く成らせ御坐けるに。猿田彥神と。豫め御幽契の御事。御坐に依て。其初て天降り御在し著せ玉へる。五十鈴河上宮に。鎮定らせ玉ふへき期。已に至れる者こそは。所思えたりけれ。若て皇女豐鋤入姬命を。御杖代と爲て。奉らせ玉へるは。謂ゆる齋内親王の御初なるか。皇子等も數多御座に。殊更に皇女をしも。屬奉らせ給へるは。神代以來。其正殿に御坐す間は。皇后皇女などを以て。日々の大御祭を。令仕奉玉ふ事。今も士庶人の家の祭事。多くは妻女などに委任て。令行る如く。萬に簡易なりつる。上古の風儀なりし故にこそ。其女儀を以て。神祭の事を行はれし例は。神武天皇時。勅遣臣命云々。授以嚴媛之鏡。と有て。嚴媛に代て。遣臣命を以て。令仕奉玉へるなるへし。又崇神天皇六年に。亦以日本大國魂神。託淨名城入姬命。令祭。と見え。其十年に。武埴安彥か謀反の萌。有けるを。倭迹々日百襲姫命の。吾聞武埴安彥之妻吾田媛。密來之取。倭迹山土。妻領巾頭。祈曰云々。と有るも。夫の爲に妻の祭主と爲れるなり。又仲哀天皇八年。時有神託。皇后而誨曰云々。と有る。神功皇后元年。皇后遺吉日入齋宮云々。と有を合せ見るに。先には天皇。と云れたり。○爲齋鏡は。記に伊都岐奉と命に依て神主と爲り。此には皇后の御心と爲り。仕奉らせ玉へるなりけり。と云れたり。○爲齋鏡は。記に伊都岐奉とある即是なり。其齋き奉り玉ふさまは。拾遺の樞原朝段に。捧持天靈鏡劍。奉安正殿。と書して。

當此之時。帝之與神。其際未_レ遠。同_レ殿共_レ床。以_レ此爲_レ常。故神物官物。亦未_レ分別。と云る。此を以て。上世の狀を同奉るに足れり。又天照大神本與_レ帝同殿。ともみえたり。是天照大神の。寶祚を守奉らせ玉はむとの。大御命御坐か故に依てなり。故拾遺に。以爲_レ護身御璽。と見えたる是に同し。故口訣には。以爲_レ齋鏡者。猶宜_レ爲_レ守護鏡。と注されたり。建曆御記に。世始同_レ殿御座之間。主上朝夕不_レ放_レ御本鳥。と見えたる。此を以て。神と皇と。常に親近しく御座ける御事を。見奉知へきなり。世始同_レ殿云々は。崇神天皇御世まで。謂ゆる同床共殿にて。御坐し間の御事を宣へり。主上朝夕不_レ放_レ御本鳥。其裝束條に。御本鳥紫絲也。本鳥乎取天。先乎_二結分也。是非_二臣下作法。帝王御作法也。と有る。是にて神代に所謂御鬘なる事。既注るか如し。此御趣にては。其天皇の内に。齋奉らせ玉へりし上古は。常に御鬘に掛させ御坐て。天下に臨ませ玉へるなりけり。後に日本武尊の東征に。御姨倭姫命より賜りて。草薙劍を常に佩賜へるを以ても。當昔神と皇との御間。甚々御親しく御坐し坐に就て。天神御子も。亦神々しく御在坐ける御事を以て。見奉り知へくも有ける。其御文の續に。仍冠_レ巾子融_レ緒。被_レ結_レ御冠_レ穴。此故也。と見えたるは。江次第十一に。内侍所者神鏡也。本與_二主上_二御同殿。故院被_レ仰云。帝王冠_レ巾子_レ左右有_レ穴。是内侍所御同殿之時。主上夜不_レ能_レ放_レ冠。給_レ御眠_レ之時。御冠屢落。仍以_二插頭華_二自_二巾子_二穴_二通_二御鬘_二也。と有る。此に依せ給へる者なり。抑冠の制は。上古よりの物に非ずと雖。上古には。主上の御鬘に。神鏡を掛させ御坐ける。其故實を存して。御冠の巾子に。穴を開られ

て。緒を通し。結はせ玉ふは。今も護身御璽と爲て。其神鏡を頂奉らせ玉ふ御心にて。實に古語拾遺に謂ゆる君神一體の御風儀。仰き奉るも餘有へき御事なり。其御裝束條に。御冠白地不_二御跡_二方_一。在江と有も。神鏡を重みし奉らせ玉ふ。故實に依らせ玉ふへき御事。申すも更なる御事そかし。垂仁天皇御宇。始爲_二別殿_一。御_二温明殿_一とあるは。江次第に依らせ給へるなるへきか。此は御記に。同年に伊勢神宮に。御鎮座の御事を。記されたるより。出たる説なるへし。本朝事始に。崇神天皇六年己丑。始制_二温明殿_一。以_二三種之神器_一。安_二置此殿_一。後代之内侍所。以_二右之温明殿_一表之始也。とある方や勝らまし。然るは。崇神紀六年。畏_二其神勢_一。共住不_レ安と有て。磯城神籬を定奉らせ給ひて。眞の神鏡をは。遷奉らせ御坐し御時に。其護身御寶と爲て。造奉らせ玉へるを。常は別殿に鎮奉り置し玉へるも。其御時を始と思しければなり。然るに内侍所は。昔は清涼殿に納置參らせられたりけるを。自然无禮の事も有らば。其恐有へしとて。温明殿に移されにけり。此事何れの御時の事にか思束なし。彼殿清涼殿より下りたる。便無しとて。内侍所に被_レ定たる方をは。板敷を高く敷き上られたりけるとそ。と著聞集に有は。甚く異なる事なから。熟思ふに。昔は清涼殿に云々は。崇神天皇以前には。同し大殿に同_レ床共_レ殿の神勅のまゝに。君神一所に御坐けるを。以後の常御殿の名を。及はし云るなるへく。次に自然无禮の事もあらは。其恐れ有へしとて云々は。右に引る其御記の文に有る意を。云傳へたりし者と所見たれば。此の證ともなるへき事なりけり。此温明殿をしも。賢所と聞えさする意も。然る事に依

れるなるへし。野府記には。恐所。紀略には威所。中右記には畏所。又尊所とも書れて。皇大宮の中に在り。其可畏き所と申す義にて。敬神之餘に。其御名を指すして。然申來らせ玉へるなめり。次に引る紀略に。此御鏡の御事を記して。和名加之古止古呂と見えたり。然る時は。其本は神鏡を可畏み申せるより。其御在所の名とも成れりと聞ゆ。拾芥抄に。温明殿綾綺殿。東七間四方と有り。職原抄大全に。當時内裏圖を案するに。内侍所は紫宸殿の辰方に在り。東西三間半。南北五間半。後有レ局。神巫等居之。とあり。借温明殿の調。何と唱たりしか知らず。若くは字には然書く事なれとも。賢所とは。語には云けむと。思ゆる者なりと云り。

復勅^{コトノミ} 天兒屋命太玉命^{チノミ} 惟^{タカ} 爾^ニ 二神^ニ 亦同侍^{タカ} 殿内^ニ 善爲^セ 防護^ス

亦同侍殿内は。同床共殿と云るを承て。兒屋太玉二神も。亦皇御孫尊に親近く侍ひて。殿内を離れず。皇孫尊に仕奉れ。と詔ふなり。○善爲防護。此神勅の如く。兒屋太玉二神。大宮内に侍ひて。大御防護となり。仕奉りしさまは。拾遺にも。宜^ク 太玉命率^テ 諸部神^ヲ 供^テ 奉^ル 其職^ヲ。如^ク 天上^ノ 儀^ト。とも。又天照大神本與^テ 帝同殿。故供奉之儀。君神一體。とも有か如くして。實に天上の儀式の如く。皇太神と。皇孫尊の大前に。侍らはれて。神と君との御中を。隔る事なく。仕奉られし者なり。さて第一一書。また記には。五伴緒の神を。配玉へること見え。又記には。思兼神。手力男神。天石門別神の御靈實を。降

し給へる事。また登由宇氣神のことまで。記したるに。此一書の傳には。たゞ兒屋太玉二神のことのみ出たるは。いかにと云に。此は異なる傳には非ず。右件の神等の御事をは。略きたるものなり。されはこゝに。二神に勅ふ御言と。記に思金神に詔ふ御言^次と。一なりと云説あれと。非なり。さるは御言負せ給へる神の。異なるはさらにもいはず。元來御言の上の。甚く異なるを。よく思ひ辨ふへし。まつ此の同侍^ニ 殿内^ニ。善爲^ニ 防護^ス。と勅へる趣は。口訣に。二神在^ニ 天孫之左右^ニ。爲^ニ 守護^ス。也。と云るか如く。皇孫尊の大宮内に侍ひて。玉體の御護となれと。詔へる御言なることは。上に云るか如く。借又記に。此之鏡者。爲^ニ 我御魂^ヲ。而如^ク 拜^ス 吾前^ニ。伊都岐奉^ル。次思兼神取^テ 持^ル 前^ニ。事^ニ 爲^レ 政^ス。此二柱神者。拜^ス 祭佐久々斯呂伊須受能宮^ニ。とあるは。御鏡に副り奉れる神にて。皇御孫尊の御守護神となれと。詔へるには非ず。其は記傳にも。前事は。即此御魂の御前の事なり。皇御孫尊の御前^ノ 事^ニ 非^ズ。さて事とは。大御神の御靈の。天下の萬事を。御思し處分ひ掟賜ふ。御政を云なり。前とは即其神を指て申す言なれば。此は此御靈の御政事と云むか如し。と云れたるにても知へし。又云。取持とは。其事を身に負持て。執行ふを云なり。思金神は。天照大神の御靈の御政を。取行ひ玉ふ神なり。故其御鏡に副りて。降給ふなり。故二柱神者拜^ス 祭伊須受能宮^ニ。とあるをや。もし皇御孫尊の御前の神にて坐は。兒屋命太玉命の如く。皇御孫尊に傍て。祭給ふへきに。さる事なきは。大神の御前の神なればなり。されは思金神に勅へる記の御言と。兒屋命太玉命に詔言給へる此の御言とは。趣の甚く別なるを思ひ辨ふへし。元來紀は現身神に詔へる御言。記は御靈に勅へるにて。差別あることをも思へ

は。高天原にて。新嘗齋ひ開食す如く。葦原中國にて。吾兒に御しめさすへしとなり。故御自の御上に屬ては。キコシメスと云ひ。其依し奉る方に屬ては。マカセマツルと訓るなり。御にマカスの義あるへし。人に物事を委任ぬる事を。常に然云るなり。萬葉に任賜者。任乃隨。など何れも。物を委任る由なり。さて上にも云る如く。此稻穂は。人の命繼ものにて。上なく貴きものなる故に。今大神の御靈實の御鏡の次に。此ことを詔へるなり。如此主とある重き物を詔へるにて。萬みな大神の高天原所知食如く。皇御孫尊の。葦原中國を知食へし。と詔へること。此等の御言に。兼含たること知へし。さて平田翁云。是より前にも。葦原中國に。稻を殖たる事。須佐之男命の大須佐田。小須佐田を。定給ひし事あり。後に大名牟遲少名牟遲神。相並して。國作給ふ時に。天上より稻種の墮し事ありて。大地主神の營田の事あり。然れども。それ猶宜しき種には非りけむ。故に今かく。大神の齋庭に開食す稻種をは。依賜へるなり。と云り。さる言なり。

又云。式大和坐大國魂神社三坐の中に。御年神の相殿に坐す事は。其所由詳ならぬに就て。深く考るに。此は八握嚴霜を以。神體と爲すと云れは。皇御孫命御天降の時に。大神神の齋庭の穂を。事依し玉へるを。天降坐て後。其神體をは。種に殖玉ひけんを。其か中に。八握嚴霜を擲ひて。御歳神の神體として。共に大殿内に。齋き祭り玉へりしを。大國魂神を。御社に祝ひ玉ふ時に。其因を以て。相殿に祝ひ玉へるにや。と云れ

倍又重胤云。此齋庭の種を。授け給へる御事は。即伊勢外宮に坐す豊受大神の。天降坐し傳たり。其を記には。璽鏡劔を降し給へる所に。次登由宇氣神。此者坐外宮之度相神者也とある。其は右の齋庭の穂に副て。豊受大神の御靈形を。天降したまへる傳なるを。大長谷天皇の大御世まで。大

神の御許を。離れさせ御坐しからに。然る御諭は御坐し御事になん有ける。と云れたる。此もさる言ときこえたり。

日本書紀通釋卷之十九

飯田武郷謹撰

第二書

則以高皇產靈尊之女號萬幡姬。配天忍穗耳尊爲妃。降之。故時居於虛天而生兒。號天津彥火瓊杵尊。因欲以此皇孫代親而降。

則以云々。高皇產靈尊の御女の。忍穗耳尊の御妃となり給ひしは。本書の如く。此より以前の事なるを。此一書にては。此時娶坐せりしさまに。きこえていかなり。なほ第一書の下にも云るを見へし。○居於虛天云々。第一書に。將降間。皇孫已生。記も同傳なりとあり。本書と異なり。さて虛天に居すとは。天浮橋の上に立給ひての事か。されど重胤も云れたる如く。此は前後の事の。一に相混淆れるものにて。第一書に。是時勝速日天忍穗耳尊。立于天浮橋。而臨睨之曰云々。と有し事の混ひて。虛天にて御兒を生給へる由に。語傳へしなるへし。其故は記紀共に。降なむと裝束はせ御坐す間に。御子は生坐る趣にて。虛天と云へき事實の。有る事なければなり。なほ此事は。第一書の下に云る事とも考合すへし。○欲以此皇孫代親。第一書に。皇

孫已生云々。時有奏曰。欲下以_レ此皇孫_二代降_一云々。記にも。天忍穗耳命答曰。僕者將_レ降裝束之間。子
生出。名天_二運岐志國_一。運岐志天津日高日子_二番能_一。運々_二藝命_一。此子應_レ降。云々。隨_レ白之。科_二詔_一。日子_二番能_一。運々_二
藝命_一。此豐葦原水穗國者。汝將_レ知國言_一。依賜云々。とあるによれば。こゝも忍穗耳尊の奏せる言を。聞召容
させ給ひて。天照大神の。云々と欲_レしめせるなり。

故_レ以_二天兒屋命太玉命及_一諸部神等。悉皆相授。且服御之物。一依前授。
然後天忍穗耳尊復_二還於天_一。故天津彦火瓊杵尊。降_二到於日向穗日高
千穗之峰_一。而齋完_二胸副國_一。自頓丘_二覓國_一行去。立_二於浮渚在平地_一。乃召_二
國主事勝國勝長狹_一而訪之。對曰。是有_レ國也。取捨隨_レ勅。時皇孫因
立_二宮殿_一。是焉遊息。

諸部神等は。上の一書に見えたる。五部神等。また此一書の。手置帆負神以下の。五神等をも云へし。
○服御之物は。本にミソツモノ。通證に引る玉木正英説に。美會副_レ身一切器物。非_二御衣之義_一。後漢志。服
云れたる説。さる事なり。されとミソと謂ては。なほ御衣の事となりて。いかなり。今按に美與會

都毛能と訓へし。御装物の義なり。裝を與會とのみ云るは。備馬樂及拾遺の歌等に。大_二裝衣_一と云
る歌を。於保與會許侶茂。また名目抄に。御粧物所を。オヨソモノトコロと云るなど例あり。さらは
此服御は。飲食供御の具。車服儀仗の類。鹵簿の御裝束までを。總て云と見るへし。三代實錄二十九
の詔に。太上天皇止伊布號毛停止。亦諸の服御乃物_二賜布_一。とあるなども。しをかきこへたり。然るに。前
種神實_一とある。○然後云々還於天。こゝに然後とあれば。皇御孫尊生坐るより。此までの事は。皆虚空に
ての事とせる傳なり。記の趣は。忍穗耳尊始めにまつ還上坐て。又降坐むとしたまふ間に。御子生れ
まして。則其御子に詔仰せて。降り坐る由なり。此紀と異なり。○胸副國は。通證に。兼良曰。胸示_二
無_レ肉之處_一。今按符肉副_二於胸_一者。瘠之甚也。とあり。まつは右の義なるへし。口訣に。胸副國_一。空國
の説に。大隅國贈於郡霧島山の西の方。鹿兒島神社近傍の地に。むなそひと字する處あまたあり。胸
副坂と云るもあり。これ本は。其邊の大名なりしか。かく地名にわかれたるものならむと云り。當國人
安伊地知季安等ともに。霧島山に登りて。神代の遺跡を探らんとす。其途副坂より清水を經。遂て坂路を斷んとす。さらは後に地
に。忽ち道するへする男の聲にて。胸副坂と呼ぶ。清安之を聽きて悦びにえたり。歌を作りしと云こと書るものあり。さらは後に地
名になれるにか。もとよりの地名か。詳びらかならず。なほよく考ふへし。兼良等々の説に。胸副之書
立_二於浮渚在平地_一。本書によるに。此次に。到_二於吾田長屋_一。笠狹之碕。と云ることあるへし。こゝは略け
るものなり。されと此文なくはいかなり。○國主。本書に其地有_二一人_一とあり。即吾田の地を云。
故上に其文なくは。何れの國主たる事知られず。必國名あるへき處なり。借國主とは。其地邊を主

領居たりし首長なる故に。かく云り。○訪之は。本書に。皇孫問曰。國在耶以不。第六一書に。因問之曰。此誰國歟。○取捨隨勅。本書に。此焉有國。請任意遊之。また第六一書に。是長狹所住之國也。然今乃奉上天孫一などあり。取總て云はく。此は長狹か古くより。主領住る地に侍れと。天神御子の大御意に。美地と所思召さは。奉上らむを。取捨。其御意に任せ給へとなり。○因立宮殿。この事も本書の下に云り。○遊息。本訓安坐なり。萬葉の歌に。安見知之とある是なり。天皇の天下を安く所知看すことを云古言にて。安みし知しめす義なり。撰集抄に。清涼紫宸の間に。やすみし給ひてとあるも是なり。漢籍訓に。ヤスンスルとあるも。即安ミスルなり。安く見る義と云る説はわろし。この事は人の説にも云り。さてこの訓。私記また北野本には。スミタマフとあり。ヤの脱しものなるへし。

後遊幸海濱。見一美人。皇孫問曰。汝是誰之子耶。對曰。妾是大山祇神之子。名神吾田鹿葦津姫。亦名木華開耶姫。因白。亦吾姉磐長姫在。皇孫曰。吾欲以汝爲妻如何之。對曰。妾父大山祇神在。請以垂問。皇孫因謂大山祇神曰。吾見汝之女子。欲以爲妻。

海濱。記に。於笠狹御前遇麗美人。とあれは。此海濱は。笠狹御前なるへし。御前は。海の出陣に。て。海濱と云るに同じ。

○磐長姫在。記に又問有汝之兄弟乎。答曰。我姉石長比賣在。とあり。こゝにさる語なくて。亦吾姉云々在。と云ては。あまりゆくりなき心ちす。第一一書には。事論國語長狹に問て。大山祇神の女子なる事。知給へるよし。記せり。其は異なる傳なり。 平田翁云。磐長は。下なる宇氣比詞にある如く。堅石常石に。長久き由なり。師説に。此二女の御名。石も木華も。主と山の物にて。父神に縁ありと云れたるは。然る事にて。實は石長比賣は。磐の精靈。木華之咲耶毘賣は。櫻木の精靈にそおはしける。下に説あり。 かくて。此磐長姫の御社は。式に伊豆國賀茂郡伊波乃比咩神社。と載されたり。秋山章か伊豆志。加茂郡の處に。當郡雲見村に。淺間祠あり。磐長姫を祀る。御嶽山の巔にあり。式社なりと云傳ふ。此山の四方は。峯巒周り遭ひて。唯仰て雲を見る故に。雲見山といふ。海にはり出て。高き事數百丈。これに長磯あり。頂長を八葉と云ふ。と所見たり。また同書に。磐長姫を祀る故に。此山にて。富士淺間の事。云ことを思ひ。磐長姫の女弟。同郡那賀と。確あるか故なり。毎年六月朔日より。海濱して參詣す。此事伊豆納符にもかゆ。同郡高橋氏とあり。國人に委く探ぬる所も。かくの如し。また同郡に。伊波乃比咩神社と申すも有り。同神なるへし。此は伊豆志に。同郡白岩村の内。小河の土神に。子安明神といふ有を。村老傳に。岩姫と謂ふと云り。決く此社なり。また同書に。寛文五年の文に。磐長姫。大見庄下小河鎮とあり。海濱の如き小貝の巖て石に化せるを。神體として。式社なる事を云されど。必伊波乃比咩神社なるへし。 然るに當國人萩原直胤云。この雲見のあたり。往古は那賀郡にて。賀茂郡にあらず。此雲見淺間宮は。必那賀郡内の御社なるへしと。深く考るに。式内石倉命神社なるへし。されは元より賀茂郡の地に。必この御社坐すへしと。探索しに。大島なる三原山上に鎮坐す。三原大明神は。一島の總鎮守にて。頗る大社なるを。俗に淺間とも申すか。磐

長姫命を崇奉れる由。髓に云傳へたり。此御社なむ。式なる伊波乃比咩命神社にや坐らんとて。委く考證し。なほ同島には。此他にも淺間の社ある事を載たり。本書に付て見へし。古史傳三十に記せり。○欲以汝爲妻。記に。吾欲ニ自ヲ合シ汝奈何。答曰。僕不ニ得自。僕父大山津見神將レ白云々。とあり。記傳云。此は殊に父の心に随ひ給ふこと。さも有へしとあり。○如何之。本に如之何とあり。今丹鶴本に依て改む。

於是大山祇神。乃使二女ヲ持三百机飲食。奉進之。時皇孫謂姉爲醜。不御而罷。妹有國色。引而幸之。則一夜有身。故磐長姫大慙而詛之。曰。假使天孫不レ斥。妾而御者。生兒永壽。有如磐石之常存。今既不レ然。唯弟獨見御。故其生兒必如木華之移落。

乃使二女云々。皇御孫尊は。木華開耶姫に妻むと詔へるに。大山祇神の二女を奉進り給ふは。いかにと云に。深き御心ありしことなり。奉二女一者。尊之至也。などある注は叶はず。次に云。○持百机云々。記傳云。今如此献るは。掣取の禮物なり。穴穗宮段に。天皇爲大長谷王子。大日下王の妹。若日下王を聘しめ給ふに。大日下王。恐レ隨ニ大命。奉進云々。と白して。即爲其妹之禮物。令持押木之玉綴。而貢獻。とあり。○奉進之。本に之字なし。永享本に據て補ふ。○爲醜。記には見畏而とあり。記傳云。此詞の例何れ

も。怖しき事を見たる處に云れば。此も磐長比賣の顔貌。たゞ尋常の醜きのみには非て。可怖しかりしにやあらむ。とあり。○妹。記傳云。和名抄爾雅云。男子後生爲弟。和名於止宇止。とあれども。洪登と云なり。又もとほたは洪登と云りしを。洪登字登と云は。夫を意字登。妹を伊毛字登。また爾雅云。女子後生爲妹。和名伊毛と云類にて。宇登は昔人にて。弟人。夫人。妹人なり。かく人と稱へて云は。後の言。宇止。とあれども。古は姉にむかへて。後に生れたるを。女をも弟と云て。妹とはいはず。記中の例曾然り。心を着て見るへし。中昔までも然にそありける。後に生れたる女子を。妹と云は。男兄に對へ云稱なり。姉に對へては。弟とのみ云て。妹と云事はなかりき。とあり。○有國色は。萬葉十四に可抱與吉とあり。紀中に麗美。麗艶。妙。容姿麗美。などみな然訓り。○幸の訓。ミトアタヘマス。この言の解は。次の一書第六の下に云へし。延喜本又私記には。ミトアタハスと訓り。○大慙而詛云々。記には。爾大山津見神。因返石長比賣。大耻白送言。我之女二並立奉由者云々。とありて。大山祇神の御言とせり。ここに。磐長姫の自の言と爲るは。記と傳の異なるが如くなれと然らず。此は各其片方を脱せる傳共にて。實に其御父大山祇神の誓言を。二柱の女御子。共に承りて御坐けるか。偶に磐長姫の返され給ひし故に。其女神のみ。詛言し給ひし如くなれとも。木華開耶姫。若返され奉給むも。然る詛言は云出させ給ふへく。止事を得たまはさる時勢とは見えたり。但壽命の長短はしも。皇祖天神の大御心に在へくして。大山祇神御父子の。預らせ給ふへきに非ず。此詛言の驗有て。天皇等の大御命。長くは坐まます。又世人の命短く。成定るか如く見ゆれと。此は此神等の。然か詛ひ給へるにはあらて。皇祖天神の大御心を。知るへき由の無ければ。此神

等心に占ひ。言に誓ひて。今より後の成行を。知給へるまでの事なり。此を詛言以て。しか短く爲給ひしと思ふへからず。さるは此時幽顯始て界を別にして。此に顯世の立る初なりければ。萬の物も事も。今新に定る時にて。此詛言なくとも。かく定るべきいはれのありけむを。其時に當りて。かく詛言の自符合る由もありけむ。かにかくに人智を以は。かゝる幽事の上は。推量りかたし。然れば平田翁云云。此を詛言と云れたり。次に云るを見るべし。さて詛をトコヒと訓るは。下文海宮遊行章に。海神乃授三彦火々出見尊。因救之曰。以し鉤與ニ汝兄ニ時。則可下詛ニ言貴窮之本。飢饉之始。困苦之根。而後與之。神功紀に。向レ天而呪詛。雄略紀に。指レ井而詛。曰。此水者百姓唯得レ飲焉。王者獨不能飲。武烈紀に。眞鳥大臣云々。廣指レ鹽詛。遂被ニ殺戮。詛時。唯忘ニ角鹿海鹽。不ニ以爲詛。などあり。此類編あり。記傳云。古に其術ありしなるへし。言義は。説請か。但し吉かれと請事に云るは。見えす。たゞ人を凶くせむと。請にのみ云り。能呂布と同じさまにて。伊勢物語に。あまの逆手を拍てむのろひをるなる。などあるも。詛なり。また麻士那布は。吉凶に通はし云り。されと麻士とは。凶にのみ云へは。ましなふを善事にも云ふは。後の轉にやあらむ。さて詛字は。請し神加レ映明ニ之詛。また詛。詛之使。詛敗ニ也。など注せり。と云へり。但説請といへるは信かたし。○生兒は。今生ます兒のみを。申にはあらず。大神末々までをかけて白せるなり。○如磐石之常存。本の訓義のまゝに解かは。記傳云。登伎波は。常石の切れるにて。即常ニ常磐と書り。許伊は使と切まる。萬葉六に。すなはち人皆乃。壽毛。吾毛。三吉野乃。多吉能床磐乃。常有沼鴨とあり。加伎波は。堅き石の多の省かりたるなり。又加多字なり。

雄略卷に。堅磐此云ニ柯柁之波。ともあり。と云れたるにて心得へし。されとも加となる。伊は夜の韻に。あれは。省くこと本よりなり。如磐石ニ常。好。など訓へきなり。アマヒの解次に云。○如木華之移落。本の訓あまりくたくし。如磐石ニ常。好。など訓へきなり。アマヒの解次に云。○如木華之移落。記云。使ニ石長比賣ニ者。天神御子之命。雖ニ雨零風吹。恒如石而。常堅不動坐。亦使ニ木花之佐久夜毘賣ニ者。如ニ木花之榮。榮。坐。宇氣比豆貢進。此今返ニ石長比賣ニ而。獨留ニ木花之佐久夜毗賣ニ故。天神之御子之御壽者。木花之阿摩比能微坐。とあり。阿摩比の義未詳。強ておもふに。今俗にも云ふ事にて。物の間の義か。阿摩は。アハヒの省かれる言。麻と波は通音なり。かくて木華の間とは。華の咲散る暫の間。と云ふことにて。御壽命のいと短きを云ふ。譬喩言なり。此に如字を。古くアハヒと訓るは。意を得て訓るは。訓のまゝにてもきこえたれと。壽命の方にとらは。ウツロヒナム。と訓まゝほし。

一云。磐長姫耻恨而唾泣之曰。顯見蒼生者。如木華之俄遷轉當衰去矣。此世人短折之縁也。

一云磐長姫耻恨云々。平田翁云。耻は返され給へる事を慙るなり。恨は。弟姫をのみ婚つれば。次々に。世人の壽命も脆からむことを。歎き恨むるなり。唾泣は。耻恨のいと切なる状なり。と云り。なほ次に云。○如木華之俄遷轉當衰去矣。本の訓は非なり。如木華之。俄に遷轉ひ。當衰去。と訓へし。明鑑本に。さる。さまよひたり。さてこの詛の御言を。平田翁云。此御言を。古くも。皇孫尊の磐長姫を返し給へ

るを恨みて。咀詛コトまつれる事と。思ひ錯れりと聞えて。一書に。磐長姫大慙而詛之曰。とあれと。詛言には非ず。其はまつ皇孫尊。直に開耶姫のみ見まして。其請玉へるに。大山祇神その姫を贈るに副て。磐長姫をも進り給へる事は。深き御心ありしことなり。其は此御聘ウツヒはしも。天神御子の。皇后を立給ふ始にて。其生坐む御子の御末の。御壽命の長き短き本縁となる。大義なるに。開耶姫は。其容貌こそ美麗しけれ。櫻の精靈にしませは。其生まさむ御子の御末の御壽は。木華の如アハヒヒコウツロ移落ウツロひ坐へき道理あり。然るに其を見感ミタテて。請給ふか。善からぬ事とは所思看つとも。御詔を遠へず進りて。磐長姫を添給へるは。皇孫尊もし。此姫を婚玉ウツメはむには。容貌こそ凶醜クニウツけれ。磐の精靈にしませは。其生坐む御子の御末の御壽は。堅石の如。長久に坐へき道理をし。心に深く思ひ慮りて。進り玉ひしにて。是そ大山祇神の。將來ユクヌを鑑み坐せる。御誓の御占なりける。然れば裡には。皇孫尊いかて開耶姫を返して。磐長姫を幸玉へかしと。所念し坐ること推量られたり。故是を以。本文を常堅不動坐。如ニ木花之榮ウツハナノサカ一々坐と。將來を期たる辭に讀めるなり。又是にて。師の盟言シノムコトとして。二の坐字を。今言にマセと讀れたる事。否知由をも辨ふへし。然るはマセと讀ては。即詛言となればなり。然るに其心待したまへる。按の外に。開耶姫を留めて。磐長姫を返し給へる事を。大く恥ち。また御末の御子の。御壽の長在るましき事を歎きて。本文の如白し贈り玉ひしなり。其事情。また其語にも。深く。磐長姫は。其容貌の醜きゆゑに。返され玉ふを耻玉へるは。固より然も有へき事なるか。玉垣宮段に。美知能宇新王の女等の。返され玉へる。國野比賣の。淵。是を父神の御心と伺く。天神御子の御末の。御壽長くおはしまさずは。世人に隨て死給ひし事をも思へし。是を父神の御心と伺く。天神御子の御末の。御壽長くおはしまさずは。世人草の壽命も。それに肖アツつ。次々に移落ひなん事を。いと切に歎き憾みて。右の御言はありしなり。

宇風美といふに。誠み恨むると。切に念ひて慙むるとの差別あり。此二のうらみ。共に深く思入ては。怒り罵り唾ハと吐くも。世にある事なり。然る事までを。思ひ通して悟るへきなり。○武尊云。宇風美と云言の。慙むる意なるをいはず。櫻姫紀八年なる。皇太子の紀春日皇女の。無ニ開之恨。方ニ皇太子。とあり。なほよく考へし。○世人短折云々は。記傳云。世人短折とあるも。妾名隨ニ。とあるなどこれなり。人代の中にての短命なるを云には非ず。神代の長壽かりし時に比へて云なり。と云り。さて平田翁云。此も大山祇神磐長姫の御言に因りて。命短くなりしと云ふに非ず。磐長姫を幸さす。開耶姫を幸たるか。御子の御末の御壽。又世人の命の短く成れる事本そ。と云意になん有ける。さて上代の天皇たち。は。百歳に多く餘らせ給ふか。數坐ましければ。人代にては。御壽長かりしなれとも。神代の人壽の。猶長かりし時を以云へは。甚短きなり。斯て此時の事は。皇孫尊の御子の御末にのみ係りて。世の青人草には。係るましき道理なれとも。天日嗣しらしめず。天皇の御壽の長く。さる上は。天下に所有人の命も。隨ひて短くなりしは。本より然るへき理なりかし。さてこゝに。磐長姫は磐の精靈。木華開耶姫は櫻の精靈なり。と云る説を擧へし。倭姫命世記に。朝熊神社六坐の内。櫻サクラ大刀自神。花木坐。苦虫神石坐。とあり。御鎮坐傳記にも。櫻大刀子神二坐。靈華木坐。大八洲櫻樹始。從ニ天上降居也。因以爲ニ華。開耶姫命也。一坐大山祇命雙坐也。苦虫神一坐。櫻大刀子神與合レ力云々。靈石坐。とある是なり。櫻大刀自神の御靈體と。仰き奉るは。華木に坐なり。此はもと。天上より降れる樹にて。大八洲國に櫻木ある始なり。武尊云。木華とは。何木にもあれ。咲華を云事なる中に。右の二書に依り。華木の正しく櫻なるへき體は。灼然ウ有ける。さて大八洲櫻樹始とあるは。もと此國にはなき木なるが。木華開耶姫。天上より降給ふと云ふ。其加置をこの木にこめて。持降給へるにや。故是を以。此櫻を即て。華開耶姫命の神體と仰き奉ると云るらむ。故櫻木を此神の體として。後にも擧げるにや。

にて。此は所謂櫻木森に坐す。櫻木を白せり。櫻木坐世記。また御座坐傳記の抄に。文永十年通海參詣記曰。小朝熊宮の未申の隅。六七段許去て。奇麗あり。其上に櫻樹あり。高三丈許なり。此木往古より以來。年をおくり。春を迎へて。花咲き實を結ぶ。枯すして今に在り。是櫻木自命の神體なり。と申説もあり。天より降れる櫻木の始なる故に。此木を靈とす。今は枯れて。株のみ在りと云り。風雅集に。祭主定忠。春風の岩根のさくら吹たひに。涙のはなる朝熊のみや。とあるは。この櫻を詠るなり。此樹の天上より降れる事は。かの天香山を二箇に分けて。倭國と伊豫國とに。天降し給へるに同く。天上に坐す神の御心なること。言まぐも更なり。又其櫻木を即て。神體と仰き奉るを以。開耶姫即て。其樹の精靈に坐す事をも。惟ひ定むへし。抑この櫻木を。天上より降し給へる神の御心は。推量りにある事なるへし。さて此姫神をまた。櫻木自神と申すは。神皇產靈御祖命を。神魂大刀自神とも申す。刀自と同く。戸主の義にて。瓊々杵尊の后神にて。萬代の天皇の大御祖に坐せはなり。さて世記傳記にも。櫻木坐と有を。延曆内宮儀式に。小朝熊神社。櫻木大刀自神形石坐と云るは。違へるに似たれと然らず。其は世記傳記などに謂ふ處は。彼櫻木森に坐す。木つ御靈を云て。小朝熊社に坐す。靈の傳をもらし。儀式は。其社に坐す靈の石に坐す事のみを傳へて。櫻木森に坐す御靈の。櫻木に坐す事と稱せるにて。又磐長姫を。苔虫神とも申せるにつきて。此神磐の精靈なりと云説は。此も同書傳の異なるには非ずなん。又磐長姫を。苔虫神とも申せるにつきて。此神磐の精靈なりと云説は。此も同書に。經雅神主の解に。此神苔むすを以。御名とせりと云るは。然る言にて。此は疑なく。石長比賣命なり。其は神體の石にて坐は。云も更なり。其父大山津見神の御言に。天神御子。使三石長比賣。則雖二雨零風吹。恒如石常堅。坐。と告ひ。彼古今集なる賀歌に。我が君は千代に八千代にさくら石の。巖となりて苔の生まで。と詠たるをも。按ひ合て所知たり。然れば磐長姫は。大山祇神の御子とは坐せと。實には石の精神に坐す事著し。此に準へて。開耶姫命の。櫻の精神に坐すことをも悟るへし。さて華は脆く。石は長久にて。其性の相ける物なるに。其二神の合力而坐。とあるは。甚く心得難き

に似たれと。此はかの速佐須良比賣神と素戔鳴神と。同性なるか。力を合せて坐とは。其趣異にして。華木の脆き性を。長久なる巖の性もて。助け幸はふ由にて。是そ磐長姫の。苔生神と名に負ひて。櫻神に力を合せ。木華の如。脆かるへき青人草の壽命をも。幸ひ玉ふ因縁なりける。と云れたるは。因に云。平田翁云。神名式に。駿河國富士郡淺間神社とある。其祭神は。一宮記諸神記を始。昔書に木花開耶姫命と云るは。實に然る説なり。其は伊勢の朝熊社を。古も今も常にあさまの社と云を。富士山の淺間をも。甚委しき考なりけり。阿佐麻と云は。朝熊の古語也。前に云る人もあるは。實に然る言と通ゆるに。彼伊豆國に坐。石長比賣命をも。淺間神と申せば。此は御見第二柱にわたる御稱と聞ゆればなり。と云れたり。さて式部國入代郡淺間神社とあるも。一宮記を始。昔書に此神なりと云るか如し。

是後神吾田鹿葦津姫見。皇孫曰。妾孕天孫之子。不可私以生也。皇孫曰。雖復天神之子。如何一夜使人娠乎。抑非吾之兒歟。木華開耶姫甚以慙恨。乃作無戸室而誓之曰。吾所娠是若他神之子者。必不幸矣。是實天孫之子者。必當全生。則入其室中以火焚室。于時焰初起時共生。兒號火酢芹命。次火盛時生兒號火明命。次生兒號彥火々出見尊。亦號火折尊。齋主。此云伊幡毗怒志。顯露。此云阿羅幡貳。齋庭。此云除貳波。

是後神吾田鹿葦津姬云々。此一段。本書と異なし。記云。故後木花之佐久夜毘賣。參出白。妾妊身。今臨産時。是天神之御子。私不可産。故請。爾詔。佐久夜毘賣一宿哉。妊。是非我子。云々。○不可私以生は。通詔に引る釋とも。此は尊皇胤也とも。以公示人避嫌疑也とも説る。實にさるへし。○慙恨は。纂疏に。貞婦不見二夫。姫且忿且恨。理宜然也。と云り。また通詔に引る或説もいはれたり。○誓之。古本にウケヒテを訓るは。私記の訓なるへし。但し此誓を。無戸室に入玉へる上の事としたるは。道理に叶はず。平田翁説なり。○共生とは。燭の燒立と共に。生坐るよしなり。火明命彦火々出見尊と共に。と云意にはあらず。○火酢芹命。本書に火闌降命とあり。次の二書には。火進命とあり。須勢曾通言なれば。○火盛時。本書に避熱而居。次の二書には避火炎一時とあり。此は生坐る御兒の火折と申すには。其方を正しとすへし。○次生兒。山陰云。次の下に。下なる一書の如く。燭。衰時の三字有へし。燭初起時。また火盛時とある。上のつゞきの例なればなり。とあり。しか見るとは。火盛時の三字も。あしきにはあらず。されど何れにし。○火折尊。これ火によれる。此時の御名なり。御下も。火明命の。ここに生坐るは正しからず。其由は上にも下にも云。○火折尊。これ火によれる。此時の御名なり。御名義は。第三一書に。避火炎一時。生兒火折彦火々出見尊。第五一書に。火炎衰時云々。出見云々。火折尊。とあれば。記傳に。此は火衰たる時に。生坐る故の御名にて。火弱りの義なり。と云り。故一書には火夜織命ともあり。衰も興も通。又重胤説に。折は靡き挽も意あり。火の衰たる時には。炎の靡き挽むものなれば。其よしを御名に負坐るなり。とも云り。○齋主此云伊幡毗怒志。怒志二字。本に脱た

第三一書

るを。永享本三島本にあるに依て補へり。但三島本には。怒を努に作れり。山陰云。此訓注。齊之大人の方をあるましくおほゆと云り。されど齊字。此一書には。いと多ければ。た。齊此云伊幡毗怒志。とのみにては。何處の注と云事詳ならず。主字あるからには。必齋主の注なり。また齋主を伊幡毗怒志と訓からには。齊の大人の方は。注なくとも。イハヒノウレなること。知られたるを。想はしく。其方をも兼て云へきにはあらずかし。これは。○顯露此云阿羅幡貳。この訓注の事は。既に本文の處に云善本を得られしより。さる説をも云出られしなり。り。

一書曰。初火焰明時生兒。火明命。次火炎盛時生兒。火進命。又曰。火酢芹命。次避火炎時生兒。火折彦火出見尊。凡此三子。火不能害。及母亦無所少損。時以竹刀截其兒臍。其所棄竹刀。終成竹林。故號彼地曰竹屋。

火焰明時。此は次なる。火炎盛時とあるに同じ。さて火明命は。次なる火進命と。一神なることも。既に云り。○火進命は。火の盛に進みもゆるよしの。御名なる事も。已に云り。○竹刀。和名抄調度部に。竹刀。日本紀私記云。竹刀阿乎比衣。言以竹刀剪金銀薄也。箋注云。按神代紀竹刀。以截嬰兒臍帶。非下剪金銀薄之用。言以下非私記之文。當爲夾行分注。又按。阿乎比衣。蓋日本紀載臍竹刀之舊訓。恐非源君之時俗。謂下剪金銀薄。竹刀爲阿乎比衣とあり。言意は。守部云。字鏡に。按摺

轟の字を訓て。肉をそきとる事なり。即今の言に。閉具と云るも。比惠具の約り。比惠は閉と約れり又惠具留と云るは。擗鏢の上略なるへし。竹刀を閉良と云も。比惠良の約れる事は。上の比惠具の例の如し。私記に。竹刀を阿乎比衣と訓たるは。衣の假字連へり。武郡云。本の訓にエとあるに従ふへし。私記には阿乎比江とあり。言の意は。斐は屠る。滅すなど云。波閉に通ひ。惠は割る折る等の。和袁に通へる以て。准ふへしと云り。さて阿乎とは。竹は莖も葉も。青き物なればなり。○截其兒臍。臍は臍帯なり。されど平田翁も云れたる如く。臍字のみにては。義を盡さず。永享本に臍紐とあり。紐は初又紐の古體なり。字書に。紐釋也。繩也。索也。また紐糸也。とあり。何れにても。帯の意あり。本は脱たるなるへし。さて和名抄形體部に。四聲字苑云。臍臍腹孔也。和名保曾。俗云倍曾とあり。平田翁云。谷川氏説に。分娩之時。臍帯接於胎衣。故斷之稱曰臍。臍胎衣一忌截之言也。また宗因曰。竹刀男女異制。檜曲桶大小二納。胞衣トニ方位埋之。詳見産勘文とあり。緒と云によりて。反語をもて祝ふなり。紫式部日記に。御はそのをは。殿のうへと有れば。式正の事あるへし。南殿の平竹にて作ると。醫師仲成の説なり。とも云り。仲成とは。和氣系圖に。典義正四位上仲成とある人なるか。なほ御産部類記の類を見ても。竹を用る故實と聞ゆるを。湯津に。方書云。臍帯餘六寸許。以絲固結。以鋼刀一截之。或用竹刀一見之。女諸禮と云ふ物に。空木の小刀と云るは。異説なり。婦人養草と云物に。臍の緒をつぐ。竹筵のこと。男子ならば雌竹。女子ならば雄竹にてつぐへし。雄竹と云は。生出る時より。根下の枝一あるを。雄と定め。枝二あるを雌と定むと云り。また香月牛山説に。臍帯を斷つに。竹筵を用へし。雌の刃物を用るへからず。頼なる絹にて。臍帯をつまみ。或は單の絹をまきて。長からす。短からず。生子の足掌の長にくらへて斷へしと。漢土書等をも引て委く説たり。とあり。なほ山槐記。治承二年十一月十二日御産の條にも。生氣方河竹を切て。竹刀を作り。御臍を切しこと見え。壻囊抄二。臍緒以三竹

刀一切事段に。稚きちこの臍の緒を。竹刀にてきるは。前蹤にある歟。如何。風土記の心によらば。皇祖真能忍者命。日向國贈於郡。高茅穗穗生峯に降り坐て。是れより薩摩國關駝郡竹屋村にうつり給ふ。土人竹屋守女を召て。其腹に二人の男子をまうけ給ひける時。彼所竹をかたなに作りて。臍緒を切給たりけり。其竹は今も有りと云り。此跡を尋ねて。今もかくするにや。と見えたり。○竹林。和名抄篋和名太加無良。俗云太加波良。類聚名義抄にもかくあり。此巻の下。又兼行紀も訓同し。海宮一書に。櫛を投しかは。竹林と云るといふ事もあり。上巻伊弉諾尊の湯津爪櫛を投給ひしかは。即櫛に成とあるも。似たる事なり。口訣に。敷。臍用ニ竹刀。者。示。養産之方也。成ニ竹林。者。養産也。とあり。○竹屋は。口訣に。竹屋在日向國。卜定田爲レト而取レ稻也。と有れど。此邊は和銅より後。薩摩國に屬て。即和名抄に。薩摩國阿多郡鷹屋。とある是なり。今川邊郡に屬す。鷹は借字なり。この地の事。薩摩名勝考云。今山田郷に。竹か尾と唱ふ山岡あり。其嶺に。竹屋大明神の宮蹟あり。これ蓋無戸室を營られし墟なるへし。また地理纂考云。今土人神山。或は竹屋が尾。又は略して竹が尾とも云り。山の高さ三十町許にて。絶頂四畦許。平地なり。此處を皇子御降誕の跡と云。即無戸室の跡なり。又此頂上より。西北の方。百間許に。竹林ありて凡二畦許也。土人神代竹。或はヘラタケ山と呼へり。皇子の臍帯を截りし竹刀を。棄たりしが。根させるなりと云。此山上すへて。樹木のみなるに。此所に限りて。一村竹林なるは。いとも奇しき事なり。此竹俗に蘆竹と號す。他國には稀なりと云。其形同り二寸許にして。節の間一尺。或は一尺餘なり。葉。芽の如し。又當國にても。村里に多かれと。山中には絶て有事なし。とあり。なほ此地の事。木書。笠換宮の下にも云り。なほ此事。斐峯一覽。また地志略。笈埃隨筆等にも委く見えたり。平田翁云。

大隅國肝屬郡にも。鷹尾郷あるは。後に阿多郡の地名を。移せるなるへし。總國風土記。日向國の發缺に。肝屬郡に。鷹尾郷とあるは信られず。

時神吾田鹿葦津姫。以_レ卜定田。號曰_レ狹名田。以其田稻。釀_二天甜酒_一嘗之。又用_二淳浪田稻_一爲_レ飯嘗之。

卜定田は。古本にウラヘタル田とも訓り。平田翁云。太兆に卜定たる田と云るにて。其を天御國の狹田長田に擬へて。狹名田と號けたる由と聞ゆ。然れば。名は長の借字なり。前には。次の淳浪田は。淳之田と聞ゆるに就て。此名をも之ならむ。と思へれど。しと云へり。○天甜酒。倭名抄飲食部。釀酒。陸詞曰。釀酒味長也。音草一音湛。日本紀私記かにはあらず。○天甜酒。倭名抄飲食部。釀酒。陸詞曰。釀酒味長也。音草一音湛。日本紀私記云。甜酒多无佐介。今案可_レ用_二此字_一。注云。谷川氏曰。多米與_二多无_一音通。則知多无佐介。是美酒之古名也。是說可_レ從。源君欲_レ以_二釀字_一爲_レ之非_レ是。とあり。釋紀に甜酒美酒也とある。其義以て書るなり。これに據るに。甜酒は一種の酒にはあらざるか如し。然れども。職員令に造酒。釀酒。釀甜酒。とあるを見れば。釀酒と同物なるにや。口訣には然か云り。釀酒は。和名抄に。釀古佐計。一曰。一宿酒也とあり。箋注曰。蓋釀酒之義。古本新撰字鏡。釀訓。古佐介。釀訓。阿萬佐介。按造酒司式云。釀酒者。米四升。麴二升。酒三升。和合釀造得_二釀九升_一。以此爲_レ率。日造一度。起_二六月一日_一。されど多武は疑し。其は記に。種々。味物取出而。種々。作具而進。とある。記傳に。味物多米都母能と訓へし。其故は。貞觀儀式大嘗祭儀に。辨大夫入_レ自_二儀鸞門_一。就_レ版跪奏_二兩國所_一獻多米都物色目。とありて。其詞に。御酒倉代

缶物。多米都物。雜菓子飯。などの色目見え。又大多米津酒。大多米酒波。多米御酒。多每米。大多米院と見え。延喜式にも。多明酒。多明酒屋。多明料理屋など見えたり。古に凡て美味飲食を云る名なり。姓氏錄に。多米連條に。成務天皇御世。仕_二奉炊職_一。賜_二多米連_一也。又多米宿禰條に。成務天皇御世。仕_二奉大炊寮_一。御飯香美。特賜_二嘉名_一。とあるを以知へし。書紀の甜酒も。本の訓は多米邪那なりけむを。後人のさかしらに。字音と心得て。多武とはよみなしつらむ。と云り。さて又重胤は。右の姓氏錄の文に次て。政事要略二十六に。姓氏錄云。多米宿禰。出自_二神魂命五世孫天日鷲命_一也。(十)四世孫小長田。稚足彦天皇隆成。御世。仕_二奉大炊寮_一。御飯香美。特賜_二嘉名_一。負_二朕御多米_一。六世孫三枝連男倭古連之後。天淳中原瀧真人天皇武。御世。改賜_二宿禰姓_一。とあれは。古本に然有つるなり。又同書に載られたる。多米宿禰本系帳云。天皇御躬爲_二國大飲然_一之時。供_二御大飯_一。已不_二開食_一。仍召_二氏人等_一。令_レ作_二御飯_一。特被_二詔勅_一。小長田命作_二備御飯_一。進御之日于吉聞食。即垂_レ詔備仕奉御飯甚有_二香美_一。平服聞食。故召_二小長田命_一者。特賜_二嘉名_一。朕御多米負賜。被_レ詔定_二多米連_一也。爾時賜_二大飲政_一。亦任_二御田之職_一。賜_二天皇御命贖之政_一。掌以仕奉也云々。大飲は。大嘗と云事を漢様に作るなり。さて其。朕御多米と詔給ひ。多米連と負せ給へる多米は。記に味物とあるを。記傳に多米都物と訓れたるは。實に然る言なり。此は俗に多倍物と云事にて。食て身を足はす謂の言なる者なり。天甜酒とあるは。汁の飲に對へて。醇きを食と云義以て。號けたるなるへし。此に仕_二奉御飯_一。甚有_二香美_一。と有る事に。主と云言なるに

そ云へかりける。と云れしは。實に然る言なり。然る時は。上世に養産などにも。田をトへ物する習はしなりつるにこそ。然れども。重胤の説に。其如く養産なる時は。産後僅に七夜ばかりにして。行ふ事なりければ。田をト定むるには。至らざるべくや侍らん。其事を行はせ玉ふと云は。猶大嘗などの状なる御事なりしにや。と云れたる田の稲をトふ事にて。彼大嘗などは異なるへし。さて重胤云。かく酒と飯とを。相並へて嘗させ給ふ中に。かく酒を先にして。飯を後に云る事は。中臣壽詞文などにも然見えたり。これ飯よりも。酒を第一と爲る事なるか故なり。故大嘗祭儀齋部の所に。ト定物部人十五人云々。と有て。造酒童女の方。稻實公の上に在り。又其ト定田の拔穂の事も。造酒童女先之。稻實公次之。酒波次之。物部男女次之。と見えて。其餘の事共多くは皆。造酒童女一人を以。專要と仕奉れる事。酒を先とし。飯を次とする事なるか故なりかし。と云れたり。

第四一書

一書曰。高皇產靈尊以眞床覆衾。褻天津彦國光彦火瓊々杵尊。則引開天磐戶。排分天八重雲。以奉降之。于時大伴連遠祖天忍日命。帥來目部遠祖天穗津大來目。

天津彦國光彦は。天鏡石國鏡石など同く。稱辭を添て白せるのみなり。○天磐戶。平田翁云。天都宮處に構へし。御門の戸なり。大被詞に。天津神波天磐門乎押披氏所聞食武。とある磐門。大同本記

に。大御神の倭姫命に。御諭坐る御言に。我高天原爾坐氏。應戶押張如見。見志真伎志。大宮所波是處也とあり。應戶是なり。應戶は。御門の借字なり。○大伴連。記傳云。大伴とは。多くの伴を帥るを以て云か。又此氏の伴の。多く廣き由か。萬葉七に。較懸流伴雄廣伎大伴爾とあり。又八十伴緒の中にも。此伴を殊に崇め稱美て。大伴とは云か。萬葉二十に。大伴乃宇治等名爾於敷流と。家持卿のよまれたるなどを思ふへし。さて神武卷に。大伴氏之遠祖日臣命。帥大來目。督將元戎。と見え。拾遺には。遠于神武天皇東征之年。大伴氏遠祖日臣命。帥督將元戎。剪除兇渠。佐命之勳。無有比肩。など見えて。此氏は祖神天忍日命よりして。世々もはら武事を以て。皇朝の御守衛となる職なり。後世の左右近衛大將。左右衛門督。左右兵衛督。などの稱の如し。然れば後の稱を以いば。かの中臣部五部などは文官。此大伴久米などは武官なり。然るを後に。文を尊はるる故に。六衛府は大政官より身きを。上代には。武を尊はれし故に。此氏など甚貴かりき。とあり。天武紀十三年十二月。大伴連佐伯連賜姓曰宿禰。姓氏錄左京神別大伴宿禰。高皇產靈尊五世孫。天押日命之後也。家内連。高魂命五世孫。天忍日命之後也。ともあり。初天孫產火瓊々杵尊。神駕之降也。天押日命大來目部。立御前。降于日向高千穗峯。然後以大來目部。爲天較負部。天較負之號起於此也。雄略天皇御世。以天較負。賜大連公。奏曰。衛門開闔之務。於職已重。若一身難堪。望與愚兒語。相伴奉衛左右。勅依奏。是大伴佐伯二氏。掌左右開闔之緣也。大伴大田宿禰條には。高魂命六世孫天押日命とあり。押日命を。五世孫とし。また六世孫としたれども。拾遺には。高皇產靈神所生女云々。其男名曰天忍日命。とあり。姓氏錄はたかへり。いつれか正しからん。傳に御子と云は。子孫の謂なるへし。また佐伯宿禰。大伴と見えられたれど。此は正しく男とあり。異傳とすへし。次にも又男名曰天太玉命。ともあるをおもふへし。また佐伯宿禰。大伴宿禰同祖。道臣命七世孫。室屋大連公之後也。とあり。此氏は甚く蕃衍えて。紀中また續紀。續後紀。

高葉集。日本紀略。姓氏錄。大伴系圖。三代實錄に見えたるを擧ていはば。道臣命の子味日命。其子稚日臣命。其子大日命。其子角日命。其子豐日命。其子武日。其子武以。其子室屋。其子談。御物。談子金村。其子磐。狹手彦。阿被布古等あり。金村孫咋子の子長徳。馬來田。吹負。長徳の子御行。安麻呂。安麻呂の子道足。旅人。其子家持。旅人の姪古麻呂。其子繼人。其子國道。此人改て宿禰を賜。此より伴氏となれり。國道の子伴善男なり。さて此氏の支屬大伴某連。大伴某宿禰と云る氏。いと多くして擧るにたへず。中に佐伯宿禰尤著姓なり。さて聖武天皇天平勝實元年詔に。大伴佐伯宿禰波。常母云(如)久。天皇朝。守仕奉事。願奈伎人等爾阿禮波。汝多知乃祖止母乃云來久。海行波。美豆久屍。山行波草牟須屍。王乃幣爾去曾死米。能爾爾波不レ死止。云來流人等止奈母開召須。是以。遠天皇御世始豆。今朕御世爾當豆母。内。兵。止奈母遺須云々。高葉十八に。此詔を家持卿のよまれし長歌もあり。かく止事なかりしも。是より間なく。天平寶字元年に。橘奈良麻呂朝臣の。朝廷の姦人を攘はむと。謀れる時に。大伴古麻呂。佐伯大成。大伴古慈斐。佐伯全成を云し宿禰等の。與せること發覺れて。誅はれし事あり。これよりして。此氏人。漸々に勢を失ひ。衰へ以て來て。遂に其家々絶々に成り。其後類聚國史に。弘仁十四年四月。改大伴宿禰。爲二伴宿禰。觸レ譯也。とありて。伴氏となれり。かくて清和天皇貞觀年中。大納言伴善男罪ありて。流されたるより。按に善男は。寵ありて家を興し。大臣に任せられんしたりしかと。藤氏の權を握し。此にても。此時にまた。朝は勢力ありしことは。推量られた。にせし頃なりければ。共に謀りて。物に罪に陷せしも知へからず。時勢を考て知るべし。史の文の上にては。さも見えぬは。潤色たるか故なるべし。其後は著はれたる人も。代々に聞えず。いたく衰へ果

にたり。日本紀略。天慶六年七月。賜參議正四位下伴宿禰保平。爲三朝臣。とありて。其後朝野群載に。伴朝臣資兼と云人見えたり。此人は善男子員助の裔孫なるよし。伴氏系圖にみえたり。奥州。なほ其餘にも。伴朝臣なる人あり。されと伴宿禰の氏人もあり。後一條天皇の時。正六位上伴宿禰。兩流に分れたりと見ゆ。佐伯宿禰も。信重と云人。朝野群載抄にみゆ。○天忍日命。記傳云。名義ことなる事なし。三代實錄。貞觀十五年十二月。授河内國正六位上天押日命神從五位下。此は式に。志紀郡伴林氏神社。とある社なるへし。此林氏神社は。貞觀。とあり。平田翁云。名義今一の考あり。其は神武紀に。賊等天皇の御軍の。嚴く夥きを畏て。天。壓神と申せる事あるを思ふに。此神の皇孫尊を。守護まして降らし。武備の物を壓すか如く。嚴きを稱めて。壓靈と申せるも。亦知へからず。とあり。さて萬葉十八。大伴家持卿歌に。大伴能遠都神祖乃。其名乎婆。大來目主登。於比母知豆。都加倍之官云々。とあるを見れば。此命の亦名を。大來目主命とも申せるなり。かゝれば記に。天津久米命といひ。此紀に天穗津大來目とあるは。共に一神にて。天忍日命の部下の。隊長にて。來目部の兵を帥たるより負る名。大來目主は。其上に立て。主として率ぬたまへる稱にて。亦名なること論なし。然れば記に。天忍日命。天津久米命二人。と爲るは誤にはあらねと。大將と裨將とを並へ云るか。聊まきはしきなり。此紀には。帥三來目部遠祖天穗津大來目。と云るにて明らかし。さて帥三來目部。は。萬葉二十に。於保久米能。麻須良多耶乎々。佐吉爾多豆。と詠み。此紀に。道臣命帥三來目部とあれば。來目と云部を。帥たる事約く。其來目部を帥たるに依て。負る名を。別に一

負部。天朝負之號。起於此一也。後に近衛府衛門府兵衛府を共に由介比乃。萬葉二十に。波士由美乎多爾藝利母多之。麻可胡也乎。多波左美蘇倍豆。於保久米能。麻須良多那乎々。佐吉爾多豆。由伎登利於保世。山河乎。伊波彌左久美豆。布美等保利。久爾麻藝之都々。とあるも。此の故事に本就て。詠れし者なり。拾遺には。仍使大伴遠祖天忍日命。帥來目都遠祖天穗津大來目。帶仗前驅。既而且降之間。先驅還白。と有を以ても。此二神大來目部を。已に先に立せ遣して。降路に向ひ給ひ。謂ゆる朝負伴男と爲て。被仕奉しを。後には衛府に其職移れり。職員令義解。左衛士府條に。掌云々車駕出入。前驅後殿事と見え。左兵衛府條に。車駕出入。分衛前後。などある是有狀なり。宮衛令に。凡車駕出行。兵衛衛士先按行。及道路隱暎處。檢察非常。前後呵叱。觀人大言。登高者使下云々。などを以。其先驅の狀を知へし。とあり。○捉天梶弓。捉字。文明本。元々集所引に。捉と作り。記傳云。波士は常には。櫛字を書り。和名抄には。染色具部に。黃櫛。文選注云。櫛。今之黃櫛木也。和名波遷之。とある是なり。天皇の御衣の。黃櫛染是なり。波遷志とも。波士とも云は。櫛を加婆とも云と同じ。又土師をも波士とも云り。名義は。或人埴の色したる木なる故に云。と云り。さて此木は。今俗に波是と云。山漆とも云て。實を蠟燭に造る。葉はよくもみちする物にて。歌にも詠り。或人は此木今も弓に造ると云き。或云木を切て見れば。そのこぐち。外は白くして。内の心黄なり。その黄なる心を。弓には造るなり。物を染るにも用る。山に生たるを山櫛と云て。里に生たるよりも。性宜しと云。といへり。○武野云。或人云。櫛は木性脆くして。弓とするに堪されは。是は山櫛と云て一種あり。其形櫛に類たれと。直立して實細し。櫛弓とは此木にて作りけん。と云り。さて書紀に。梶弓と書れたるは。和名抄同染色部に。梶子を擧て。唐韻云。梶子木實也。可染黃色一者也。と

ありて。此も黄を染る物なるから。此字を當たるへし。されと梶はくちなしにて。小木なれば。弓に造るへきに非ず。とあり。○八目鳴鏑。本に鳴鏑をカブラとのみ訓れとも。なほナリカブラと訓へし。外にしかよめり。記傳に云。書紀などの訓に。那流河夫良とあれとも。字鏡に奈利加夫良とあるに依て訓へし。名義は鳴神夫理矢なり。天智紀に。有細響一如鳴鏑とある如く。射れば空を鳴行か。雷に似たればなり。此矢記中に往々見えたり。古はもはら用し物とみゆ。八目とは。其鏑に響のいくつもあるを云。和名抄に。日本紀私記云。八目鏑は。夜豆女加夫良とあり。雷をたも神ともいへば。鳴鏑をも加夫良とのみも云か。加夫良をもと。夫良とのみも云へし。又以後に鳴を略て。加夫良とのみも云か。加夫良をもと。鳴鏑と云には非し。萬葉九に。響矢ともあり。さて鏑字は。たをへての鏑の事にて。分て加夫良と訓へき義は見えす。こは漢籍に。鳴鏑と云物。此方のなりかふらに似たる故に。此字を當たるなれば。鏑一字を訓るも。鳴鏑よりうつれるなり。史記匈奴傳云。冒頓乃作三爲。鳴鏑。注車昭曰。矢鏑飛則鳴。とあり。○頭槌劍は。神武紀に勾務都々伊。異志都々伊とある。勾務都々伊は。即此頭槌なり。神功紀にも見えたり。古事記の神武段には。久夫都々伊とあれとも。久夫は加夫と通音。さて鏑を延て都々伊と賦へるなり。異志都々伊は。石槌にて。共に古の劍の稱なり。私記に頭槌劍名也。其頭曲。石槌劍名也。其頭似石。とあり。通證に。兼良曰。頭槌者劍首如槌也。今隼人所帶之劍有。此形也。今按。神武紀曰。我卒具拔。其頭椎劍。一時殺虜。夫劍有文有武。据之則專便。於武之制。猶如今陣刀。乎。と云り。口訣には。頭槌劍。鏑如槌とあり。いづれも信がたき説なり。記傳も。大方は此等によられたり。信友云。記傳に。頭椎と石椎を一物とし。又椎は私記纂疏等の説によりて。劍頭の形によれる名とし。其劍頭を。石以

て椎の如く作れる物なるへく。いへるはいかゞ。其はまつ石もて。劔頭の然製らるへきに非ず。よしやしか製りなしたらむにも。其を用ふに何の便よき事のあらめや。私記藤原の説は。劔字にすかりたる強説なり。但し古代の物に。劔頭のみくらかに翻反りたるか見えたるは。柄を把りしはる傾よからむ爲なるへければ。劔に響ふへき形にはあらず。傳に谷川氏の。劔の頭石にて。劔の形に似たるを。土中より掘出たりと云を見たり。と云へるよし云はれたるは。身ごめに。石にて作れるものなりつるか。その語り状の趣。吾心得かたし。故つら／＼考るに。頭椎と云は。劔頭の椎の形によりたる由にはあらて。外に其義あるへけれど。今考へきよしなければ。暫上古の太刀の一種と。心得てありぬへし。と云り。こゝに小杉楳郎。右の私記纂疏の説に因て云。其頭椎の如しといふもの。遙に後世まで傳へ來しは。隼人所帶といひ。兼良公か今そのたまひしにても。思ひ合すへけれど。先年來古墳より發見せしもの。いと多くありて。上野國綠野郡白石村。また同國佐野村。また武藏國北埼玉郡小見村。常陸國新治郡栗又村。また三河國渥美郡磯部村。また肥前國基肆郡園部村。などより出たる。銅製金裝の劔頭。みな此種類にして。今日帝國博物館に陳列す。往きて見るへし。さてこの頭椎製の刀劍裝飾ともに。みな最精工にして。兩刃なきにはあらねども。片及多し。而して皆柄鞘ともに木を以て製し。銅の薄き板かねにて。其柄鞘を掩ひ。鍍金したり。但柄頭に。橢圓狀ふくらかなる金物をつけたるか。いはゆる頭椎なり。さてこの刀劍の鏝は。大かた車輪狀のものをさしはさめり。又按るに。筑後國人形原の石人といふ石製の人形に。佩せたる大刀は。頭椎狀なり。これはた思合すへし。異志都々伊といふもの。記傳になほ上の頭椎と一物なるを。彼は形を以ていひ。此は其石以て作れる名なれば。別物にあらずとて。石製の劔

頭。大和國三輪山あたりの土中より發見せしこと。谷川士清かをうけられて。しか定められたれともいかゞあらん。世俗に石劔頭と云ものは。曲玉に似て最大なり。按するに古人一度劔頭ならんと誤認しつるより。假に今も通稱せるか如くなりたれと。前回にも。略述せし如く。これは別に使用せし一種の裝飾具なるへし。銅製の頭椎は。上文に云か如く。陸續發見すれども。刀柄につける石製のものは。いまた發見する事なし。よく考へきものとす。木内重曉か雲根志にかゝけし説は。尤採るに足らずと云り。なほよく考ふへし。

到於日向襲之高千穗穗日一上峰天浮橋而立於浮渚在之平地。齋完空國。自頓丘覓國行去。到於吾田長屋笠狹之御崎。時彼處有一神名曰事勝國勝長狹。故天孫問其神曰。國在耶。對曰在也。因曰。隨勅奉矣。故天孫留住彼處。其事勝國勝神者。是伊弉諾尊之子也。亦名鹽土老翁。梶。此云波苜。音之移反。頭槌。此云箇步豆智。老翁。此云烏賦。

伊弉諾尊之子。此事次に云。○鹽土老翁。一書に鹽筒ともあり。同じ事なり。老翁はたゞ尊みても云

稱なれども。此は實に翁にて在けむと。記傳に云れたるか如し。さて記傳には。鹽土は一柱の神名に
 は非ず。凡て物をよく知識る人を云稱なり。と云れたれと。重胤云。此は伊弉諾尊。橿原御禊の段に
 生坐る。底筒男。中筒男。表筒男三神を。一神としたる御名なり。武野云。住吉神代記云。西國見丘。東國見丘。皆
 丘山。云事あり。これは河内國にての事なり。大神の御本體の假に現人神と現れ玉ふ御
 名を。鹽筒老人と申奉れるなり。ますく鹽筒老翁の住吉現人神の御名なること明らかし。鹽と云は潮の事にて。海の底と中
 と表とを。總て云なり。其は其成出し所を。海底又は潮中潮上と有にて知らる。さて同時に成坐る。
 底津少童命。中津少童命。表津少童命三神は。海神と坐せは。海中の主宰に坐す事。海宮遊行章の趣
 にて明らかなり。然るに海上の事に就ての御事跡の。多く此神に係れるは。如何と云に。少童命と此
 神等とは。體と用との差別。此に在る事なり。大國主神。事代主神との。差別に異ならず。君臣の義
 には非れども。少童命は皇孫尊の如く。此神等は御前の事執持て。政こつ人のことし。さも無ては。海中
 神有か如く聞えて。何れも其れと知ら
 れて成ぬへき事なり。能々思辨ふへし。又此を伊弉諾尊之子也。とは有れども。如何なる由に縁れりとも無き
 は。古くより。別神と傳はれるには有めども。思合すへき事なん有ける。其は記海宮に。於是其弟泣
 患居海邊之時。鹽椎神來問曰。云々我爲汝命。作善議。即造无間勝間之小船。載其船。以教曰。我押
 流其船者。差暫往。將有味御路。乃乘其道。往者。如魚鱗所造之宮室。其綿津見神之宮者也。到其
 神御門云々。其海神之女。見相議者也云々。と有て。此時の始終の事を。具に始より知給ふ神は。誰
 か有む。其海神と力を合せ給へる。此三神に坐すては。似着はしからざるを思へし。此時の事は。海

神三柱も一神にて。綿津見神とも。鹽玉彦命とも申せは。其に對へる所なれば。此三神も底中表を兼
 て。鹽土老翁など申すへき事なるをや。通證に引る。天野信景説に。和泉國大鳥郡開口村。眞住吉神
 社。俗稱三三村大明神。所祭鹽土老翁也。神功皇后征韓時。奉導之。故歸國之後鎮坐此處。爲住吉之外
 宮。是以攝州住吉造替時。此社亦更造營。蓋一體別之祠義也。武野云。住吉神代記云。六月御解除開口水門姫神社。在
 和泉國。四至限。東大路。限。南神崎。限。西海樟及。限。
 限。北津大路。とあり。と有は寔に然る言なり。なほ海宮遊行章にも。數多出たる事なるを。今
 るもことによりあり。は其目易き方に就て。記を引出たるものなり。と云れたるは。然る説と通
 えたり。さてしか此神海上を知看神に坐なから。事勝國勝長狹神と顯れ給ひて。笠狹の地を古くより。
 主領き坐し。又神武紀にも。天皇に中洲の事を語奏し給へるなど。現人神と坐ませる。此神の御性を
 るへし。借後神功皇后の御時に至りて。始て底中表筒男神なるよしを顯はして。御名乘し給へるも。
 さるへき由縁あることなるへし。○梶此云波茸云々。本に茸を茸に誤る。今秘閣本丹鶴本安倍本に従
 て改つ。さて此註二十三字。本には次の一書の下に誤りて入れり。今は水戸本貞丈校本等に依て。此
 に移しつ。

一書曰。天孫幸大山祇神之女子吾田鹿葦津姫。則一夜有身。遂生四
 子。故吾田鹿葦津姫抱子而來進。曰。天神之子。寧可以私養乎。故告

狀知聞。是時天孫見其子等。嘲之曰。妍哉吾皇子者。聞喜而生之歟。故吾田鹿葦津姬乃愠之曰。何爲嘲妾乎。天孫曰。心疑之矣。故嘲之。何則雖復天神之子。豈能一夜之間使人有身者哉。固非我子矣。

抱子而來。記玉垣に。沙本毘賣皇后の御子産給ひて。抱其御子。刺出城外云々の處傳云。抱は書紀なとに。伊陀久とも。牟陀久とも。調るの中に。萬葉十四に。可伎武太伎とあれば。これに依て牟陀伎と訓へし。さて今如此大后の。此御子を。御躬抱きて渡し奉給ふを思ふに。上代には。賤きも貴きも。凡て婦人産めは。即親抱きて。其兒を其父に示する。それを定まれる禮なりけむ。吾田鹿葦津姫の。抱子而來云々。故告狀知聞。とあるなとも。此御禮なるへし。然るに沙本毘賣皇后は。兄の稻城に隠坐は。然る事も得たまはず。故今渡し奉るに附て。よそなからも。其御禮を行ひ給ふなるへし。若然らずは。かゝる亂中に。かゝる貴女の。御親抱きて出給ふへくも非ず。凡て古書を見るに。よく心をつけて。上代のしわざを。細に考へ知へ。ゆめなはさり。勿看すこし。と云れたるは。誠に然り。さて此一書。兒生まして。其を抱きて。來坐る後に。天神之子寧可ニ以私養ニ乎云々。と白し給へると。又四子とあるか。傳の異なるなり。○嘲之。第一一書に既に云る如く。あざけり笑ふ意なり。新撰字鏡に。嚙を阿佐介留とあり。色葉字鏡抄に。啗字をアサワラフと訓わり。あざわらふの解。まづは如此なれとも。あざは鮮

の意にて。あざ笑は。大に笑ふより出たる特なり。必しも人を嘲弄するか本義にあらねど。しか大に笑ふは。人を憐る意。○妍哉は。あれは。轉りてさやうに通ぬるなり。記の極厚宮段なる嘲味も。たゞ大に笑ふ意なり。此なるもさるかたに見てよろし。○吾皇子にかゝれり。○吾皇子者。通證に。言稱謂吾之皇子者也。者當訓登波。と云れたる宜し。○聞喜而生之歟は。纂疏に慢人之辭也。口訣に嘲弄之辭也。とあり。さるは直指に反語也と云るか如く。聞悪くもと云へきの反にて。故にかく言ふか。即嘲弄り給ふなり。今俗にも。かゝる言あるは。上代よりの。餘風の浮れるなり。さて聞悪く生坐るとは。一夜に有身して。生坐る兒を。天神之子とは誰かは信はむ。聞悪き事白せるものかな。といふ意を。下に含みて。嘲弄給ふなり。神功紀に。天皇謂皇后曰。聞惡事之言坐婦人乎。とあるはいとよく似たり。山陰云。此文漢文にせりても。古言にせりても。聞之如書さまり。キチよくも云訓あればこそ。聞是以吾田鹿葦津姫益恨。作無戸室。入居其内。誓之曰。妾所生。若非天神之胤者。必亡。是若天神之胤者。無所害。則放火焚室。其火初明時。躡詰出兒自言。吾是天神之子。名火明命。吾父何處在耶。次火盛時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名火進命。吾父及兄何處在耶。次火

○心之疑。嘉禎本加茂社に。心疑之とあり。本は倒置したるものなるへし。

炎衰時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名火折尊。吾父及兄等何處在耶。次避火熱時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名彥火火出見尊。吾父及兄等何處在耶。

入居其内。山蔭云。此上に抱子とあるへきなり。本の如くにては。御母のみ入坐ること聞ゆ。とあり。○妾所生。本に生を娠とあり。口訣本に。妊とあるも同じ。纂疏本によりて改む。○見自言。御兒等の御名とも。其時々の火のさまによりて。名けまつれる御名なるを。今かく自言給ふは。いかなる如くなれど。例の後よりめくらしめて。言傳へたるものなり。さて此傳にも。火明命火進命を。二神と爲たること。言までもなく。火初明時と。火盛時と二度に分ちたるも謬なり。又火折尊。彥火々出見尊は。一神の別稱なるを。二神と説たる傳なり。山蔭云。二柱とするうへは。何れ一方は。命と書かるへき例なるに。共に尊とあるは如何。○何處在耶。本に在を坐と作り。活字本に據て改む。集解云。在原作坐。因訓誤。據後文改。とあり。さることなり。○火炎衰時。矢野玄道云。ト氏古本には。衰字をシメリとも。ヨツルとも訓り。源氏物語に。雨のあししめり。又風少ししめりてなど見え。撮撰集に。潤衣をシメシ。又濕衣濕布などもしかよめり。○避火熱時。玄道云。火熱は。熱田宮縁起に。倭建御子尊の開所持囊中。有火打一枚とあるを。御鎮坐次第略記

に。一云。此燧後天。火微燧名之。俗號燧袋。付大小刀。其縁也。と記し。同大神宮記。熱田古老口實など。日破宮に。此天火微燧を齋奉るよしみゆ。色葉字類抄に。熱又炳燧をしかよみ。撮撰集に。炳熱をもよめり。枕草紙に。さるへき事もなきをほとほり出玉ふとみゆ。

然後母吾田鹿葦津姫。自火燼中出來就而稱之曰。妾所生兒及妾身。自當火難。無所少損。天孫豈見之乎。對曰。我知。本是吾兒。但一夜而有身。慮有疑者。欲使衆人皆知。是吾兒。并亦天神能令一夜有娠。亦欲明汝有靈異之威。子等復有超倫之氣。故有前日之嘲辭也。

火燼。倭名抄。燼火餘木也。和名毛江久比とあり。燃燼の義なり。應神紀にも然訓り。又諸本に。此をホタケと訓るもあしからず。新撰字鏡にも保太久比と訓り。○豈見之乎。貞丈云。豈下疑脫不字と云るは。中々に非なり。かゝる文例あまたある事なり。○對曰。本に對を報と作り。今秘閣本北野本永享本共に依て改む。○汝有靈異之威子等云々。纂疏に。靈異之威。謂火不能燒。超倫之氣。謂其子初生而言とあり。さて此御對言。天神をも疑ふものあらむ

かとおもほし。又天神御子の。たゞ人に異なれる事をも。知らしめむとおもほしめす事。いと尊し。通證に。重遠曰。太子者天下之本。如有二毫髮之疑。國本不立焉。故皇孫設以致三鹿茸津姬之誠。其慮深矣。此書蓋記得其實。と云るは。然る言なり。○本に此下に訓註あるは。誤なる事。既に上に云り。

第六一書

一書曰。天忍穗根尊。娶高皇產靈尊女子。栲幡千千姫萬幡姫命。亦云。高皇產靈尊兒火戸幡姫兒千千姫命。而生兒天火明命。次生天津彦根火瓊々杵根尊。其天火明命兒天香山命。是尾張連等遠祖也。

栲幡千千姫萬幡姫命。此御名。姫萬の間に。兒字脱せしものなるへし。亦云の戸幡姫兒千千姫命。また第七のなり。さて三島本永享本には。千々姫の姫字なし。其は脱たる也。 姫兒のこと次に云。火戸幡姫兒云々。本に火下之字あり。私記に无きに依て削る。姫兒は比賣古と訓へし。取戎慨言に。漢籍に倭女王の事を。卑彌呼と云る事を解て。卑彌呼は姫兒と申す事にて。神代卷に。火之戸幡姫兒千千姫命。また萬幡姫兒玉依姫命。などある姫兒に同じ。と云れたるにて知へし。一御名の中に姫と云こと。二あるは。重複たる如くきこゆれを例あり。平田翁は。栲幡千千姫(兒)萬幡姫命。火之戸幡姫兒。千千姫命。高幡姫兒。玉依姫。とよみて。御親子二柱の名とせり。惟親親を后と爲たる。其兒を后と爲玉へるとあるは。誤れる傳の弘くされるにて。其兒を后と爲玉へるとある傳を。買の旨に叶へり。と云れたれと信かたし。栲幡千千姫を。此一書には御親の名とせれ。亦云には千千姫

を御兒の名とし。また萬幡姫命を。御兒の名とせれ。第七一書には。御親の名と爲るなど。さて御名義。火は穗の義か。平田何れを御親。何れを御兒とも辨かたし。かにかくに御親子と云。符ひかたき事多し。さて御名義。火は穗の義か。平田翁はと訓て。檢なりと云り。いかとあらん。戸は豊なり。豊秋津比賣の豊と同一美稱なり。と云り。

○天津彦根火瓊々杵根尊。彦根の根も。杵根の根も。共に尊稱なり。さて三島本北野本嘉禎本延喜本には。杵根の根字なし。次に此御名出たる處にもなし。○天香山命。本に命字なきは。脱たるものなり。熱田本永享本舊事紀等に因る。此命の香山を。名に負給へる由は。未詳。さて天孫本紀に。天照國照彦火明櫛玉饒速日尊。天道日女命爲妃。天上誕生天香山命。とあれは。御母も知られたるか如し。天上誕生天香山命。とあるに。よらば。されど。火明命饒速日命を一神なりと云るには説あり。又同書に。此神の亦名を。手栗彦命とも。高倉下命とも白して。饒速日命の天降坐る時。供奉の神等三十二人の。第一に坐由も見えたり。此等の事も此神の事も。なほ次に云。○尾張連。此氏の世系は。天孫本紀に委く出て。香山命の子。天村雲命母國屋より。第十八世の孫。尾張乙訓與止連。といふまでを載たり。國造本紀云。尾張國造。志賀高穴穗朝。以天別天火明命十世孫小止與命。定賜國造。天別は。天孫また天降などの誤なるへしと云り。三代實錄九に。天孫天火明命とあり。粟田氏云。天別は。天神より別れたる由縁の義を以。姓氏云る文なるへし。十世は。火明命をおきて。天香山命より。數へたる世數なり。天孫本紀に。十一世孫平止與命と見えたりと云り。左京神別天孫。尾張宿禰。火明命二十七世孫。阿曾連之後也。尾張連。尾張宿禰同祖。火明命之男天賀吾山命之後也。また神別。尾張連。火明命五世孫。武礪目命之後也。また山城大和にも。尾張連あれと。右に引ると同し。河内と。なるは。火明命十四世孫小豐命之後とあり。四は誤なり。 此氏もとみな連姓なりしを。次々に多くは宿禰姓を給へり。其は天武天皇十二年十二月。尾張

連賜姓曰宿禰。と見えたるを始め。續紀大寶二年十一月。天平十九年二月。天平寶字二年三月。神護景雲二年十二月の。處々に見え。なほ次々の史にもみえたり。さて此氏の本居は。大和國葛城なり。然云故は。記境原宮段に。此氏人に葛木之高千那毘賣と云あり。又舊事紀に。此氏二世孫天忍人命。異妹角屋姫命。亦名葛木。出石姫爲妻。次天忍男命。葛木土神劔根命女爲妻云々。四世孫瀧津世襲命。亦云葛木彦命。七世孫建諸隅命。葛木直祖大諸見足尼女爲妻。などあり。さて神武卷に。高尾張邑。或本云葛城邑也。また高尾張邑云々。因改號其邑曰葛城。とあるは。高尾張の本名と聞ゆれば。國名の尾張は。此高尾張より出て。其は此氏人の葛木より出て。彼國に下り住居し故。其本居の名を取て。國名と爲るなり。右は記傳に考られたる説なり。但し其説を誤りの傳なり。と云れたるは。却て非なり。さて高尾張をまた尾張とのみも云しにや。天孫本紀に。葛城尾治置姫と云人名もあればなり。されは本居の名を取て。國名と爲し事は。遠あるましくこそ。借此氏人の尾張に下り住居し事は。栗田氏説に。十三世孫尻網根命。此命譽田天皇御世爲三大臣。供奉云々。品太天皇御世。賜尾張連姓。とありて。尾張姓を賜へるは。應神天皇の御世なれと。此氏人既に尾張國造之祖美夜受比賣と見えたるは。是より前小止與命などや。始なるへき。さるは本紀に。高木某姫とあるは。世々大和國葛木邑に住めりし人なるへく。此小止與命は。尾張大印岐女子。其數刀侍爲妻。生一男。と見えて。尾張に下り住て。其國人を娶とせしなるへければ。是其體とすへし。此小止與命は。何の御世に仕奉しか詳かならねと。志賀高穴穗朝とあり。又其子建稻種命の。日本武尊の御從なりしを思ふに。景行成務の二朝をかけて。仕奉し人と定むへし。かくて其國造となりしは。いかなる故ならんと推考

るに。寛平縁起に見えたる如く。建稻種命。日本武尊を左右奉りて。東征に功烈あり。又其早くみまかられる事を。憐れ思して。父なる小止與命を。國造に定賜しなるへし。と云れたり。さて神名式。當國中島郡眞墨田神社。名神大。當國神名帳に。正一位眞墨田大神とあり。今松降庄と云に在りて。國の一宮也。其在所を一宮村と云とそ。此を國人吉見幸和説に。眞墨田社を。一宮記に。大己貴命と爲たるは非なり。尾張氏の上祖。歷世當國に住りしかは。其遠祖を祭れる社。三十餘坐あり。中に天照國照彦火明命は。中島郡眞墨田神社に祭りて。一宮と稱す。天香山命は。同郡尾張神社に祭ると云り。此説は。其著はせる宗廟社稷問答と云書に記して。元祿の頃。國の殿人天野信景等。國君の命を受て。尾張國郡志を撰むとに。自作の秘書を。委しく考へ索めて。記せるよし云り。是信に然るへし。と平田翁云り。なほ式に。山田郡にも尾張神社あり。當國神名帳に。從一位尾張天神とあり。通證云。信景曰。此祭天香山命。今爲春日部郡小針村。とあり。また式伊勢國多氣郡天香山神社あり。

及至奉降皇孫火瓊々杵尊於葦原中國也。高皇產靈尊勅八十諸神曰。葦原中國者。磐根木株草葉猶能言語。夜者若燦火而喧響之。晝者如五月蠅而沸騰之云云。

磐根は。本居翁云。たゞ磐にて。根は添て云言なり。屋を屋根。羽を羽根。杵を杵根。矛を矛根。鳥

を鳥根といふ類なり。と云り。○木株。本にコノモト。又私記に古乃太知など訓めれど。本居翁云。紀綱多知とよむへし。大殿祭祝詞に。木根乃立知とある。乃字は決して衍なるへし。乃と云辭有ては。訓もいさあしきうへに。乃といふへき詞に非ず。されたちなり。さて他の祝詞には。皆木立とあれども。こたちと訓ては叶はず。これは常云木立の事にはあらず。祝詞考の説の如く。枉キョウなれば。字鏡に紅支利久比根字あるに依てよむへきなり。木株と書れたるも其意なり。株は字書に木根也然らばた。樹立木立など書るは。いかにと云に。かの岩根屋根などの例の如く。たゞ木の事をも。根を添て木禰と云故なり。されは木立など書るは。木の一字をきねに用て云るにて。屋の一字をもやね。羽の一字をもはねと訓か如し。さて意は木根立にて。是は根に意あるなり。さてたゞ木を木根と云るは。古今集神樂採物の歌に。霜入度おけと枯せぬ榊葉の。立榮ゆへき神の木根かも。と云るなり。とあり。○草葉。大祝詞に。草之垣葉。龍田風神祭祝詞に。草片葉とあり。本に。カヤノカキハと訓たれども。私記に據りて。草葉とかけるは。漢文に約めて書れたるなり。本居翁云。草のかきはとはまづ。凡て草は大方三葉五葉つゝなど。並ひて生る物なるに。それを缺取て。たゞ一葉など残りてあるさまを以云ふ辭にて。意は聊の草の一葉まで。と云なるへし。とあり。○若燦火。神賀詞に。如二火登一光神在利とあり。口訣に。若二燦火二而喧響之者。如二飛火二鳴喧也。と云り。神壽國後釋云。火登は此字の如く。爰の内に焼く火なること。考にも云れたるか加し。然るを神代紀に。夜者若燦火二而喧響之。燦火此云二褒倍とあるは。心得ぬことなり。其故は。燦は字書に火飛也と注したれば。火登には叶はず。又喧響も。火登によしなればなり。故つらく思ふに。紀の文はもと。事のまされたる傳のありしを。其まゝに心得て。書れたるものなり。其まされといふは。まつ記に。惡神之音如。換蠅一皆滿。萬物妖然發。とある音は。狭蠅の如く。沸音なるを。又一の傳に。これを蠶と夜とに分て。

二物にたゞへて云るかまされて。かの音を夜の方の火登に屬て。いへるなり。さてかくまされて。音とあるから。讀者の心に。音ある火は。飛火ならむと心得て。火登に燦字を當て。書れたる物なり。かの紀の文字には。かゝる類多し。心して見へし。然れども火登は。然たどへにいふばかりの音は。あるへくも非ず。又蠶にむかへて。夜をいはずは。光こそ似つかはしけれ。喧響は夜にかきらぬ事なれば。似つかはしからず。又一書に。燦火光神とあると。同意のたどへなるにても。必光あるへき事しるければ。此は神壽國に。光神とあるを正しかりける。と云れたるは。火登とある字に。あまり泥まれたる説なり。當は紀の文字を。ともすればおとしめて。見られたりしより。さる音をも。いはれしなり。此説古く據あるへし。言義は詳ならねど。かにかくに贅は借字にて。燦火字に據て解くの外なし。さて按に。流星をヨバヒホシと云て。音するものに。古く云り。褒倍はさるものゝ稱にて。俗に云空中の光物なり。常陸國土記に。夜者火光明國とあり。光物の空中を飛行こと今もあるものなり。若を母許呂と訓るは。萬葉二十。松の氣の並たる見れば。家人のわれを見送るとたゞりし母己呂。なとあり。平田翁云。凡て如若などの字意の言。御國に三あり。一は那須。二は基登久。三は母許呂なり。那須は神説の如く。似なる。べく。基登久は。事を活かしたる言なるへく。母許呂は。母は加りたる言にて比なるへし。共に同じ心はへなりと云り。○沸騰之は。記に如二狭蠅一皆滿。神賀詞に。晝波如三五月蠅一水沸支ナメなとあり。平田翁云。沸は静まり居たりし物の。起立て騒くを云なり。師はたゞ騒く状のみ云には非て。涌出て騒くを云なるへしと云れつれど。如何在ん。と云り。さて此邪神どもの事。本書の状と別なるに非ず。と云へども。其始は天忍穗耳尊を。天降し奉らせ給ふ御政なりければ。瓊々杵尊に係て書されたるは。事の略に過て。其實を失ひたるなり。

時高皇產靈尊勅曰。昔遣天稚彥於葦原中國。至今所以久不來者。蓋是國神有強禦之者。乃遣無名雄雉。往候之。此雉降來。因見粟田豆。

田。則留而不返。此世所謂雉。頓傳之縁也。故復遣無名雌雉。此鳥下來。爲天稚彦所射。中其矢而上報。云云。

強禦之者。水にイシカウカウとあるは、イムカウの誤なり。又明證。通證に。射向也と云る意にて。たむかひ敵をむを引と云と。心はへ同じ。記に。天宇受賣神を。雖有二手弱女人。與伊牟迦布神。面勝神。とあり。同語なり。○無名雌雉無名雌雉。平田翁云。雉名鳴女とあるは。總名。こゝは雌雉を別ち云へる故に。名鳴を上に付たるなり。○粟田豆田。豆田二字。倭名抄に。粟田安八不。豆田萬女不。とあり。不は麻生。淺茅生。蓬生などの生にて。其物の專と生殖る地を。某生と云なり。田字には泥むへからず。萬葉に。○此世所謂云々の十字。此に在ては解かたし。次の遣無名雌雉云々の次にあるへき文なり。其よしは次に云。○重遣はされしことありて。唯一度なるに。此一番に。かく雌雉雌雉を。二度に遣はされたるよしある。其無名雌雉。無名雌。記に所謂雉名鳴女には當れる。されど。此一番には。其先に遣はされし。雌雉の方に。雌頓使之縁也と有て。頓使の傳る所。大に差有を。予は此一番を取へくそ所思ける。惟頓使と云事は。使したる任に。一。○頓使。平田翁云。頓は比多と訓ことは。頓丘此云毘陀鳥とあり。此正しき據なり。抑比多と云言は。此餘もひたすら云々す。ひたもの云々すなど。今世にも云て。純一むきに爲事と。頓りて爲事とに云めり。萬葉に。直土直佐麻などあるも。純一と土のみ。麻のみなるを云ふなり。比多と云々す。なと云は。頓に物する由にて。比多使とは。今もまゝ言ふ語なり。然れば此の頓使は。前に遣したる雌雉か。返

らさる故に。また比多と。雌雉を遣したるを云なり。とあり。故この頓使のことは。無名雌雉云々の次に當るよしは。既に云り。さて此を諺に云ならはせる意は。此雌雉の返らさりしに因て。人世になりて。凡て大事の使を遣るに。前に遣したる使の未返らさるに。また頻て遣るをは。雉の頓使と云て。忌ことせしなり。さるは留不返といひ。次に所射中其矢と云る處に。此諺を擧たれば。使命を果さざる例を忌なりけり。記にも。亦其雌不還。故於今諺曰とて。擧たれば。同じことと云ふべし。○中其矢而上報。雉は射られて死たれども。中りたる矢の。天神の御許に至りたるを。雉の報命せしに准へて。かくは云るか。さて此まゝにては。聊通えかぬるやうなり。重胤は。返矢の事竟させ給へる。時過して後に。上報すと見て。何てふ事かは有む。と云れたれど。なほ疑し。さるは。記また此紀の本書。一。雉を降し玉へるは。一度なれど。其にては頓使の諺に叶はさる故に。此一番の説宜しくはあれど。此傳の中に。雌雉を中其矢而上報。とあるは。射られたる雉の。天に上らむ事。いかがる上に。其矢を見そなはして。産靈神の怪み坐るに叶はず。故思ふに。上字は不字の寫誤にて。不報とありしならむか。然する時は。此の諺にもよく符ひ。産靈神の矢を見そなはしとにも。叶へれはなり。

是時高皇產靈尊。乃用眞床覆衾。皇孫天津彦根火瓊々杵根尊。而排披天八重雲。以奉降之。故稱此神曰天國饒石彦火瓊々杵尊。于

時降之處者。呼曰日向襲之高千穂。添山峯矣。及其遊行之時也。云云
 到于吾田笠狹之御碕。遂登長屋之竹島。乃巡覽其地者。彼有人
 焉。名曰事勝國勝長狹。天孫因問之曰。此誰國歟。對曰。是長狹所住之
 國也。然今乃奉上天孫矣。天孫又問曰。其於秀起浪穗之上。起八尋殿。
 而手玉玲瓏織紅之少女者。是誰之女子耶。答曰。大山祇神之女等。大
 號磐長姫。少號木華開耶姫。亦號豐吾田津姫。云云。

是時は。上の及至奉降。皇孫火瓊々杵尊於葦原中國也。とあるより承たれど。あまり文を省かれた
 れは。聊言足らず。○火瓊々杵根尊。根字三島本北野本になし。此事上 ○奉降之。本に之字なし。中臣
 本永享本活字本纂疏本等にある方勝れり。故補つ。○故稱此神曰。此神天上より。此國土に降坐るに
 因て。天國と。御名に稱へまつりしとなり。○天國饒石云々は。天饒石國饒石を約めて。申せるなり。
 石は助辭なり。○添山。記傳云。添は萬葉に。川之副山之副。又蘇比乃棟原など云る。副と同くて。片
 つ方に傍れる處を云て。かの頓丘と意相近し。頓丘は。片よれる丘なること。上に云るか如し。と云

り。されど口訣に。添山峯者。二上峯也。とあるか如く。二上の雌山雄山副へるを以。云稱なること。
 本書の下に云れは。其方なるへし。頓丘の事に就れ 又按に。添は進の義なるへきか。曾々理と曾保理 たるは非ならん 此山
 の高く進りかなればなり。○長屋之竹島。長屋は本書にも云りし如く。薩摩國阿多郡の總名なり。竹島
 は。笠狹などに並ひたる小名なり。さて此竹島は。重胤説に。彼竹刀の事に依て。高屋の名起れるよ
 り。山にも高島と負せたるなるへし。謂ゆる笠狹嶽の事なりければ。其笠狹之御碕の内なる。山の謂な
 るへし。是を記傳に。川邊部なる竹島 といにせしは。あやまりなり。と云り。○巡覽其地は。長屋の高島に登りて。笠狹の地を巡覽はせる
 なりと。平田翁云り。○秀起浪穗之上。記傳云。神武卷に浪秀とあり。凡て穂とは。著くあらはれ見
 ゆることを云て。波穂は。秀起とある如く。左伎は花の咲なきの左久なり。 萬葉十四に。左久奈美と詠り。 浪の白く高く。立さまを云古言
 なり。偕其上に。八尋殿を起るは。此神等の靈異なる御態に。化作給へるなり。浪穗之上といふを。
 あやしみ思ふれど。此は彼記に。建御雷神の。拔十掬劍。逆刺立于浪穗。跣坐其劍前云々。又神
 武紀に。三毛入野命の。踏浪秀。而往于常世郷。とあるなどを以。神の御態の。奇しき事をささる
 へし。○手玉玲瓏。手玉は手に纏て。飾とする玉なり。機織女の玉を纏は。其鳴音を殊更に交へて。
 はたおる音に。はえあらしめむが爲なり。上なる下照姫の歌。又萬葉に。足玉母手珠母由良爾織旗乎。
 公之御衣爾縫將堪可聞。などあるにて。心得へし。さて山神の御女等の。波穂上に殿作て。まします
 こと。ゆくりなきに似たり。其上此笠沙のあたりは。山なるに。秀起浪穗上もつきなし。此は竹島とあ

るを。海邊の島とおもひしより。さるさまなる語傳もありしなるへし。次の御歌の下に。云る事とも。考合すへし。○女子耶。本に子女と作り。永享本中臣本釋紀等の本に依て改む。

皇孫因幸^ス豊吾田津姫。則一夜而有身。皇孫疑之云云。遂生^ス火酢芹命。次生^ス火折尊。亦號彦火々出見尊。母誓已驗。方知實是皇孫之胤。然豊吾田津姫恨^ス皇孫不與共言。皇孫憂之。乃爲歌之曰。憶企都茂幡。爾幡譽辰耐母。佐禰耐據茂。阿黨播怒介茂譽。播磨都智耐理譽。燦火。此云^ス褒倍。喧響。此云^ス淤等娜比。五月蠅。此云^ス左魔陪。添山。此云^ス曾褒里能耶麻。秀起。此云^ス左岐陀且屢。

生火酢芹命。次生火折尊。この次第正しき事。上に云るか如し。○恨皇孫云々。この事餘の傳には見えす。さるは此傳聊疑しきことあり。まつ始皇孫尊の。一夜に人娠ましめむや。汝が所生は。我子にあらしと詔へるは。故につれなく見せ給ふなれと。然る御心とは知へからねは。御母の恨み坐るも。然る事にはあれと。其後御誓の驗ありしかは。皇孫尊の。我知本是吾兒。但一夜而有身。慮有疑

者。欲^ス使^ス衆人皆知^ス是吾兒。並示^ス天神能令^ス一夜有^ス娠。亦欲^ス明^ス汝有^ス靈異之威。子等復有^ス超^ス倫之氣。故有^ス前日之嘲辭^ス也。と宣り給ひしにて。始の御言のつれなきは。故につくりて。詔ひし事知られたり。されは此時。御母の恨も解たまへること著明し。母誓已驗。方知實是皇孫之胤。さるをこゝに。恨皇孫不與共言。とあるは。まことの事情に叶はず。かくてもなほ恨み給はる。尋常の婦にも劣れる御心と申へし。決して誤の傳なり。なほ次の御歌に云へし。○不與共言。古寫本共にアヒミマツラズ。と調る宜し。欽明紀に。遂不肯言とよめるに因て。アヒカタラズともよむへし。本居翁は。アヒハスと訓れたり。其は記次御宮段者。又相語。而遣都。續紀詔に。其人等乃和美安美。應爲久相言部等あり。人に遣て互に物云事なり。中昔には是を阿比基登頭とも云り。伊勢物語に。もはらあひひとよえせて。後頼朝名抄に。其はとに來る人はいかにあひひとよえたりと見たりと有はなり。甚く恨て御心許さる御わざなり。と云り。○皇孫憂之乃爲歌。守部云。此一書傳は非なり。是を瓊々杵尊の。木華開耶姫命に。與へ玉ひし御歌としては。一首の上凡て協はず。故熟考るに。此は彦火々出見尊の。豊玉姫命に。與へ給ひし御歌にして。海宮段一書文に。深懷^ス慙恨^ス。乃涉^ス海徑去。とある條に。出ぬへきを。其處に出たる。飢企都鄧利歌と。こゝの憶企都茂幡歌と。初句の似たるより。紛ひたるなり。さてしか亂ひて。憶企都茂幡の歌の入へき處へ。飢企都鄧利の此御歌は。豊玉姫への御答なるを。歌の入つれば。豊玉姫命の阿軻娜磨廼の歌か。飢企都鄧利の御歌の報歌となりて。贈答の次第も亂ひ。此の憶企都茂幡の歌の。入處なくなりて。瓊々杵尊條に。亂れこみたるなりけり。故今其次第を改めて。豊玉姫命云々。深懷^ス慙恨^ス。既兒生之後。乃涉^ス海徑去。于時彦火々出見尊乃歌之曰。として此歌を出すへし。と云れたるは。まことに然

る言にて。猶深く考るに。此一段。其於三秀起浪穂之上云々。と云るより。歌かけて。總て彦火々出見尊の御時の事なるへし。さるは上にも云る如く。山神の御女等の。浪穂之上に坐ますこと。つきなく。必ず豊玉姫命の海宮の事の。紛れたるものなる事決し。また億企都茂幡の御歌も。豊玉姫命に寄給ふには。海邊の事。似着かはしく。吾田津姫にては。山神の御女なれば。因なき心ちす。必此の説の如くなるへし。故今は其事に解つ。○億企都茂幡。瀧津海藻者なり。倭名抄。藻和名毛。一云毛波。この御歌の茂幡は。此毛波なり。○陸爾幡譽辰耐母。邊者雖依なり。守部云。此二句の意は。戀しくおもほすまゝに。豊玉姫の彼涉海去たまひし海へたに。慕幸つるに。沖なる藻の。邊に依來るを。あはれ妹命のかくらましかはと。羨み給ふなり。とあり。或説に。沖つ藻は。御自の上に擬へ。邊に寄るとは。御心を盡し玉ふ意なり。と云り。此も然るへし。○佐爾耐據茂。眞寐床毛なり。佐は。阿黨播怒介茂譽。不與哉與なり。記に美刀阿多波志都とある。記傳云。美刀は。美斗能麻具波比の美斗と同く。阿多波志は。阿多比を延たる例の古言にて。阿多比阿多布なと。活用言なり。さて神代下卷に。幸之。また雄略卷に。與二一夜而振。又幸一宵一也。與ハス。終宵一也。同段に見ゆ。などあるにても。其事は知れたれとも。言の意は未きたか
に思得す。と云れたれと。或人説に。物の熱せぬを不能と云るにて義を得へし。と云れたるいとよし。此説によりていはく。阿多布を。夫婦互に寄着くを阿多布といひ。寄着ぬを阿多波奴と云。眞寐床に寄着て。御合したまふことのならぬを。サチトコモアタハヌと宣ひし也けり。さて瀧津藻の打靡き。

寄着くさまを。羨み玉へるなり。雄略卷の與字も。共に寄着く意を取れるなり。されは美刀阿多波須とは。一に寄會て。御寐處を與にしたまふ意なりとすへし。此説に附て按に。なほ履中紀に。納采を古本にアタヘハスコトと訓るを。今本にはアトフルコトと訓り。また安原紀に。欲勝をアトヘタマハムコトとも訓り。さらはアトヘとも云るか。履中紀に。詠をアトヘテと訓れと。是はアトラへの略なるへし。詠を古言にアトヘと訓て。勝字の義に用し事あらす。されと字鏡に。詠を阿止戸と訓るをおもへは。ひたすらに定めかたし。詠字鏡集には。ツタ。又コル。等の訓あれば。これもアトフヘなるへきか。今定めかたし。此は其美刀を省きて詔ふなり。さて哉も歎息なるに。又與をそへて云る。古歌に多かり。○播磨都智耐理譽。濱津千鳥與なり。守部云。此は與はぬかもよとは歎き給へとも。其妹も來坐ぬは。其處なる物に負せて詔ふなり。小野篁朝臣の。わたの原八十島かけて榜出ぬと。人には告よ。海人の釣舟。此結句も。其浦の釣舟に負せたる。今此御歌にならへるなるへし。一首の意は。海界を塞て返往し。妹を思ひかねて。海邊に出て。戀つゝ居れば。奥津藻のみは。邊に寄來れと。吾思ふ妹は寄來すして。再び眞寐所も與はぬかもよと。打嘆くも。只獨言なれば。せめて其處の濱つ千鳥よとなり。と云り。さて此御歌。海宮段なる一書に在て。阿訶娜磨迺云々の歌は。其報歌なるよしなど。其段の注に委く云へし。○左岐陀豆屬。本に豆を豆に作るは誤寫なり。今は信友校本に。一古本豆。と有とあるに據て改む。

一書曰。高皇產靈尊之女。天萬栲幡千幡姫。一云。高皇產靈尊兒。萬幡

姫兒玉依姫命。此神爲天忍骨尊妃。生兒天杵火々置瀬尊。一云。勝速日天大耳尊。此神娶丹鳥姫。生兒火瓊々杵尊。一云。神皇產靈尊之女。栲幡千幡姫。生兒火瓊々杵尊。一云。天杵瀬尊娶吾田津姫。生兒火明命。次火夜織命。次彥火々出見尊。

千幡姫。記傳云。千は千々の約りたるなり。此を以て。記の師も。師々の約たるなることを。思合せよ。かの神功紀の千瀬も。縮緬の意なるへし。とあり。されど此は萬幡と聞く。數の多きを以て。稱へたる方なるへし。○萬幡姫兒玉依姫命。姫兒の事は上に。玉依姫。玉も依も稱名。記傳に。依は字。余呂志の切りたるなり。呂志は。余呂志は。師説に物の足り具れるを云。余呂都。余呂布なども。同言の分れたるなり。萬葉一に。取與呂布天乃香具山。とあるも。此山よろづとこのひ足たるを云るなり。又宜奈倍吾背乃君。など云るも同じ。と云れたり。此意を以。美稱たる名なり。○天杵火々置瀬尊。稱名。○天忍骨尊。尊字本に命とあるは誤なり。今信友校本には。尊とあるに依る。○天杵火々置瀬尊。本に天下之字あり。北野本に无に依て削れり。瓊々杵尊の又御名なり。御名義は。杵火は饒穗か。置瀬は奥稻なるへし。また一云の下なる。杵瀬尊の御名によらは。此をも伎勢と訓へし。そは穎稻の義に

や。と記傳に云り。○勝速日天大耳尊。本に速日の下に。命兒の二字あるは。決く誤なり。今は秘閣本及並河本等に。秘訣本无とあるに依て削れり。もしこの御名を。勝速日尊之兒。天大耳尊とよまは。本に尊字を命とせるは誤なり。必尊に改むへし。されどさては。瓊々杵尊は。勝速日天忍穗耳尊の御孫なり。甚く異なる傳なり。また勝速日尊を。素戔嗚尊の亦名なりと。平田翁はいはれしかと。天大耳尊を。素戔嗚尊の兒と奉むこといかなり。此は必天忍穗耳尊なること決し。また命兒を。美許登古と訓て。姫兒と云か如し。尊み親みて云るなり。命の子と云にはあらず。と云る説もいかなり。今此二字を除て見れば。勝速日天大耳尊となりて。紛れなき忍穗耳尊の御名となれり。御名義。忍穗耳を略きて。大耳とも申へし。また此大耳を。丹鶴本には。火耳ともあり。○丹鳥姫。御名義。記傳に。饒津の意かと云り。又丹鶴本には。丹兒姫とあり。さらは和の義なるべし。それもあしからず。此は栲幡千々姫の亦名なるべし。○神皇產靈尊。本に神下高字あり。今は活字本延喜本を始め。諸の古寫本ともに。无に依て削る。○天杵瀬尊。本にこれまた尊を命と作り。官本北野本に尊とあり。信友校本に。故改む。杵瀬は置瀬と同義なるべし。同神に坐はなり。○火夜織命。平田翁云。本ともに火夜織と訓たれど。古本にホヨリと訓るを正しきと云り。ホヨリはホヲリを説れるものなるべし。假字に用ひてなり。折と織と通へるにはあらず。綴増記に糸織姫と云るあり。これ織をりに用ひし例なり。○此傳に。火閼降命なくて。火明命の出たるは。二神にあらぬこと知られて宜き傳なり。さて此一書の異説とも。御名のかはれるのみにて。本書の趣に大方ことなる

第八一書

ことなし。

一書曰。正哉吾勝々速日天忍穗耳尊。娶高皇產靈尊之女。天萬栲幡千
幡姫。爲妃。而生兒號天照國照彥火明命。是尾張連等遠祖也。次天饒
石國饒石天津彥火瓊々杵尊。此神娶大山祇神女子木花開耶姫命。爲
妃。而生兒號火酢芹命。次彥火々出見尊。

天照國照彥火明命。天照國照の事は。既に云り。天孫本紀に。天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊と云るは。誤あり。神武紀に云。○天饒石國饒石。此御
名の事も。既に云り。此御名の訓。アノニキシ。タニニキシ。と訓もあしくはあらねど。なほ本のまゝに訓へし。元々集などにも。古く然訓り。○火酢芹命。次彥火々出見尊。此
傳の正しきこと上に既に云り。さて此一書も。御名に稱辭の添はりたるまでにて。外に異なることな
し。

追加

姫兒

姫兒と云る稱の例は。肥前國風土記。松浦郡稻振峯條に。大伴狹手彥連。發船渡任那之日。弟日姫子
登此用稻振招云々。于時弟日姫子之從女云々。と云る事あり。歌には意登比賣能古袁とよめり。これ
姫を姫子とも云るにて。共に美稱とせる例なり。甕弋慨言に。甕彌呼を姫兒なりと云る説は。疑はし
きよしあれは除くへし。(九五四頁、九六八頁に出づ)

日本書紀通釋卷之二十

飯田武郷謹撰

海宮遊行章

兄火闌降命自有海幸幸此云三弟彦火々出見尊自有山幸

按るに。此海宮段の事は。本書一書とも。大凡同しすちの事のみにて。打見には。さまで大義にあつかる事もなきか如くなれども。よく考れば。これぞわか天神の御子の御裔の。世に佚れたる。稜威坐々て。國神はさらなり。此世をさかりたる。山海の神等までも。ひたふるに仕奉る。其徴を顯はして。世にも示したまへる。天神等の。深き大御意に出たるものにて。おほろけに見過すへき段にあらず。さるは萬葉一の。吉野に行幸ありし時。人麻呂朝臣の歌に。山祇の奉る御調と。春部は花折かさし。秋たてはもみちかさせり。ゆふ川の神も。大御食に仕奉ると。上つせに鶴川をたて。下つせにさてさしわたし。山河もよりて仕る。神の御世かも。又山川もよりて仕る神をから。たきつかふちに舟出せずかも。とよめりし歌の如く。山川の神も。天神の御子に因て仕奉るは。即神代ながらの大義をよめるにて。此朝臣の歌には。かくさまのこと多く見えたり。其如く。今天神の御子の。此國に天降り坐る始をれば。殊更に其よしを。顯世にあらはして。見せ玉ふ。天神の御心と。さきには。大山祇

神の御女。木華開耶姫を。皇后に奉り玉ひ。其奉り玉ふに付ても。天津神御子の御世の行末までを。とにかくに。祝ひ奉りし事ありけれど。善事には。悪事の相交るならひとて。磐長姫を御玉はさりし御しわざの。遂に御代々々の天皇等の。御壽命の長からさりしためしを引出で。今又皇御孫命の。其御子産をかきまみて。豊玉姫に耻辱見せ玉ひしより。遂に海陸の隔をなしとに至りては。これまた不_レ得_二止事_一道理の。其中に存する事ならめと。其はともあれ。山海の神等も。かく因て仕奉る大義に於ては。聊もかくることなく。我天皇命の。天下の大君主と坐々て。萬世無窮に。現人神に坐々事を。敬し奉る。いとも貴くかしこき。神の御思慮なること。これよりまさりたる大義はあることなし。さはかり尊き大義を。世に知らせ玉はむとならは。故にことごとくしく。其道をも定め玉ふへくおもはるれど。天津神の御慮は。さる凡人の思ひ計りとは。大く異にて。始笠狭の御崎にて。不意く美人を見初玉ひて。はしめて天孫の御心をかけ玉ふ縁をあらはし。今また御兄弟の御争より讓して。海中に入坐へく。おきて玉ひ。それより及びて。海神の御女を。娶り玉ふ事となり。遂に其御女の皇后と立玉ひて。皇子を生産奉れる事となり。其より延きて玉依姫の葺不台尊の皇后に立玉ひしなど。偶然なるか如くにして。偶然ならさる。天つ神量の其元始なれば。曲に其はしめよりの事を。世語りに語傳るも。是又偶然ならさる。由そありけらし。もとより此御世頃の間の御事は。御世も久しく神々しく。且神代の事にしあれば。其餘にもさまざまの事ともは有もしけめと。其はそれにて傳はらず。如此う

ち見には。稚なげなる兄弟の御争の事。永く遠く傳り來つるには。必故由なくてあらめやと。竊に心をとくむへき事なりかし。然るを世の人の心は。おろかなるものとて。かゝるめしく稚き傳は。たゞ神代の一小説と見なして。たゞ海宮などへ。幸行まし。異様なる御事なるからに。世語りにせしものそとおもひ。あるはたゞ皇后の御血統に付て。其御聘問を詳にしたるものそなど。大凡に見なす人の。淺はかなる思ひはかりは。それはそれにもあるへけれど。天神の御子の。皇后を定め玉ふはしめに。海中なる鰐魚をしも妻り玉へるなどは。あまりおむかしからぬ事ぞ。かゝる傳のなからましかはなど云るも。世にはきこゆめり。鰐としも云へは。卑しきものとおもへるにや。海中に住玉ふ。海神の宮の姫御子。御形こそ。鰐とも見え玉はめ。いとも貴き。此滄海原の沙の八百重を知しめず。和多都見大神に坐すよしを。思ひ奉らは。人間の目にこそは。よしや鰐とも。龍ともあらはれ玉はめ。靈異に坐々て。此世間を幽ながら。相助け相あなうひ奉る。海神にまします事は。龍神の龍神にまします。深山幽谷には住玉ひながら。此世に雨露を施し。造化の功をなし玉ふに。等しき理由あるをも。思ひ合せざる。小き凡人心也かし。されは神代に種々の傳はあるか中にも。瓊々杵尊の。大山祇神の御女等を娶て。皇后とし玉ひ。又此御世に。海神の御女等を。さるへきよしありて。一御代のみならず。二代の皇后としたまふへき。機運のきざし行へき。其始を導ひき奉らんとて。御兄弟の御争は起り。それより延きて。海邊に至り玉へは。鹽土老翁早く出迎へて。海中の道を教へ奉りしなりけ

り。この鹽土老翁はた。たゞ人ならず。住吉大神の。現人神とあらはれて。老翁となり。海中の道を教へ玉ひしは。海神と力を合せて坐ます。貴き神なることは。前段にも述しか如し。是をしも。たゞ物知る神の御名なりとのみ。淺はかに見たる説は。とるべきにあらず。是等は古人の説も。心して見すは。神代の事もたゞあつた事とのみなりもてゆくへし。さて右の如く。山海に坐て。世人の目にも見えす。幽冥に坐々神々を申せども。かくの如くに。天神の御子に仕奉玉ひ。其御子等を。皇后と定め玉ふなど。まことに貴き御事にて。其次の御代神武天皇の御后は。大物主神の御子。又其次御世綏靖天皇御后は。事代主神の御子に坐々も。みなこれ偶然ならざる。天神等の御計なることは。申も更なる御事ともにて。是等は既に。先哲も云ふける説とも多し。されは皇后と申奉るは。御血統こそは。山海の神。又國神にこそはまします。天皇と並ひまして。日嗣御子の御母儀にましますは。いとも貴く。いともかしこき御事なるに。後世には皇族より出玉へる事も。漸々稀に成來て。遂に藤原氏のものさへなりしことは。あなかしこ。天神等のさはかり思ひおきて給ひしにも。戻り玉へる御事なりかし。されど今かく成にし御世に當りて。其御定を議し奉るにはあらず。神代には。かくまで皇位の尊く辱きよしを。天神等の示し玉ひし御事を。神代紀に徴し。はた此海宮の段の。今の心にしては。何けなき一小説の如くに。見過し奉らむ世の人の。大凡におもへる心を。驚ろかしおかんとて。此段を注する序かてらに。言擧するものそかし。○海幸は。舊訓に依へし。山幸のたも同じ。佐知と云ふ言義末思得

ねども。佐伎とも通ひて。萬葉十一に。鹽波布とあるは。鹽波布の略なるを。五には。鹽波布佐吉。輔布ともあるにて。佐知佐伎通ひて。同音なることを知へきなり。波布は辭なり。 凡て身の爲に吉事をいふ。即こゝに幸字を著り。又福字をも訓り。 此にては。海にて諸魚を得るを。海佐知といひ。山にて諸の獸を得るを。山佐知といふ。凡て物を得るは。身の爲に吉事なる故に。幸といふなり。記傳に。佐知を幸取なり。といはれしは。うけられず。其 海の佐知を得給ふを以て。火闌降命を海幸彦と申し。山の佐知を得給ふを以て。彦火々出見尊を。山幸彦と申せるなり。この事。記又此第三。の一事に見えたり。記傳云。萬葉に得物矢。佐都由美。山能佐都雄。薩雄。又佐豆人。などある佐都も。佐知と同じ。と云り。○幸此云佐知。記傳云。かくあれども。左知は幸の意のみにあらず。幸とのみ心得ては。下に至りて。かなはぬ事あり。其由は其處にいふへし。と云り。

始兄弟二人相謂曰。試欲易幸。遂相易之。各不得其利。兄悔之。乃還弟弓箭。而乞己鉤。弟時既失兄鉤。無由訪覓。故別作新鉤。與兄。兄不肯受。而責其故鉤。

始とは。是より以前をいふ事にて。その原を語るなり。さて彦火々出見尊は。此時既く太子に立給へること。第二一書に。海神の虚空彦と稱申し。記にも。此人者天津日高之御子。虚空津日高。と申せる

ことあるにて知られたり。通證に。天津日高者。天子之稱。虛空津日高者。太子之稱。と云へり。なほ次々又一書の下にも。云を見るへし。○欲易幸。この幸は即てその幸を得具をいひて。則次に見えたる月箭鉤なり。さてこの佐知も。海幸山幸の佐知と同一言なから。海幸山幸の幸は。山海にて諸魚諸獸を得るを指て云ひ。此處なるは。其幸を得る具を指して云るにて。即此紀に。幸鉤幸弓。聊異なり。さるは記知と云ことを。幸とのみ心得ては。たかふと云こと。此にて知へし。紀に欲易幸と云れたれども。幸を易ては。文字のうへ聞えかたし。取幸具を易むと云意むらては。聞えぬ事そかし。といはれたり。さて今其を欲易給ふは。いかなる故にか。何事もつねになれば。めつらしからねばか。されと。此は第三の一書に。兄火酢芹命能得海幸。故號海幸彦。弟彦火々出見尊。能得山幸。故號山幸彦。兄則每有風雨。輒失其利。弟則雖逢風雨。其幸不忒。時兄謂弟曰。吾試欲與汝換幸。弟許諾。因易之。時兄取弟弓矢。入山獵獸。弟取兄鉤。入海釣魚。俱不得利。空手來歸。とある傳そ正しかるへき。記には。留火遠運命。謂其兄火照命。各相易。佐知欲用。三度雖乞不許。然兼繼相易。留火遠運命以海佐知釣魚。都不得一魚。亦釣失海云々。とあり。さて此佐知易のこと。記には。弟命の御方より。乞賜へるなり。此紀は本書及第一一書にては。兄弟互に相語ひて。易給へるなり。右の一書にては。兄命の方より乞賜へるなり。此三傳の中に。兄命の方より乞賜へる。此段の終までの趣に。よく叶へりける。なほ其傳には。兄則每有風雨。輒失其利。弟則雖逢風雨。其幸不忒。とあれは。易へてむと所欲る由縁さへしられて。いよいよ明らけし。然れば記の傳へは。紛ひ誤れる物なるへしと。記傳にも既に云れたる。信にさる説なり。○各不得其利。凡て世に生るるもの。其得たる處得ぬところは。甚く異なるも

のにて。其幸を相易へからさること。神等といへとも。既に如此し。此に就て重胤云。幸は謂ゆる徳と云事にて。各人の生質に。得たる所有を云なり。然れば山幸有は。山神。海幸有は。海神より授け給ひ。依し給へるに依て。其道に取ては。得たること有り。妙にして外より企及はさる事あり。又其道を勉行ひて幸有など。各々人々に依て。異なる所なり。然るに佗人の上を羨みて。其業を易る時は。決めて幸ならさるは如何と云に。其幸を守るへき神の。守給はさるなり。其は人の其幸有ると云も。一朝一夕の事には非ず。生れ出るより。其長するに隨ひて。其には山幸を得させむ。其には海幸を得させむと。其幸を守育て。長し給へるなれば。其業を易るも捨るも。其主を易へ。君を捨るの意味等しき故に。其利を得さる。自然の道と所見たり。と云れたる。さる言なり。○弓箭。これ即幸弓幸矢なり。第一一書に。幸弓といふこと見え。萬葉集に得物矢とあるは。幸矢といふ事なり。○己鉤。本に己釣鉤とあり。今永享本三島本また其餘の古寫本に。釣字无に因る。これ即幸鉤なり。記傳云。波理と云は。もと物縫針の名にて。其を曲て釣針と云なり。神功卷に。針を勾て爲鉤とあるか如し。とあり。されとおもふに。古物を縫針を針といひ。魚をつる波利をは。鉤とそいひけん。故記にも。鉤の訓をのみな。知と讀たるをおもふへし。言義はいまた思ひ得ず。然るに記傳に。是を甚く非事のやうに云れたるは。一偏なる言なり。殊に天武紀に。鉤と云人の名へあれは。いよゝたしかなり。それをまた。何くれと云れたれと叶はず。また。釣の切知也と云れど。それもいかも。下に見えたる。知減。知なども。釣減鉤と見るへきなり。○乞己鉤。記云。於是其兄

火照命。火照命の亦御名なる。乞其釣。曰。山佐知母。己之佐知佐知。海佐知母。己之佐知佐知。今各謂返。佐知之時。其弟火遠理命答曰。汝釣者釣。魚不_レ得_二一魚_一。遂失_レ海。然其兄強乞_レ。云々とあり。山佐知母云。母云々の意は。記傳云。凡ての意は。山幸の弓矢も。海幸の釣魚も。己々か木より得たる幸なれば。久しく_レ居_レ置_レへ_レに非_レず。互に既に試みつれば。今は己々木の如く。返さむとあり。返さむとあるか如し。○失兄釣。海中へ失ひたまひしなり。宇志奈布は。令亡といふ言にて。奈布は辭なり。

弟患之。即以_二其横刀_一。鍛_レ作新鉤。盛_二一箕_一而與之。兄忿之。曰。非我故。鉤雖_レ多。不_レ取。益復急責。故彦火々出見尊。憂苦甚深。行_二吟海畔_一。時逢_二鹽土老翁_一。老翁問曰。何故在此愁乎。對_二以事之本末_一。

以横刀云々。鍛作は。三代實錄十八に。改_二饒益神寶_一爲_二貞觀永寶_一。常乃鑄錢司。路遠妨多爾依天。加_二太_一之於山城國萬野郡。天。令_二鑄作_一云々。と見えたり。類聚國史に。造錢型師とあり。範を爲るなり。字書型模也。凡鑄式以_二土曰_一。記云。故其弟破_二御佩之十拳劍_一。作_二五百鉤_一。雖_レ價不_レ取。亦作_二一千鉤_一。雖_レ價不_レ受云。猶欲_レ得_二其_一。正本鉤とあり。平田翁云。記にては。始に劍を破りて。五百鉤を作り價ひ給へども。受さりしかは。千鉤を作りて。價給へる趣なれど。此は此本書に。始には別作_二新鉤_一と云て。其を受すて。賣れる故に。刀を以て。多くの鉤を作れる由なるそ。然るへき理なる。とあり。○盛一

箕。倭名抄。箕和名美。説文除_レ糞穢_レ米之器也。とあり。一箕とは。記中卷。毀_レ鼻入鹿魚。既依_二一浦_一。の下の傳に。一浦とは。浦に滿たるを云。俗に浦一杯と云意なり。神代卷に。盛_二一箕_一とあるも。箕に充滿たるを云て同じ。うつほ物語に。いかき者とも。一山にみちて。大和物語に。一寺求めさすれと。更に逃て亡にけり。一寺は。寺の内。源氏物語に。一宮のうち。忍ひて泣あへり。蜻蛉日記に。一京などもあり。涙を一目浮てとあるも。目に滿るを云へり。と云り。さてまた山陰云。古語に。一箕に盛ると云ふは。箕に滿ることなるを。漢文にては。一つの箕に盛にて。意異なり。こゝは古語の意なりと云り。さる言なり。兼牙に。今俗物の多き事を。一箕とある。箕ては。かるなどいふは。古語の殘れるなり。と云り。○益復急責。兼牙云。かくまで物し給ふことを。聊も聞入すて。故鉤を賣ること。いと理なく。不道き事なり。然はあれど。後世のねぢけ人の。成らぬ事を知なから。わざと強に賣るやうの意とは異にて。小兒の物を聞わけさることくに。海中へ失へる鉤の。覺_レよしなき事までをは思はすて。一偏に故鉤をほしがはるは。中々にをさなくて。神代の心なるへし。といへり。さることなり。既に羅疏に。作_二新鉤_一。盛_二一箕_一。價_レ之。其較_二多少_一。廉_レ獲_レ之。已_レ也。盛_レ箕言。○行吟海畔。爲むすへなくて。其鉤を失ひ給ひし海畔に。呻吟給ふなり。佐麻與布は。字鏡に。曝出_二氣息_一。心呻吟也。惠奈久。又佐萬與不。又奈介久。とあり。聲を擧て。泣患ふるさまなり。萬葉二十に。春鳥乃。己惠乃佐麻欲比。記云。弟泣_二患居_一。海邊之時云々。○鹽土老翁は。已に云るか如く。住吉大神の。現人神となりて。現れ玉へる御名なり。さてそこにも云る如く。老翁とは。たゞ尊みても云稱な

れど。此は實に翁の形と現れて。坐けるなるへし。横に。藤原國額註郡校開神社あり。そは此段の鹽土神を祭れる社なりと云。今世に開開か敷と云是なり。一書に。有ニ長老とあるも。しかきこえたり。○事之本末は。始終を云ふ。記云。鹽椎神來問曰。何。虚空日高之泣患。所由。答言。我與兄易鉤。而失其鉤。是乞其鉤。故雖償多鉤。不受。云。猶欲得其本鉤。故泣患之。

老翁曰。勿復憂苦。吾當爲汝計之。乃作無目籠。内彦火々出見尊於籠中。沈之于海。即自然有可伶小汀。可伶。此云子麻。師汀。此云波麻。於是棄籠遊行。忽至海神之宮也。其宮也。雉堞整頓。臺宇玲瓏。門前有一井。井上有一湯津杜樹。枝葉扶疏。時彦火々出見尊。就其樹下。徒倚彷徨。

老翁曰云々。この老翁。事の本末は。神なからかねて知居れども。もとより火々出見尊を。助けまつらむとおもひて。形を現はし出來れるなれば。まつかくよそなから。問奉りて。さて其上にて。計らへる也。倍重胤云。住吉神は。海神と共に。生坐る神なるか。此神は上にも擧る如き。御功共の多在るを。海神には然る聞えも無か如くなれども然らず。幽と顯との如く。互みに相扶けて。物爲させ給

ふ事にて。共に預給はずと云事無くなむ有ける。其は此段の事を以考るに。彼國より此顯國にて。物爲ることなどならむには。海神は。例の幽に立して。鹽土老翁そ。顯には立給ふ可きを。此は顯國より。海中に入らせ給はては。事の整ひ難き事なる故に。尋常とは異りて。鹽土神より。海神の御許に。送參らせられて。其御計らひをは。乞はせさせ給へる者なり。此に就て思ふに。上にも云る如く。此段は兄弟共に。其幸を相易て。互に利を得ざるは。當然の事にて。始より兄は海幸を得。弟は山幸を得て坐しかば。彦火々出見尊に於ては。海神の拘はらせ給ふ可き事に非る故に。殊更に海宮に幸行して。其海神の御計らひを得させ奉る可く。鹽土神の教奉れるにて。此に妙なる味有る所なり。と云り。○憂苦。今本苦字なし。今元々集に所引の文に據て補ふ。永享本には苦字なく。之字あり。○爲。記傳云。美多米爾と謂へし。萬葉に御爲と多く見ゆ。古書に奉爲と書るを。然訓ことなり。○無目籠。第一一書一云に。以無目堅間。爲三浮木。以三細繩。繫三著火々出見尊。而沈。所謂堅間。是今之竹籠也。とあり。第二一書には。作無間堅間。小船云々。推放於海中。とあり。記にも無間堅間之小船とあり。記傳云。無間は書紀に無目と作る意なり。問は加津間は。堅津間の約たるにて。書紀には即堅間とあり。古加多麻とも。加多麻とも云りしなり。○武都云。かくあれども。古は次に云。こは籠の編る竹と竹との間の。堅く密りて目の無を云り。中巻に。八目の籠。書紀に大目籠など云るは。目の籠を云り。さて加多麻と云を凡て籠の古名と心得るは非なり。許と云本より總名にはありける。萬と云も。布多許の切りたるにて。もと蓋のある籠の名なり。これにても。總ての名は許なりしことを知へし。萬葉に。玉勝間とあるも。此物なり。さて倭名抄に。唐韻云。籠竹器也。和名古。また四聲字苑云。箆膏小籠也。漢語抄云。加太美。とある。賀太美は加多麻の轉りたるなり。古今集よりして。後の歌などにも。皆加多美のみあり。さて小籠をしも。加多美と云けんは。古と違へり。加多麻はもと。大なるにも。小なるにも。云りし名なればなり。と云り。さて第一一書に。老翁即取囊中玄櫛。投地。則化成五百箇竹林。因取其竹。作大目籠。内火々

出見尊於籠中。投之于海。一云。以無目堅固云々。とあるは。やう詳なり。さて大目能籠とあると。無目籠とあるとは。甚く異なれど。此は共に。たゞ籠をいふ名にて。大目といひ。無目と云。此に意なく。其籠を船をなしたると。云るまでの傳なり。大目能籠にては。船にはいかんなど云へけれど。其は人の心もて。おもへるものなり。無目能籠ならんからに。船にせむことは。人の心よりおもへば。なほあやしきにあらずや。○内三々々籠中。一書に。以三細繩一繫著云々。とあり。○沈之于海。これも上の一書には。推三放於海中。又記には。押三流其船者云々。とあり。此海に沈とあるなどを。疑ふ人あるへけれど。其は海邊の道行絶たる。後の世のさまをのみ。おもへる心なり。すへて此段海神の宮のこととも。神代のことをも。よく知らざらむ人は。奇しき疑ふこと。多かるへし。みな俗意なり。○可伶小汀。一書に可伶御路。御路とあり。記には。味。記傳云。甚善道と云むか如し。といへり。小汀も海につきて云るものにて。路と云るに同じ。可伶の義は既云り。さて沈之于海とあれば。海底にある路なること決し。かれ一書に。海底自有可伶小汀とあり。○海神之宮。此宮は海中にある宮なり。一書に。海神豊玉彦之宮とあり。此神は。御禊段に生ませる。底津少童命。中津少童命。表津少童命にます。この三柱神の。一柱とませる御名を。豊玉彦命とも。大綿津見神とも申すなり。記傳にも云れたる如く。三柱の綿津見神は。阿曇連か祖神に坐し。上巻に見えて。姓氏録に。安曇宿禰。海神綿津見玉彦神子。高見命之後也。とあるも。此段の一書に。海神豊玉彦とあるとを合せ見て。かの神なることを知へきなり。又三柱神の。一柱ともなり坐ること。神代にかゝる例多し。既に云へり。○雉蝶整頓。の四字古言によまは。ミカキト、ノヒソナハリ。など訓へし。本にタカキヒメガキ云々。とよめるなどは。文字につきての訓なり。整頓の訓は。私記によれり。○臺字玲瓏。タカトノウテナリカ、ヤケリ。とよむへし。私記の訓に。さして此二句は。海神の宮の。壯麗く大なる殿門などの状を。稱へいへるものから。あまり漢文の潤飾過たり。記に如魚鱗所造之宮室とある方。いとうるはしく。甚くきこえたり。○扶疏は。應神紀に。芳草蒼蔚。とあるによるに。繁茂なるへし。さて毛

は茂の字音ならず。顯宗紀に。厥功茂焉。萬葉二に。石乍自。木工開道乎。などの茂木工みな同じ。また續紀宣命に。牟俱佐加とあるも。茂榮の意。又森といふ名も。木の生茂りたるよしなりとそ。○就其樹下。記には。坐其木上者云々。第一一書に。就樹下立之。一云。傍於杜樹。第二一書に。跳昇其樹。第四一書に。宜就其樹上而居之。とあり。○徒倚彷徨。徒倚を與呂煩比とよめるは。仁德紀御歌に。河の隈々。豫呂朋行くかも。催馬樂に。佐介乎太宇反天。太邊惠宇天云々。奈與呂保比曾。源氏明石卷に。立給ふもあさましうよろほふ。などあり。夕顔卷には。小家のさまの。傾き倒れかゝりたるをも。よろほひといへり。徒倚は。字書に。彷徨徒倚とありて。彷徨徘徊とあり。また彷徨徘徊とあり。也とも。彷徨往來ともあり。多々受歩は。古今秋下。うりんの木の木かけにたすみてよめる。源氏末摘花。そのあれたるすのこに。たすまはまほしき也。若紫に。鹿のたすみあるく。曾義は立進むか。

良久有一美人。排闥而出。遂以玉鏡來當汲水。因舉目視之。乃驚而還入。白其父母曰。有一希客者。在門前樹下。海神於是鋪設八重席薦。以延內之。坐定。因問其來意。時彥火々出見尊。對以情之委曲。海神乃集大小之魚。逼問之。僉曰不識。唯赤女。比有口疾。

而不來。固召之探其口者果得失鉤。

一美人。海神女豐玉姬なり。○玉鏡。字鏡鏡。加奈萬利。和名抄器皿部に。金鏡。日本靈異記云。其器皆鏡。俗云賀奈萬利。今按鏡字所出未詳。古語謂椀爲磨利。宜用金椀二字。記傳云。鏡字はまことにあたらず。椀なり。然れども古書ともに。皆鏡と作り。凡て古には偏をかへて書る例多くあり。鞍を鞍とかけ。鉢を椀とかける類也。あやしむべきにあらず。とあり。さて記には玉器とあり。和名抄。同部。盃小孟也。字又作椀。弁色立成云。末利。俗云毛比。箋注云。大神宮儀式帳。有ニ水眞利。神代紀允恭紀鏡。新撰字鏡。砥記録並訓萬利。按末利蓋與鞆同語。以ニ其形圓爲名。武烈紀影媛歌云。花磨暮比。彌返佐倍母理。豐受宮儀式帳云。御水四毛比。萬葉集借片椀爲偏思。則毛比是盃之古名。源君以爲俗語一者誤。とあり。凡て飲む水を毛比と云ことは。此毛比より出たる言なるへし。古へは凡て飲む水をは。母比と云へり。記傳云。後世には井より水を汲揚るには。必繩などを着たる。都流倍を用ゆる事なれども。上代の井は。浅き泉なることも多かりしかは。今も山田など。盛器を以て。直に汲揚けもしつとあはしければ。此の玉器も盛器以て。汲にてもあるへく。又汲たるを盛料にても有へし。女の文に。器。貢進とあれば。汲揚るのみの器にはあらず。書紀に。此を玉鏡玉壺玉瓶など作れたる。皆タマモヒと訓へきなり。とあり。○舉目視之。井のもとに因て。ふと見奉りしなり。第一書一云に。以ニ玉瓶汲水。終不能滿。俯視ニ井

中。則倒映ニ人笑之顔。因以仰觀有ニ麗神ニ云々。第二書に。來將汲水。正見ニ人影在ニ於井中。乃仰視之云々。第四一書に。當汲ニ井水。見ニ人影在ニ水底。酌取之不得。因以仰見天孫ニ云々。記に。於レ井有レ光。仰見者有ニ麗壯夫。以爲ニ甚奇ニ云々。とあり。○白其父母。第四一書に。豐玉姬侍者云々。即入告ニ其王。第一書一云。とあり。記にも。豐玉姬の從婢水を汲て。火遠理命を見て。豐玉毘賣に申せるを。こゝと第一第二の一書共に。從婢の水汲たることをなして。豐玉姬の自出來て。水を汲み。火々出見尊を見て。驚て還入たる趣なり。此は第四一書。又記の方まさりぬへし。さて平田翁云。此段の事。本書又第二の一書に。白ニ其父母。とあれど。此は記又第二の一書に。白ニ其父。とあるそ。然るへくおほゆ。○希客。神功紀に。希見此云ニ梅豆選志。とあり。愛より出たる語なり。希なるものは。自見愛らるゝゆゑに。しか云るなり。○海神云々。應永本永享本。此に海神先隱。審視之。是天神御子矣。於是鋪ニ設八重席薦ニ云々。とあり。○八重席薦。第三一書に。鋪ニ設海驢皮八重ニ云々。第一書には。設。記には。美智皮之疊敷ニ八重。亦施疊八重敷ニ其上ニ云々。とあり。また記倭建命條にも。管疊八重。皮疊八重。絹疊八重。敷ニ于波上。など見えたり。なほ萬葉に。このつづけなる多し。記傳云。皮疊絶疊などあるを以て見れば。上代には氈茵などの類をも。凡て多々美と云りしなり。和名抄に。疊和名太々美。此頃に至りては。疊と云ふは。今世にいふ疊にて。皮細な。八重は。たゞ幾重もと云ことなり。物を重ねるを。多々牟とも云へは。疊と云名も重ねるよしなり。廣き物を。狭く折約むるを。多々牟と云も。折れば重ねる故なり。然れば疊は。上

代には必幾重も重ね敷たる物なり。萬葉十一に。疊萬隔。編敷。十二にも疊萬。重編敷とある。此は編を幾重も重ね編て。一ツの疊に造るを云り。こはやも後の事にて。かの上代の如く。幾重も敷へきを便よく一に代の疊は。後世の如く厚き物とは見えす。後世神今食。新嘗祭などに。神座に入重疊といふを。設けらるるは。上代の義なり。とあり。さて海神のかく供奉れるは。希客は。皇孫に坐ことを。既に知るなるへし。されど。一書の如く。先誰神に坐すことを。問奉ることなくしては。言たらはぬこちす。故上の脱文を。此に入てみるへし。○延内。延は本にヒイテ云々と訓れど。私記に井氏以留とよめり。鎌倉本 第一一書に。迎拜延入。慇懃奉慰。第二一書に。迎入。第三一書に。海神自迎延入。などあり。なほ第一一書の下へい。○坐定。本にキシツマリと訓めれど。古訓ともおもはれず。ミマシサタマリテ。など訓へし。○問。其來意。このこと。記には三年住て後に有れども。紀にては。其來坐せる初に問ひ給へり。一書とも同し。信に此事は。初に先問賜ふへきものなり。○大小の魚は。本に。トホレロクヒキイフトモ。私記は。此ともさこえず。故に今は私記。藤原本など。とりまし。平之呂久知比左岐云々。と訓めれど。古訓へて。オホキチヒサキイフトモ。と訓つ。されどまた。波多能比呂母能波多能佐母能とも訓へし。記に宇受賣命段に。悉追。聚。廣物。廣物。狹物。以問言。とあると。語のつゞきさへ全同く。又一書に。此をすなはち。盡召。廣物。廣物。狹物。と記されたるを以て。ささるへし。○僉曰。魚の答なり。○赤女。赤女。魚名也。一書に。赤女或云。赤鯛。又一書には。赤女とありて。即鯛魚也と注せり。記には赤海鯽魚とあり。記傳云。仲哀卷に海鯽魚とあるも。和名抄辨色立成云。海鯽魚知沼。とあるとを合せて見れば。赤海鯽魚は。鯛なること決し。知沼は。鯛の色灰色さきものにて。黒鯛の類なり。和名抄に。知沼と久呂多比とは別なれど。遠からぬ物なり。さて常の鯛は。知沼と形全く同くて。色赤きゆゑに。赤海鯽魚と書るなり。標を白標と書る類なり。又仲哀卷なるは。色の赤黒を一にして。海鯽魚を

鯛にあてた。多比は。和名抄には。崔禹錫食經云。鯛味甘冷無毒。貌似鯽而紅鱗者也。和名太比。と見え。字鏡にも鯛太比とあり。と云り。さて赤女と云るは。此魚の女魚なるを知らせたるものか。又故あるか。○比。記にも頃者赤鯽魚於喉。鯽とあり。一書には。赤女久有三口疾とあり。記傳云。頃者いかに。釣を吞たりしは。三年前なるへきをや。されは。此は一書に久とあると。當りて聞えたる。と云り。○口疾。釣を吞めりし故に。口を疾めりしなり。記には。於喉。鯽物不_レ得食_レ愁。とあり。和名抄。唐類云。鯽魚。刺在_レ喉也。和名乃木。○固召之。釣を喰るゆゑとしりて。固に召て。先其失釣を取得たるなり。されど皇孫命の。めつらしく來坐る事を。歎ひ畏み仕へ奉りて。其釣をは。とみにも奉らさりけむ。且このこと。記又第三一書の傳へも。皇孫命三年住坐して。還りまさむとし給ふ時のことなり。こゝと第二一書の趣は。初めて到り坐せる時の事とせり。其を正しかるへき。

已而彥火々出見尊。因娶海神女豐玉姬。仍留住海宮。已經三年。彼處雖復安樂。猶有憶鄉之情。故時復太息。豐玉姬聞之。謂其父曰。天孫悽然數歎。蓋懷土之憂乎。神乃延彥火々出見尊。從容語曰。天孫若欲還。鄉者吾當奉送。便授所得釣。因誨之曰。以

此鉤^{ツラハスヘキヤム}與^{イマレコト}汝^ニ兄^ニ時^ニ則^{ヒソカニヒテ}陰^ニ呼^ニ此鉤^ヲ曰^ク貧^{マシ}鉤^ト然後^ニ與^ヘ之^ヲ。

豐玉姬。記傳云。一書に父神の名豐玉彦とあれば。其によれるなるへし。また容顏の麗しきを。稱へたるにもあるへし。とあり。山城國風土記に。久世郡水渡社。名天照高彌牟須比命。和多都彌豐玉比賣命。とあり。式水度神社三坐。式。阿波國名方郡和多都美豐玉比賣神社。○經三年。上に比及三二年。尙不報聞。などあるに同じく。こゝも必三年には限らず。年を経ることを。大かたに云るものなるへし。○安樂。豐玉姬を。妃と爲給ふのみならず。海神の懇懇に。仕奉り給ふにより。何となく御心緩みて。一旦は安樂。樂とあもほしめすよしなり。○時復太息。三島本復字なし。其。一書に數有數息とあり。記傳云。那宜伎は長息にて。心に思ひ結ほるゝ事あるをりは。長き息の衝るゝを云。事。憂はしき事などは。もよりにて。喜しきこと。愛しきことなども。凡て心にあまりて。こめかたき時には。長息あり。漢國にても。數字など。何れにもわたること。此間と異なることなし。さて其中にも。哀しき事憂はしき事などは。殊に深く心に結ほるゝ物なる故に。後にはもはら。其方にのみ取て。那宜伎と云へば。即。萬葉十三。吾嗟八尺之嗟。又杖不足八尺之嗟。十四に。也左可利伊伎豆久伊毛乎。などあり。これら息のいとゝ長き由に。八尺と云り。とあり。記云。於是火遠理命。思其初事。而。大一款云々。記傳云。思其初事とは。たゞ本國を戀しく所念者なり。大一款し給ふは。所念すこと。の淺くて。唯一聲なるはて。思はず。出たる一聲なり。一と云るに。其意見えたり。女なる言に依り。豐玉見賣此長息を聞て。驚き給へるさまなれば。此比賣にも。固思ひ給ふことを。踏り給はざりしなり。書紀に。此長息を數。或。時。などあるとは。趣異なりとあり。○從容。

葦牙云。此訓古言にやあらむ。こは漢籍に。從容舒緩貌とありて。於毛牟呂と訓たり。物しづかに。緩らかに物言を云なりと。本居大平いはれたり。とあり。今もまはら。漢籍には舒字をオモムロとよみたり。○所得鉤。本に釣鉤とある。釣字例の衍なり。丹鶴本に无に因る。○陰呼。裏疏に。陰呼。謂三咒詛之辭也。兄命有得此。則其貧窶何止失幸已哉。と云り。○貧鉤。麻治は麻豆と通音なり。記傳にも。麻豆志は。本。とて貧鉤とは。第二一書に。貧鉤。滅鉤。落薄鉤。第三一書に。大鉤。踉蹌鉤。癡騷鉤。貧鉤。第四一書に。貧鉤。狹々貧鉤。記に。於煩鉤。須。などあるか如く。鉤にさる種々の凶名を冠たるは。即ち幸鉤の反にて。不幸事ともを。釣る具と云意。所謂咒詛の辭なり。第一一書には。可。阻。言貧窮之本。○與之。記に給其兄とある。記傳に。こは火遠理命を尊崇み。又火照命を賤め惡みて。御兄なれとも。給ふと云るなり。とあり。此に與ふとあるも其義なり。第二一書には。言訖以後手。投棄與之。勿以向授。第三一書に。可以後手。投賜云々。ともあり。記にもしかり。第四一書に。三下。賜與之。とあり。

復授潮滿瓊及潮涸瓊。而誨之曰。漬潮滿瓊。則潮忽滿。以此沒溺。汝兄。若兄悔而祈者。還漬潮涸瓊。則潮自涸。以此救之。如此逼惱。則汝兄自伏。

潮満瓊潮潤瓊。記に鹽盈珠鹽乾珠と作り。記傳云。志本美都多麻。志本比流多麻。と訓へし。乾は景

と訓注あれば。比流とは云はず。急居を流岐子とある。同格にて。比。布。布流と活用し。例なければ。こはなほ比流と活用し。言なるへし。古言には。をりくかまる言もありとあり。○武都。居も草。字。字流。とは活用かす。草。字。草流と活用し。言にて此。とあり。さてこの二の瓊もて。潮の満潤る事は。海神の掌わざなれば。此瓊に彼神の御靈を。

詫たりしにや。はたもとより。さる奇異しき瓊なりしにや。今知るへからず。記傳云。中巻に振レ波比

禮。切レ浪比禮。振レ風比禮。切レ風比禮。と云ふ物見えたり。この類なり。仲哀巻に。皇后泊。豐浦浦。此日皇后

得。如意珠於海中。と云ふ事あり。

土佐國風土記に。吾川郡玉島。或説云。神功皇后巡國之時。御船泊之。皇后下。島休。息。得。一白石。圓如。雞卵。皇后。安。于御掌。光

明四出。皇后大喜。詔。左右。曰。是海神所賜白珠也。故爲。島名。とある。一事なるを。國の異なるは。傳の異なるへし。宇佐宮縁起に。神

功皇后干珠滿珠を。福宮より得玉ひて。三轉をまつろへ賜へる由云へるは。古き傳か。はたかの書紀の如意珠と。新羅の國中へ潮の上りし

こととを引合せて。おしめてに云るか。是もたしかならず。又其二の珠。後に肥前國佐嘉郡河上宮と云に。納まれるよし云り。かくて書紀釋

に。元層之比。宇佐宮監行之時。本宮注文。滿瓊潤瓊二種在。當宮。之由注進之云々。二種瓊已在。當宮。神功皇后征。伐三韓。之時。就。新羅

海潮滿。宮庭。恩之。定令。持。此瓊。御。歎。然而無。體所見。と云り。此にもおほつかなき事あり。神功皇后の珠は。新に海中より得たまへ

るなれば。かの神代の瓊とは。別なるに。神代の瓊の。宇佐宮に在は。何の由縁にか心得かたし。故思ふに宇佐宮に在と云は。神功皇后の得

賜へる珠にて。かの肥前國河上宮に納れる珠と。神代のなりけんを。此と被と。一ツに心得誤りて。左右にまされつるにやあらん。かの河上

宮と云は。神名式に。佐嘉郡與止日女神社とある是なり。と云り。或書に。豐玉姫を祭ると云るも由あり。さてかの神功皇后の得たまひし玉

も。若實に干珠滿珠にて。新羅の國中へ。潮の上りしも。其珠の故ならは。海神の有てる。鹽盈珠鹽乾珠は。今火遠理命に授奉れるのみにも

あらず。なほ幾箇もあるものなきことたり。○武都云。この二珠の事。記傳三十卷にも論あり。今何れも定めかたし。然るに矢野玄道云。

皇后の持玉ひしは。海より今新に得ませる珠にそありけん。二珠の納れる所も。今按名路考に。四説をあげたれど。信友説の如く。河上社に

在とせる傳や。是からむ。と云り。よはは神代の。萬葉十九に。和多都民能。可味能美許等乃。美久之宜爾。多久波比於

瓊は。宇佐宮に在とせんか。なほよく考ふへし。伎豆。伊都久等布。多麻爾末佐里豆云々。とよめり。と云へり。○漬潮満瓊則。漬字本にツケハとよめれ

ど。明應本に依てヒタサハとよむへし。また本に。則字の上に者字あり。集解本に。傍訓攪入として

刪れり。今それによれり。見林本にも。行と云り。さて漬と云るは。即瓊を用る法なり。第二一書には。出潮満瓊

云々。出潮潤瓊云々。記にも出とあり。とあれど。下文には出と云むも宜なれど。此所は漬とある方。然るへ

くおほゆ。漬とあるも。出とあるも。唯に用法の上の。みにて。傳の異なるには。あるへからず。○逼惱。葦牙云。こは兄の責りし鉤を得たまひて。かへ

し與へ給へは事もなきを。かくたしなめむとするは。始よりの事を。海神に委曲に詔たまへは。兄の

さかなき事を。甚く惡みて。かくまては教へまつりしなるへし。又思ふに。既に弟命の太子に定りた

まひけむを。兄の妬みて。故にさがなき事爲給ふ故に。とかくして。伏へしめむことを。海神の助け

教へ奉りしにもあるへきか。と云るはさることにて。かの鹽土老翁か。ゆくりなく出來れるさまにて。

助けまつれるも。今又海神のかく計らひ奉れるも。みな天日嗣の御子と。定り坐る弟命の。困厄玉へ

るさまを。幽に神をから知しめして。助け仕奉れるなり。但し其事の偶然に出たるか如きさまにみゆ

るは。是そ顯幽の隔にして。あらはに知らるましく。掟給へるものなるへきこと。本よりなり。さて

此海神の言。此處には略きて記せるを。第二一書には。復進。潮満瓊潮潤瓊二種寶物。仍教。用

瓊之法。又教。曰。兄作。高田。者。汝可。作。澁田。兄作。澁田。者。汝可。作。高田。海神盡。誠。奉。助。如此。と

見え。記には。然而其兄作。高田。者。汝命誓。下田。其兄作。下田。者。汝命誓。高田。爲。然者。吾寧。水故。三年間必

其兄貧窮。若恨。其爲。然之事。而攻戰者。出。鹽盈珠。而活。若其慈濟者。出。鹽乾珠。而活。如此令。愷苦。とあり。第四一書に

又兄入。海釣。時。天孫宜。下。在。海濱。以。作。風招。上。如此則吾起。瀛風。邊風。以。二。奔波。溺惱。第一一書にも。此傳を

なと種々の事共見えたり。甚くはふきて出せり。

及將歸去。豐玉姬謂天孫曰。妾已娠矣。當產不久。妾必以風濤急峻之日。出到海濱。請爲我作產室相待矣。

風濤急峻之日は。いかなるよしにか。謂風日と云る説。あれど。是非なり。下に直冒風波とあれば。風波のある日を待て。物し玉へるにか。強ていはく。豊玉姫まことの御體は。一書又に。大熊罴本書には熊とあり。とあれは。海濱に來り坐るには。自ら海中に風濤の起ること。おもはれたり。龍蛇の類。空中にもする時は。甚しき風雨のある事など。おもひ合す。寡疏に。風濤者諸龍之鼓動也。とあるもよしなきにはあらし。故かくは宣へるものならんか。猶よく考へし。○作産屋。記に産殿とあるも。ともに宇夫夜と訓へし。記傳云。兒の始めて生れたる時の。物をも事をも。宇夫某と云こと。古も今も多し。今世の言に。凡て物の生れるまことに。修りかざれることなきをも。宇夫といへり。その宇は生の宇と一にて。生れたるを云稱なるへし。とあり。葦牙云。古へは別に産屋を立しなるへし。今も。産屋のうち。産屋あり。産屋があるなどは。つねいふなり。さてこの産屋に。鶴羽を以て葺たりしこと。下の一書ともに見えたり。拾遺に。天祖彦火尊。聘海神之女豊玉姬命。生彦瀲尊。誕育之日。海邊立室。于時掃守連遠祖天。忍人命。供奉陪侍。作掃掃。仍掌鋪設。遂以爲職。號曰。今俗謂之掃守者。彼詞之轉也。とあるは。この時の事なりけり。このこと。姓氏録に異説あり。さて此御産殿のこと。通證に。重遠云。産屋舊蹟。在日向國那珂郡海濱。號宇止磐窟。宇止即鷗嶋殿也。今

按。窟。縱横五丈許。深一町許。東西抱海負山。其山名。早日嶺。絶勝之地也。有神祠。所祭六坐。地神五代神。及神武天皇也。玉依姬社在別處。是社司之説。記傳にも。今日日向國那珂郡。宮浦村の海邊に。其御跡と云て。大なる窟あり。鷗嶋窟と云。中に社ありて。鷗嶋窟現と云へり。此はよしある傳なるへし。但し所祭神云は。後の事なるへし。○相待矣。此まての豊玉姬の御言。記にはなくて。於是海神女豊玉毘賣命。自參出白之。妾已妊身。今臨産時。此念天神之御子。不可生海原。故參出到とあり。されど。此は此本文の如く。必歸り坐時に期。給ふべきものなり。第二一書に。妾已有娠也。夫天孫之胤。豈可産於海中乎。故當産時。必就君處。如爲我造屋於海邊。以相待者。是所望也。とあるそかをへる。

彦火々出見尊已還宮。一遵海神之教。時兄火闌降命。既被厄困。乃自伏罪曰。從今以後。吾將爲汝。俳優之民。請施恩活。於是隨其所乞。遂赦之。其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也。

還宮。宮。官本モトツ。此宮は。口訣に歸立狹之宮とあれども。九ほ高千穂宮とすへし。此宮の事。口次に云。○一。北野本にモハラと訓り。從ふへし。○遵海神之教。海神の教へまつりしまに。兄を逼惱め給ふなり。此事一書また記に見えたり。○厄困の厄。本に危と作り。今三島本古今顯注所引に依て改む。○俳優

之民。俳優のことは上巻に出。さて此の俳優のさまは。下の一書又記に見えたる。第四一書に。兄弟。懐疑。以。精進。掌。面。告。

其第一曰。云々自。爾及。今。曾無。廢絶。とあるは。溺れし時の種々の態を。委曲に云る傳なり。又第二一書には。從。今。以往。即其事に。吾子孫八十連屬。恒當。爲。汝。俳人。亦爲。狗人。請。哀。之。云々。などあり。記には自。今。以後。云々。不。絶。仕。奉。也。といへり。

て。溺れし時の種々の態を爲を云なり。職員令に。隼人司正一人。掌。檢。技。隼人及名帳。一。教。習。歌舞。上。隼人司式に。凡。踐。祚。大。嘗。日。云々。其。群。官。初。入。發。吹。悠。紀。入。官人並彈琴吹笛。擊。百。子。拍。手。歌。舞。人。等。吹。笛。一。人。擊。百。子。拍。手。四。人。拍。手。二。人。歌。一。人。二。人。從。興。禮。門。參。入。御在所屏外。北向立。奏。風。俗。歌。儼。主。基。入。亦。准。此。大。嘗。祭。式。進。於。楯前。拍。手。歌。儼。など見え。續紀に。大隅薩摩隼人等。風俗歌儼を奏りしこと。往々見えたり。記傳云。此風俗歌儼も。彼俳優の遺れるにそありけむ。上代には。全。俳。優。なり。しか。後。に。は。歌。儼。の。體。に。な。れ。り。し。ら。む。と云り。○吾田君は。姓氏にて。此。は。此。氏。に。つ。き。て。云。言。な。る。が。こ。の。小。橋。君。は。即。次。に。云。る。如。く。神。武。天。皇。の。御。世。頃。の。人。に。て。此。頃。は。未。姓。を。云。る。例。な。け。れ。ば。た。ら。地。名。と。す。へ。し。ま。た。尸。と。云。る。も。の。も。此。頃。は。な。か。り。し。こ。と。も。見。ゆ。れ。は。た。其。居。地。の。名。な。と。を。以。て。其。處。君。と。尊。み。呼。ぶ。か。世。々。其。稱。の。傳。り。て。つ。ひ。小。橋。は。人。名。な。り。 舊。説。に。一。云。小。橋。人。名。也。と。ある。宜。し。小。橋。の。下。に。も。尸。を。脱。せ。り。と。し。て。こ。れ。を。も。氏。と。云。に。尸。と。は。な。れ。る。な。り。 觀。あ。れ。と。み。な。わ。る。し。さ。て。此。又。地。名。に。因。れ。る。名。な。り。記。傳。云。阿。多。は。大。名。に。て。其。中。に。あ。る。小。橋。と。い。ふ。地。な。る。へ。し。此。地。物。に。見。え。さ。れ。と。も。必。然。る。へ。し。今。此。名。の。地。は。無。さ。か。大。隅。薩。摩。の。國。人。に。尋。ぬ。へ。し。舊。事。紀。に。景。行。天。皇。の。御。子。たちを擧たる中に。小橋別命。三田小橋別祖と云り。三。一。本。に。鬼。と。作。り。何。れ。も。誤。に。て。吾。田。小。橋。別。な。る。へ。し。是。も。此。な。る。と。一。地。名。と。聞。えたり。さて小橋君は。其地をうしはける。さて吾田は。薩摩國の地名なること。上に云るか如し。地。名。即。て。氏。と。成。れ。る。も。の。な。り。

又記に。此を隼人阿多君とあるも。阿多君は隼人なれば。隼人と云るなり。隼。人。の。事。は。既。に。云。り。さ。て。火。闌。降。命。は。本。書。に。隼。人。等。始。祖。也。と。ある。に。因。に。廣。く。隼。人。の。祖。と。聞。え。た。る。に。 こ。こ。に。ま。た。吾。田。君。小。橋。等。之。本。祖。と。書。れ。た。る。い。か。ど。な。り。前。なる。も。此。なる。も。本。書。な。れ。ば。重。ね。て。出。す。へ。き。由。な。し。此。事。は。既。く。記。傳。又。山。縣。等。に。も。云。ひ。置。れ。た。り。き。 分て阿多君祖としも云へるは。隼人の諸姓の中に。殊に顯れて。小橋君妹。

神武天皇に。めされたりしよりのことなること。次に云るを考へ合すへし。姓氏錄。右京神別。阿多御手。薨。火闌降命。六世孫薩摩。若相樂。後也。また山城國神別。阿多隼人富乃須佐利乃命之後也。と見え。續後紀。承和三年六月。山城國右。大衣。阿多隼人逆足。賜。姓。阿。多。忌。寸。など見えたり。肥。傳。云。こ。れ。ら。隼。人。の。國。より。上。り。て。皇。朝。に。仕。奉。れ。る。か。子。孫。の。京。畿。に。遣。り。住。る。な。り。右。の。外。に。も。大。和。國。に。二。見。首。大。向。隼。人。津。國。日。下。部。和。泉。國。に。坂。合。部。な。ど。姓。氏。錄。に。見。え。た。り。と。あり。 さて小橋といふ人名は。記。神武天皇段に。坐。三。日。向。時。娶。阿。多。之。小。橋。君。妹。名。阿。比。良。比。賣。生。子。多。藝。志。美。々。命。云々。とある人にて。御妃の兄君。御子等の御外戚にてありしかは。自ら其名も聞えて。高かりし故に。この人の名をしも取出て。云々の本祖也。とは云るものなり。然。る。に。東。大。寺。所。藏。古。文。書。に。天。平。寶。字。三。年。十。一。月。十。四。日。榮。師。致。位。正。八。位。下。小。橋。公。石。正。と。云。人。見。え。た。れ。ば。い。に。し。へ。小。橋。君。と。云。る。姓。も。あ。り。し。こ。と。は。知。ら。れ。た。れ。ば。こ。も。小。橋。の。下。君。字。を。脱。せ。る。に。て。吾。田。君。小。橋。君。と。二。氏。也。と。云。る。説。も。あ。れ。と。な。ほ。記。に。據。に。本。の。ま。ま。に。て。あ。り。ぬ。へ。し。一。本。に。は。若。字。あ。り。と。云。る。校。本。も。あ。れ。と。な。ほ。う。た。か。は。し。 さる例は。神代上巻に。大三輪之神。此神之子。即甘茂君大三輪君等。又姫踏輔五十鈴姫命。とある。これ五十鈴姫命は。神武天皇の太后に坐て。名高く坐し。か故に。甘茂君。大三輪君等の外に取出て。御名を出せる事。こゝと同じ。又雄略紀に。從。三。百。濟。國。逃。化。來。者。自。稱。名。曰。貴。信。又。稱。貴。信。吳。國。人。也。磐。余。吳。琴。彈。壺。手。屋。形。麻。呂。等。是。其。後。也。とあるも。此例と等しかるへし。

後豐玉姬果。如前期。將其女弟玉依姬。直冒風波。來。到。海。邊。逮。臨。產。

時。請曰。妾產時。幸勿以看之。天孫猶不能忍。窃往覘之。豐玉姬方
產。化為龍。而甚慙之曰。如汝不辱我者。則使海陸相通。永無隔
絕。今既辱之。將何以結親昵之情乎。乃以草裹兒。棄之海邊。閉海途
而徑去矣。故因以名。兒曰彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊。

玉依姬。名義。玉は御姉の御名のに同じく。依は美稱なり。式。信濃國埴科郡玉依比賣命神社。とあ
るは。此神なるへし。かの瓊々杵尊の御母を。○將。此紀には。初玉依姬を將て來坐し事。本書一書に見
えたるを。記には。初に御姉と諸共に。來坐しことは見えす。後に御子を養奉れる時に。始て參らせ
給ふよしなり。又一書には再坐。○來到海邊。一書には。豐玉姬自取大龜。將女弟玉依姬。光海來到。
とあり。○幸勿以看之。記云。故入坐產殿。爾將方產之時。白其日子言。凡佗國人者。臨產
時。以本國之形。產生。故妾今以本身爲產。願勿見妾。とあり。この紀には此事見えす。○猶不能
忍。其言の甚奇しさに。見じとおもほしめす物から。猶えあらずて規給ひしなり。忍は堪へし。○方產。
美佐加理とは眞盛と云義にて。御子生給ふ時に當りて。と云意なり。○化為龍。一書には。化為八
尋大熊鰐。匍匐遠蛇。記にもし。とあり。此に龍に化為とあるは。傳の異なるかとおもふに。さにはあら

ずて。鰐を龍と見なしたるものなり。そは平田翁の説に。印度籍に。大海水底有娑竭龍王宮。と云事
あり。龍を海底に住む物と云は。印度の古説にも有へけれと。此は論あり。然るは丘谷池澤なとこそ。
龍の住處なれ。海水は龍の住處に非ず。然るに彼國籍ともに。海底をば彼が掌る所とせるは。最古よ
り誤來れるにて。此は海神はもと。和邇神に坐せは。彼神の奇しき稜威あること。其狀又宮殿の事な
と。且々も見聞傳へて。眞龍とは錯たりけむ。其は鰐の類にも種々有りて。中には龍にいと能類た
るも在ればなり。神農本經に。蛇と云へる物なと是なり。故後には。此を龍とも言へり。李時珍の
綱目に。陳藏器曰。鼉形如龍。聲甚可畏。長一丈者。能吐氣成雲致雨。既是龍類。時珍案。鼉字象其頭
腹足尾之形。故名。と云へり。神典に入尋熊鰐など見わて。丈長くいと猛きも。其らを見ての説なり。
と云れたるにて知へし。萬葉集なる。家持卿の歌に。雨ふらす日のかさなれば。云々この見ゆる。天の白雪。わたつみの澳つ宮邊
住て雨を掌るものとせるは。佛書の説なり。と云れたれと。右に引る鼉の能吐氣成雲致雨。鼉は龍類。
とあるを見れば。海中にも雨をものする神の。いますにこそ。鼉に映なりと。いひがたかるへし。○而甚慙之。記傳云。此
なとによらは。こゝも而字下に。知三天孫視其私屏の七字あるへきなり。○如汝不辱我者。本に汝を
有につくれり。今は丹鶴本に因て改めたり。山麓に有は。不有とこそあるへけれ。とあり。○海陸の陸は。玖奴賀
の約りたる言にて。即國處の義なり。西宮記北山抄等に。北陸道をクルカノミチ。また此紀訓にも。タヌガノミチ。又タニガ
ていへり。と見ゆ。○永無隔絶。記云。妾恒通海道。欲往來云々。記傳云。通は令登富良なり。此
な陸字の訓なり。

傳なるへし。されど疑はしきよしあり。さるは武位思命まことに天孫の御子ならは。但し玉依姫命は。後に葺不合尊の姓氏録に。其子孫を天孫の部に入へきに。地祇部に入たるいかなり。 但し玉依姫命は。後に葺不合尊の后と成玉へれば。火々出見尊の御し玉へる説は。謬なるへし。さて神武紀なる。推後傳と云人は。この武位思命の子なる事。國造本紀に見えたるを。かの御卷に引て云るこ

後久之彦火々出見尊崩 日向高屋山上陵

久之。記に。日子穗々手見命者。坐高千穗宮。伍佰捌拾歳。とあり。高千穗宮は。記の白檮原宮段の初にも。坐高千穗宮。而云々。とあれば。彼御世まで。御世々々。此宮に坐々しなるへし。されど。神代 中乎は。大隅日向の内に。處々にありて。一處にあらしと云る。抑瓊々杵尊。高千穗峯に天降坐て。其より笠狭之御崎に。宮敷坐せりし也と。上に見えたる如くなれば。此高千穗宮を申すも。即彼笠狭御崎なる宮なるへく。おもはるれと。此は別にして。笠狭御崎は。薩摩國なり。 高千穗山に近き地の。宮名なるへくおほゆ。さて其高千穗は。風土記に云る。日向國臼杵郡智保郷なるにはあらて。諸縣郡なる霧島山の地なり。此山を峰と云し。此に云り。 此宮の蹟は。式。大隅國始羅郡鹿兒島神社。今も國府郷にありて。彦火々出見尊を祭ると云り。高千穗宮は。此御社の邊に在し事。彼神官等か古記に見えたるよしなるは。さることなるへし。なほ此事は。下の陵の下に云へし。 かゝれば。初瓊々杵尊は。笠狭御崎なる宮に坐々しを。火々出見尊に至て。この高千穗宮に遷り坐しにこそはありけめ。さて又伍佰捌拾歳とあるに附て論あり。さるはまつ神代の年

數のこと。記にかく見えたる外は。更に見所なければ。神武紀に。自天孫降跡。以逮于今。一百七十九萬二千四百七十八歳とあるは。三御代の總ての年數なれども。此は後人の撰入なること。その御卷の注に。委く云るを見るへし。 いかにも。今知へからぬか如くなれども。よく思ふに。大己貴少彦名神世は。更にもいはす。皇御孫命の御天降坐る頃とて。いとく長く。幾百千歳と限知られず坐にけむ事は。神代の御蹟を。考奉りても知られたり。さるを彦火々出見尊。坐高千穗宮。五百八十歳。と記に見えたるは。始て年數の知られたるか如くなれと。これも實數にはあらず。其は重胤説云。彦火々出見尊に。五百八十歳と云も。五百は五百箇御統。五百箇眞坂樹。千秋長五百秋之水穗國。又萬葉に五百萬千萬神。又五百夜。又五百代小田。など云ふ五百にて。數百と云義なり。八十は八十神。八十人。八十年。など云にて。此も數十と云事也けるに。例して思ふに。數百數十歳と云事にて。限れる數量には非る如く聞ゆれば。實に瓊々杵尊より。御三代の年數は。古より知られさりし也けり。若是を實數と云てむには。葺不合尊などは。其より近く御坐せは。傳るへきに。然らぬを以ても。右は唯大凡の數にて。吾田笠狭宮より。高千穗宮に。遷都の事御坐し御事を云むとて。其宮に數百數十歳。御坐し由を書せるのみにこそ有けれ。其實は此に久之と有に。意味は然して異らさりける者なるそかし。と云れたる。此説誠に然るへし。○日向高屋山上陵。式に日向高屋山上陵。彦火々出見尊。在日向國。無陵戸。とあり。記には。御陵者即在三其高千穗山之西。と其方角を記されたり。さて今世高屋陵と申傳ふる所。大隅國內に二所あり。上の一書に出たる竹屋は。薩摩國阿多郡にて。此とは異也。まかふへからず。 一所は。肝屬郡内浦郷北方村。國見嶽

の巔に在といひ。和名抄に。肝屬郡に靈屋郷あり。又一所は。始羅郡近世始を始に誤て。シラと唱ふるは。非なる事論なし。溝邊郷麓村の北方。神割岡カシノリノに在と云り。或説に。此岡神割岡と云しを。近き頃神割と改めたるなりと云り。よく尋ねへし。薩摩國人白尾國柱の神代山陵考。後醍院真柱の神代二陵志には。國見嶽を御實跡ミコトノミヤトと定めて。其考證を擧たれども。國見嶽は高千穂山今云霧島山なり。の南に當りたれば。古事記に西と有るに叶はず。且其距離も甚遠し。直徑十里許ありと云り神割岡は高千穂山の西に當りて。方位記文に叶へるか上に。距離も近し。直徑三里許ありと云り是に依て同國人田中賴庸。高屋山陵考を著して。先輩の説の允當をならざるを辨し。彼神割岡是實の御跡なるを論したり。二所ともに。確たる徵證はあらぬよしなれども。近き頃溝邊村なる方に依て。作れる山陵勘文あり。其大概を取捨して云はく。此山陵は。大隅國始羅郡溝邊郷麓村なる。鷹屋神社の北方。神割岡と云ふ地に在て。其絶頂の上は。圓形をして。高さ直立の度數。凡十四五間許もあるへく。半腹より下は。漸々に廣らかにして。麓の周は十町ばかりもあるか。低き岡山。畝々ウツク立ち列りて。其間に神割岡は。一際高く秀て立り。さて高千穂山は。正東の方に當りて。遠く聳えたり。土人の説には。距離直徑二里餘なるへし。とも云り。かくて山陵の西南。六七町許の處に。高屋谷を初めて。崎森村の高野。國府郷小田村の高野。加治木郷の高井田村。など云地名も。遺りぬれば。古の鷹屋郷は。かの溝邊加治木の郷より。國府小田村の邊までを。係たる兆域なること。思ひ辨ふへし。さて鷹屋郷は。和名抄に肝屬郡に載たるを。今始羅郡の溝邊。加治木。國府。小田村の邊を。古の鷹屋郷と定むる由は。抄に此大隅國八郡名次。互に錯りて。

地形に相合はさる上に。始羅郡なる四郷と。肝屬郡四郷と。前後相錯れりし證あり。そは其四郷の見えたる内に。鹿屋は今現に肝屬郡の中央にあるにて。其序の相錯れりし事を思ひ定むへし。武郷云。なほ此餘にも云る説もあれと漏しつ。必竟は肝屬郡なる靈屋は。始羅郡なるか錯れたらむ。と云傍證のみなればなり。况て國府郷なる鹿兒島神社も。此山陵の南方。直徑二里許の地に在て。式にも載られし。國內第一の大社なるか上に。祭神さへ日子穗々出見命に坐ませは。此大御世に。天下知しめし。高千穂の大宮地は。決めて御社の邊なる事は。彼の神官等か古書にも。記してあるは。言ふも更に。太古よりおしなへて。山陵は。其大宮處を距る事。遠からぬ例なればなり。神割岡南六町の處に。鷹屋神社あり。此近き村里の鎮守として。齋かれ坐り。宿昔は此の絶頂に。宮敷まして。鷹屋大明神と稱へ奉りしと。土人の口碑に云傳ふ。正保六年の棟札に。神殿造營成功の始末を記せり。今も土人は悉く。御鷹屋様と言ぬものをなけれは。これも舊くより。山陵の號に言ならへるまゝに。後には御社の稱にも。轉れるものと知るへし。さて紀にも式にも。山上とあることは。山のへと訓む例にて。山方山邊など云と同例なれば。此高屋郷中。今の溝邊のあたり。岡山多き地なれば。うちまかせて。高屋山邊とは記し傳へたるなり。さて又かの國見岳を。高屋山陵ならむと云説は。今より百八十年前。元録年間に。或者の云出たる臆説にて。儘かに聞傳へたる事あり。且高千穂の南方にあたりて。古傳の方位に叶はされは。論するまでもなく。溝邊と雖も。是を確証と取出へき節は見えされども。賴庸の論辨する所。實に争ひかたくもあり。これまで勘文大略なりと云へり。今はこの溝邊

村なる方。高屋山陵と御定に成たる由なり。吾等もとより地理にも暗ければ。今何れを是とも定めおたけれど。姑く公の御定に従ひて。猶後の考を待になむ。さて此陵は。大隅國なるを。日向とあるは。上に云る如く。上代には大隅薩摩までかけて。日向國と云しことありつればなり。神武紀に。日向國吾田邑とあるも。可愛山陵の可愛も。みな地名なるを以ても知るべし。

日本書紀通釋卷之二十一

飯田武郷謹撰

第一一書

一書曰。兄火酢芹命能得海幸。弟彦火々出見尊能得山幸。時兄弟欲互易其幸。故兄持弟之幸弓入山覓獸。終不見獸之乾迹。弟持兄之幸鉤入海釣魚。殊無所獲。遂失其鉤。是時兄還弟弓矢而責己鉤。弟患之乃以所帶橫刀作新鉤。盛一箕與兄。兄不受曰。猶欲得吾故幸鉤。於是彦火々出見尊不知所求。但有憂吟。乃行至海邊。彷徨嗟嘆。時有一長老忽然而至。自稱鹽土老翁。乃問之曰。君是誰者。何故患於此處乎。彦火々出見尊具言其事。老翁即取囊中玄櫛投地。則化成五百箇竹林。因取其竹作大目鹿籠。內彦火々出見尊於籠中。投之于海。一云。以無目堅間爲浮木。以細繩繫著火

々出見尊而沈之。所謂堅間是今之竹籠也。

不見獸之乾迹。獸を取得ぬことはさらにもいはず。獸の踏たる迹をたに見ず。となり。乾迹は乾れたる迹にて。獸の居らぬのみならず。踏たる迹たになきをいふ。○猶欲得吾故幸鉤。故字本に之と作り。今は永享本に依る。記に云猶欲得其正本鉤とあり。記傳に。猶は左右に償ふを聽すして。其は猶不欲といふ意より。云る言にして。押てひたふるに乞意になるなり。俗言に是非とも。どう有ても。と云意になるなり。さて物語文などに。物を彼此といろく。試み考へて。他は何れも宜しからず。猶此こる宜しけれど。終に一に思定むる處に云る猶も是也。又云字の上にある意として。猶云と見ても通ゆ。其時は。よのつねの猶なり。と云り。○囊中玄櫛。囊は物を入れて。從者に持せし。大國主命。八十神の帯を貰ひ。供人自らも持ありくものなり。今もぬさ俗。はなみ俗など云る。古の遺風なり。玄櫛いかなる櫛にや。たゞ色の黒きのみを云るか詳ならず。さて櫛を投しかは。五百箇竹林となりしこと。上卷伊弉諾尊の櫛を投たまへは。笥成しに同じ。また上に。吾田鹿津津姫の御子産給ふ時。其所産竹刀終成ニ竹林。といふことあり。○大目魚籠は。目のあらく。と。大きな籠也。記中卷に。取其伊豆志河之河島之節竹而。作八目之荒籠とあり。さて加都麻と云を。凡て籠の古名と心得て。この魚籠をさへに。阿良加都麻と訓は非なり。籠をかつまとは云へきよしなし。許と云ぞ。本より總名にはありける。此事已に上に云り○浮木は。船なり。第三一書に。無間堅間小船とあるに同じ。源氏物語に。いくたひか行かふ秋を過しつ。浮木に乗てわれ歸らむ。とあり。和名抄棹又作查。水

中浮木也。和名浮木。とあり。こは水中の浮木とあれば。船にはあらず。佛經に。大海中。百餘箇浮木孔。とある浮木に同じ。孝徳紀に。越國言。海畔枯查。向東移去。沙上有跡。如耕田狀。と云ることあるも。船には非ず。○以細繩繫着。道路の間。その籠の中より。離れ出さらしむむが爲なり。○所謂堅間云々。堅間の竹籠なることは。昔も今もいとよく知られたるを。かく注せるは。後人の書入なるへし。或校合本に。禁本此十字作小字とあり。さては本文ならぬこと。いよくあきらけし。縣居書云。蓋後人誤入當刪。と云へり。

于時海底自有可伶小汀。乃尋汀而進。忽到海神豐玉彦之宮。其宮也城闕崇華。樓臺壯麗。門外有井。井傍有杜樹。乃就樹下立之。良久有一美人。容貌絶世。侍者群從。自内而出。將以玉壺汲水。仰見火々出見尊。便以驚還。而白其父神曰。門前井邊樹下有一貴客。骨法非常。若從天降者。當有天垢。從地來者。當有地垢。實是妙美之虛空彦者歟。一云。豐玉姬之侍者以玉瓶汲水。終不能滿。俯視井中。則倒映人笑之顔。因以仰觀。有一麗神。倚於杜樹。故還入白其王。

海神豐玉彦。名義。豊は稱辭。玉はかの潮満瓊潮満瓊を有てるによれる。御名なるへし。姓氏錄に。

右京神別。安曇宿禰。海神綿積豐玉彦神子穗高見命之後也。また八太造。和多罪豐玉彦命兒。布留多摩乃命之後也。といふこと見えたり。重胤云。布留多摩は振玉にて。瑞珠盟約章に瓊響瓊々云か如く。又豐玉彦命。豐玉姬命。玉依姬命などの。玉なるが。此は玉を以唯稱奉るならず。實に玉を以。奇異なる神業を成し給ふ事。海宮章を以知へし。と云り。○侍者。記に此を從婢と書り。又欽明紀に從女。遊仙窟に婢。また侍婢など。みな然訓り。言義は。記傳に。前子等々の意なるへし。帶を背き。古其を切て加と云ふ。天皇の御前に候ふ臣等を。前つ君と云と。意はへ似たり。子等とは女を云ふ古言なり。萬葉の歌に多し。子等とは。一人をも云へは。と云り。今按ふに。眞子等の意なるへし。眞子は。今の俗によき子と云ふか如真多知と重なること妨なし。と云り。今按ふに。眞子等の意なるへし。眞子は。今の俗によき子と云ふか如く。此も豐玉姬の從女の。みな容貌よきを云るなるへし。萬葉十九に鶯之宇都之眞子可母。二十に宇都久之氣麻古我豆波奈禮云々。これ眞子と云例なり。○汲水。今本玉水とあるは行なり。延喜本。丹鶴本。永享本。纂疏本。其他の古本に依て刪る。○一貴客。客は佛足石歌に。麻良比止とあり。希人の意なり。後にはまれひと云り。○天垢地垢は。舊訓に依へし。又延喜本北野本明應本の訓に。垢をカタチハアノカ。重胤云。迦本は名義氣表なり。氣を迦と云。香に同じ。萬葉二香青。五に迦具漏岐など。青にも黒にも。上に迦の言を冠て云は。青にまれ。黒にまれ。其色の甚しき時は。其氣韻の出て。邊りも青く黒くみゆはかりなるか故に云て。香の語と本一なるなり。人の面を迦富と云も然り。人身の氣即表に出てみゆる故の名にて。迦は香に同じ。 垢字玉露に。不潔也塵也。とあれ。こは文選に。垢俗と云る。とあるなどに借有ならん。垢俗とは染付たる自然の俗と云意か。 ○妙美

は。眞奇愛の義にて。稱美辭なり。萬葉集に花細名細などよめる。細の意みを同じ。○虚空彦者歟。天より降れる神にもあらず。地より來れる神にも非すと云るより。其天と地との中間なる。虚空彦にますにやあらむと云て。虚空をいと貴きものに云る意なり。記に爾海神自出見云。此人者。天津日高之御子。虚空津日高矣。といへることあり。また鹽椎神來問曰。何。虚空津日高之泣患云々。また今天津川氏云。天津日高者。天子之稱。虚空津日高者。太子之稱。と云り。信然るへし。其故は。先。邇々藝命。穗々出見命。鶴葺草葺不合命。みな天津日高と申せる。これ天津日高所看せるうへの大御稱なり。かくて此は穗々手見命。いまた皇太子にて。坐ほとなるか故に。天津日高之御子と申せり。此にては。天の稱にあらす。さて其を虚空津日高と稱す所以は。虚空は。天と地との中間なる故に。天津日高に亞て。尊み申す御稱なるへし。常に通はして。天をも蘇我といひ。虚空をも阿米と云ことも多きは。地よりい。神功卷に。於。天事代。於。虚事代云々。これ天と虚空とを。別言へる例なり。然るに此に。從。天降者。當。有。二。天。垢。從。地。來者。當。有。二。地。垢。實是妙美之。虚空彦者歟。とあるは。いたく異なれども。虚空彦と云稱。又虚空を天と地との間に取れるなどは。此に似依れることなり。書紀の意は。天垢もなく。地垢もなしと云て。虚空を殊に勝れたる意けれど。記には天津日高と申す。至て尊き御稱ありて。其御子とあれば。其に亞る御稱なること論なし。然れば。虚空を。天と地との中間にされること同く。其中間を亞るかたに取ると。勝れたる方に取れると異なり。と云れたるかことし。○一云云々。此は侍者はかり出て。水を汲しなり。記の趣もおなし。○終不能滿。いかなるよしにて。水の滿かたかりしにか。詳ならず。次に試み云り。○倚於杜樹。山陰云。こは古事記また次なる一書の

如く。皇御孫命は。杜樹上に登りて坐せりし故に。豊玉姫其影の。井水に映れるを見給へるなり。然るを倚とあるは。いかにもそや。もし樹に倚て坐したらむには。水底の影よりさきに。まづ直に其御形をこそ見奉るへけれ。影を見て。始て知たるはいか。さる事あるへくもあらず。舉目視之といひ。仰觀といへるも。水の影を見て。樹の上を仰き見たるにてこそ穩當なれ。と言れつるは。さる言なり。○白其王。王は海神を指て云るなり。記にも我王と書り。記傳云。彼美と云に。王字を書るは。佛書の海神王を思へる處には。しかなる文字遣なり。と云れたり。さて此處。記には。豊玉毗賣之從婢持玉壺。將酌水之時。於井有光。仰見者。有麗壯夫。以爲異奇。爾火遠理命見其婢。乞欲得水。婢乃酌水。入玉器。貢進。爾不飲水。解御頸之瑛。含口唾。入其玉器。この紀に。汲水終不能滿。さあ。於是其瑛著器。婢不得離瑛。記傳に。如此玉を御口に含まして。唾出し賜ふは。いかなる由にかあらむ詳ならず。若くは玉を器に著て。離れさらしむる術にやありけむ。神代にさる類の術をりく見ゆ。さて然此玉を器に著て。離れざるへく爲玉ふは。必海神の女に見せ玉はむとてなり。其は此玉尋常の訪の玉とは。遙に絶れて。美麗さをみて。凡人に非ることを知りし。故瑛任著以進。豊玉毘賣命云々。爾豊玉毘賣命思奇出見。乃見感。目合而白其父云々。とあり。これによりて按ふに。水を満しめ給はさるは。さる術を爲給ひて。海神女の奇み驚きて。出見給はむことを。おほしての御所爲にもあるへし。

於是豊玉彦遣人問曰。客是誰者。何以至此。火々出見尊對曰。吾是天神之孫也。乃遂言來意。時海神迎拜延入。慇懃奉慰。因以女豊

玉姫妻之。故留住海宮。已經三載。是後火々出見尊數有歎息。豊玉姫問曰。天孫豈欲還故郷歟。對曰。然。豊玉姫即白其父神曰。在此貴客意望欲還上國。海神於是惣集海魚。覓問其鉤。有一魚對曰。赤女久有口疾。或云赤鯛。疑是之吞乎。故即召赤女。見其口者。鉤猶在口。便得之。乃以授彦火々出見尊。因教之曰。以鉤與汝。兄時。則可詛言貧窮之本。飢饉之始。困苦之根。而後與之。又汝兄涉海時。吾必起迅風洪濤。令其沒溺辛苦矣。於是乘火々出見尊於大鰐。以送致本郷。

遣人問曰。第三の一書にては。侍者の事もなくて。至海神之宮。是時海神自迎延入。とあり。また本書には。延内之とあり。第二の一書には。迎入とあり。此は共に自迎へ給へりや。人して迎へたりや。詳ならぬを。こゝに遣人云々とあるは。異なる傳なり。また第四の一書には。豊玉姫の侍者云々。入告其王曰云々。海神聞之曰。試以察之。乃設三床。請入。於是天孫於邊床。則試其兩足。於

中床。則於其兩手。於内床。則寬坐。於真床覆衾之上。海神見之。乃知是天神之孫。○
 迎拜。記傳云。拜と云は。推古卷に。鳥呂餓彌豆。苑伽倍摩都羅武。とある。私記に。謂レ拜爲ニ平加無。言ニ平禮加々無也。といへり。
 呂を省ける言にて。身を屈めて。匍伏よし也。萬葉三に。四時自物伊波比拜。伊波とあると。同一に。鹿自物伊波比伏管。三に十六自物膝折伏など。あるとを合せて。其状を知へし。今世俗に。伊波とあると。同一に。今世俗には。鹿賀平すこと。心得たるは。佛法の拜より云る非ことなり。又尊むへき。さて吾徒長瀬眞幸か云。上代の拜禮の義は。今世俗物を見奉ること。鹿賀平と云も。中昔までは無きことなり。
 人の禮爲ると云爲狀の如く。俯て頭を下けて。兩手を衝て。拜しなるへし。一書に。彦火々出見尊海宮にして。云々於中床。則據其兩手。と見え。推古紀十二年の詔に。凡出入宮門。以兩手押地。兩脚跪之。越相則立行。と見え。漢ふみ魏志の皇國傳にも。傳辭說事。或跪。或跪。兩手據地。爲之恭敬。と云り。此らを見るに。手を據を。敬ひしたりしこと知られたり。然るに續紀に。文武天皇慶雲元年正月始て。停百官跪伏之禮。とあり。是よりそ朝廷の拜は。漢風になれりけん。然れども。同四年十二月の詔に。往年有詔停跪伏之禮。今聞内外廳前皆不嚴肅。進退无禮。陳答失度云々。宜自今以後嚴加糾彈。革其弊俗。使靡淳風。とあるを見れば。上代よりならひ來し禮の。止かたかりし也。官人等すら然れば。况て民間の拜は。制もなく。今に至るまで。上代のまゝに。兩手據地跪伏す拜の。傳はり來ぬるにて。かの笏を持って。起居して拜むは。中々に後に。漢風をまねひ玉へるもの也。今の民俗の拜も。上古の拜みにはありける。と云り。まことに然ることとおほゆ。然るに今世も。神を拜むまは。かの漢風に

近きは如何と云に。そは昔より。僧どもの佛を拜むまを。敬へたるまに。其より神。○白其父神。本に其字なし。今安倍本に因て補ふ。○上國。記傳云。海神宮は海底にして。此御國は上なるか故。如此云なり。鎮火祭詞に。吾名妹能命波。上津國乎所知食倍志。吾波下津國乎所知牟止申豆。此は豫美國にて申給ふ御言なるか故に。此現國を上國と詔へり。豫美も。根國底國と云て。下方に在ればなり。とあり。○或云赤鯛。この四字永享本になし。通證重遠説に。註一本也とあり。纂疏本には。赤女下に。分注としていたせり。さもあるへし。記傳云。赤鯛は添たるものなりとあり。なほ鯛の事は上に云。
 ○授彦火々出見尊。此彦字あるへくもおほえす。と山蔭に云り。上の常の鯛にて。黒鯛の類もあるに對へて。赤字は添たるものなりとあり。なほ鯛の事は上に云。
 ○因敷之曰云々。此言すこしゆくりなく聞ゆ。上文の海神於是下に。謂火々出見尊。曰。天孫若欲還郷者。吾當奉送乃。と本書にある如くなる文あらまほし。○貧窮之本云々。皆詛言也。本始根と。同し言をかくかへて言へるは文章なり。纂疏に。貧窮謂無衣。飢饉謂無食。困苦謂疾患。とあるは。聖詔なり。
 ○迅風洪濤は。第四一書に。兄入海釣時。天孫宜在海濱。以作風招。風招即嘯也。如此則。吾起瀛風邊風。以奔波。溺惱。とある傳を。甚く省きたるなり。平田翁もはやくしか云れたり。さて此一書は。潮滿瓊潮潤瓊の事は。本よりなかりしものなるへし。故迅風洪濤を起すとあるそ。即それにあたれる。○令其沒溺辛苦。嘉禎本其字なし。沒溺を移開本私記には。オホシ。この一書は。かくのみありて。詛言のしるしありし事。又風濤を起てくるしめしことをは。總て略きて記せり。
 ○乘於大鰐。第二一書。又記には。一尋鰐とあり。こゝと異なり。

先是且別時。豐玉姬從容語曰。妾已有身矣。當以風濤壯日。出到海邊。請爲我造產屋。以相待之。是後豐玉姬果如其言。來至。謂火々出見尊曰。妾今夜當產。請勿臨之。火々出見尊不聽。猶以櫛燃火視之。時豐玉姬化爲八尋大熊鰐。匍匐透蛇。遂以見辱爲恨。則徑歸海鄉。留其女弟玉依姬。持養兒焉。所以兒名稱彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊者。以彼海濱產屋全用鸕鷀羽爲草葺之。而葺未合時兒即生焉。故因以名焉。上國。此云羽播豆矩爾。

以相待。本に相字无。今中臣本安倍本に因て補へり。○以櫛燃火。此は平田翁も云れたる如く。伊弉諾尊の黄泉國にて。ありし事の紛るへく所思れは。餘の傳々に。此事のなき方然るへし。○化爲八尋大熊鰐。熊字こゝにはいか。舊事紀になし。さらは衍ならむも知かたし。八尋は甚大なる鰐なり。さて鰐に化爲坐るは。記に以本國形產生。とある則これなり。かゝれば記傳にも云れし如く。海神は皆實の形は魚なるを。人に交る時。假に人の形と。化爲居玉へるものとみえたり。されは魚と

もを集へて。鉤のことを問給ふ時も。人の形になりて集ひたりけむもしるへからず。下に見えたる一書にも。海神所乘駿馬者。八尋鰐也云々。とあるも。人に見ゆる時は。馬の形に化りて。見えしものにあるへし。○匍匐透蛇。透字本に透に誤る。環翠軒本及類史には透通に作る。記には委蛇とあり。記傳云。字は委蛇とも。透通と布に用ゐたる意は。蛇など。も。なほさまざまに作て。義も種々ある中に。或文に。斜去視とあるなとや。こゝには近からむ。母許余の行狀に取れるなるへし。記傳云。文選江賦に。神蟻蝮輪。と云る蝮輪。行狀にをも。モコヨフと訓り。うつほ。樓上に。逃て仆れもこよひつゝいけは。源氏。大臣はえ立もあかりたまはず。かゝる齡の末に。若く壯の子に後れ奉りて。もこよふことと耻泣給ふ。などあり。さて此は。匍匐透蛇をは軽く見へし。唯鰐に化給へる形状を云るのみなり。とあり。○留女弟玉依姬。本書また餘の一書とも。はしめに將來たまへることあるを。こゝに其事見えす。されとこゝに。留玉依姬とあれば。本より將來たまへる傳なり。されと記には。然後者雖恨其伺情。不忍戀心。因治養其御子之縁。附玉依姬而献歌。第三一書に。遣女弟玉依姬以來養者也。とありて。此時來坐せりとする方然るへし。○用鸕鷀羽。記傳云。鸕は上に。此鳥羽をしも。葺草に用られし事。いかなる故にかありけむ。書紀釋に。今按鸕口喉廣。飲入魚。又吐出之。容易之鳥也。是以象產生平安。令葺此羽於產屋者歟。と云り。かゝる故にもやあらむ。漢籍に。此鳥不卵生。口吐其雛。故產婦執之鳥生。と云る。○爲草。記には葺草を加夜と訓り。記傳に。凡て加夜と云は。此字の如く。屋を葺く草を云へる名なること。上なる鹿屋野比賣神の處に云るか如し。たゞ古名と心得るは非なり。と云り。

一書曰。門前有一好井。井上有百枝杜樹。故彦火々出見尊跳昇其樹而立之。于時海神之女豐玉姬。手持玉鏡。來將汲水。正見人影在於井中。乃仰視之。驚而墜鏡。鏡既破碎。不顧而還入。謂其父母曰。妾見一人在於井邊樹上。顏色甚美。容貌且閑。殆非常之人者也。時父神聞而奇之。乃設八重席迎入。坐定。因問來意。對以情之委曲。時海神便起。憐心。盡召鰭廣鰭狹而問之。皆曰不知。但赤女有口疾不來。亦云口女有口疾。即急召至。探其口者。所失之鉤立得。於是海神制曰。爾口女從今以往。不得吞餌。又不得預天孫之饌。即以口女魚所以不進。供御者。此其緣也。

百枝杜樹は。枝葉の多きを云ふ。湯津杜樹といふにおなじ。○人影在於井中。記には。於井有光とあり。彦火々出見尊の樹上に坐す影の。井の水にうつりて。見えたまふなり。○鏡既破碎。本居翁説

に。既に盡の意なり。古事記序に。巳四訓述者云々。職體記に。全。萬葉十七に。天下須泥留於保比座。布流雲乃。出雲風土記に。既。これらのでにも。みな盡の意なり。と云へり。○其父母。其字本になし。永享本にあるに依る。○容貌且閑。美夜備は。紀中に風姿。また漢字などをよめり。宮振の義なり。布理の約。邊鄙にむかへて。宮都の人の姿の麗はしきより。云ることばなり。比奈備は即部田合ひと。備なり。邊鄙にむかへて。宮都の人の姿の麗はしきより。云ることばなり。比奈備は即部田合ひと。備なり。○殆は。記傳云。殆は富登富登と訓へし。下の登を濁。萬葉三に。吾盛又復將變やも。殆に。事樂。京師を不見か成なむ。七に。三幣帛取神の祝かいはふ杉原。燎木伐。殆之國手斧とらえぬ。十に。保等穗跡妹に不相來にけり。十五に。還りける人來れりと云しかは。保等保登死き君かと思ひて。なと。有言の意は。邊々にて。其近き邊。まで至る意なり。と云れたり。こゝも天孫のいと貴く坐て。尋常の人の如くは坐さず。ほとく神人に近かるを。云るなり。○乃設。永享本設。上數字あり。○赤女云々。此はもと口女とありしを。本書また上の一書にならひて。赤女とは寫誤れるなるへし。次の文には口女とのみあればなり。さて亦云口女云々は。一本によりて。又後人の注せるならむと。記傳にいはいはれしはさる説なりけり。さて口女は。下の一書に。口女即鰭魚なりとあり。名義。此魚口疾あり。また口よりは鉤を出せるより。名に負へりしものとみえたり。伊勢風土記云。桑名郡市部磯海上多口女。而商民賣之。中古以來。有夢想之事。而備熱田之神膳。其魚大者如鯉。細鱗長口。味尤美也。とあり。此魚のこと。第四一書の下に云へし。○所失之鉤。本に鉤字の上に針字あり。いまは丹鶴本延喜本環翠軒本安倍本に依て削る。山陰にも云れし如く。終に不償失針といふ事のあるを以て。後の人さかしらに

加へたる非事なり。又按ふに。釣字の誤りにもあるへし。さるるにても斯なる事に同じ。○制。本の訓。セメテとあれど。私記又北野本に。イサメテと訓り。禁制の義なり。従ふへし。○備。記に須佐之男命の。大穴牟遲神を屬りて。意禮爲三大大國主神。亦爲三宇都志國玉命。云々は奴也。とあり。記傳に。意禮は人を賤め屬稱なり。記中白檮原宮段に。兄宇迦斯をも屬りて云。日代宮段に熊曾建をも云り。書紀に。右の兄宇迦斯を云るを。爾と云て。此云三飲例とあり。又神代下卷敏達卷などに。備とも作り。備は爾と同じ。枕冊紙に。田植る女の謠へる歌に。郭公與。意禮よ加夜都よ。意禮鳴てそ。我は田に立。此も女心に。田に立勞を苦て。郭公を養たる詞なり。中昔の軍記などに。人を罵りて。夜意禮と云こと多し。是も夜は呼出す辭。意禮は此と同じ。又今俗言に罵て。起をたちおれ。行をゆきおれ。など云も。たておれゆけおれにて。このおれなるへし。然るを轉して。又たちおつた。ゆきおつた。なども云り。又今世の俗言には。自意禮と云。人を罵に己とも我とも云は。いにしへと相反なり。とあり。○餌。神功紀に。取粒爲餌。倭名抄敗獵具に。四聲字苑云。餌和名惠。以食誘魚鳥也。とあり。平田書云。餌は鳥獸にのみ云言には非ず。舊は人にも云し言と聞ゆ。其は今も吐を惠部伎。唾を加真惠部伎と云は。土清之餌。義也。和名惠止利。とあるは。今昔物語に餌取と書たる義なり。契沖云。俗に多きかきて。またと云は。此惠止利を詠りて。終に俗字を作れるなるへし。○不レ得レ預。天孫之饌。皇御孫命の大御饌の御饌に。勿なりそとなり。葦牙云。此魚の餌を吞し故に。天孫の辛苦まじしかは。天津神の御子の。惡み給ふへければなり。と云れたるか如し。○即以口女魚云々。こゝにかくあるに依て考るに。此段本書一書ともに。赤女とも口女とも。兩やうに傳へたるうちに。赤女また鯛魚などあるは。すへて誤りにて。口女とある方正しき傳なり。さるは信友説に。此魚諸國の進御。また御饌の料などにも。す

へて載られず。其他古書ともにも。然る例見えたることなし。と云れたるにて明けし。また赤女とあるは。記傳にも言れたる如く。鯛の事なるを。此魚は天照大御神の御食にさへ奉りて。此所の事實に。叶はされはなり。通説に。重説云。赤女及口女。至今不レ供。天子御饌云。とあるはうけかたし。○不進供御。本に供字なきは。既に脱たるものなり。今は舊事紀に従て補へり。永享本には御供とあり。○此其縁也。此段に就て重胤の委き説あり。其は記援田毘古神段に。於是送三瓊田毘古神。而還到。乃悉追三聚鱗廣物鱗狹物。以問言。汝者天神御子仕奉耶之時。諸魚皆仕奉。白之中。海鼠不レ白。爾天宇受賣命謂三海鼠云。此口乎不レ答。之口。而。以三紐小刀。拆三其口云々。と云事あり。そもく四神出生章一書。保食神の件に。稻穀は更なり。毛龜毛柔。又鱗廣鱗狹の類。其神の身より化出しかは。天照大神喜之曰。是物者則顯見蒼生。可食而活之也。とある。大命御坐て。實に蒼生の。食て世に活存らふへき物とこそ。定掟させ玉へりしに。其魚共の仕奉らむと申さはこそ有め。仕奉らしと申たりとて。止給へらむには。皇祖天神より。天神御子の大御食圖と爲て。事依奉らせ玉へる。驗無きに至れるを以て。此時の天鈿女命の御心の程を。測奉るへき者なり。此は甚假初なる事の状態には見ゆれども。海神にも相議らして。然政こたせ御坐ける也けり。さるは。此段なる海神の制を味ふるに。不レ得レ吞レ餌と云は。餌を吞て人に釣るるか。中々に彼か身には。甚しき事と見え。天神御子の饌に預奉り。人の食用と成る事は。彼か本意となる事にて。此を人に譬へて云はく。吞レ餌は。食祿を得るか如く。饌と成は。勤仕を全く爲るに。等しき道理有ること。所

見たり。是天細女命と。海神と相謀坐て。定させ玉へるならむ。と云所以なり。借天宇受賣命の御言に。天神御子仕奉耶とは。記傳に。此は皇御孫命の大御饌の御費に成をむや。否やを問なり。萬葉十六に。爲鹿逃痛哥に。佐男鹿乃。來立嘆久。頼爾吾可死。王爾吾仕奉云々。又爲蟹逃痛歌に。葦河爾乎。王召跡何爲牟爾。吾乎召良米夜云々。とある此等も。御費に成を云り。と云れたり。されは此に魚共を追聚めて。天神御子に仕奉むやと。問せ玉へるも。魚物と成ては。日々の費と成り。人の食物と成が。彼か天神御子に仕奉れるにて。稻穀の大御食に炊かれて。食れ奉るに。其義同じき事。云も更なり。故こゝに。海神制曰。備口女。從今以往。不得吞餌。と有は。魚を罰して。餌を吞へからずと。控玉へるなり。餌を吞む事能はさる時は。人に釣るゝ愁なきに似たるを。魚の爲には。其釣鉤に罹らざる事を。限なき不幸とする事なる證是なり。次に不得預天孫之饌とは。此に天細女命の。定させ玉へるか如く。天神御子の御費と成て。仕奉る事は。魚と成て。生來れる身の幸なる事と見えて。此に罰して。其饌に預る事勿らしめ給へり。然れば魚の心に成ては。人の食物と成て。命を終む事。草木に花の咲て。實と成れるに異ならずなん有ける。然る時は。元正天皇の大御世より以降。胡神を好信せ給ふ御心進ひに。天下の漁獵を禁止めさせ玉ふ詔勅を。時々下給へるは。かの天細女命の控置せられしとは。表裡なる御政にして。皇祖天神より。授奉らせ玉へる御食津物を。御自廢らさせ玉へる御所業にて。皇威の衰させ玉ふ御端とこそは。成にたりけれ。と云れたる。尤なる論

なりけり。この説にて。此海神の御言よく聞えたり。

及至彦火々出見尊將歸之時。海神自言。今者天神之孫辱臨吾處。中心欣慶何日忘之。乃以思則潮溢之瓊。副其鉤而奉進之曰。皇孫雖隔八重之隈。冀時復相憶而勿棄置也。因教之曰。以此鉤與汝。兄時則稱貧鉤滅鉤落薄鉤。言訖以後手投棄與之。勿以向授。若兄起忿怒。有賊害之心者。則出潮溢瓊以漂溺之。若已至危苦求惑者。則出潮涸瓊以救之。如此逼惱。自當臣伏。

辱。續紀三十二。天下百姓能念良麻久毛。耻志賀多自氣奈志。靈異記。我願以何潛天女云々。注潜カタルなどあり。俗に云勿體なし。恐多きなど云ことはにあられり。又續紀二十七。晝夜不レ退之天。護助奉侍乎見禮波。可多自氣奈彌奈毛念須。又累世而仕奉。麻佐部流事乎奈母。加多自氣奈美。伊蘇志美思坐須。これらは俗に云へるにちかし。○中心欣慶。本に慶を處に作るは誤なり。今永享本秘閣本を始め。諸古寫本ともに從て改む。○思則潮溢之瓊云々。この言の意は。葦牙に。おもふまゝに潮

の溢潤る意の名なるへし。直指に。思則是如意之義也。などいへる。いさゝか言たらず。今思ふに。思則云々は。潮を溢しめむとおもへは。其意の如くに潮満ち。潤しめむとおもへは。即て潮潤る瓊と云意か。さらはこれ如意の義と同じきなり。さてこの潮満潤は。いまた瓊の名にはあらず。徒に潮の溢潤る瓊と云ふよしなり。○八重之隈。こは大己貴命の御言に。於三百不足八十隈。將隱居矣。とある八十隈と同じ。八十隈の解。此國土と。海中とは。幽顯の隈あるをいふ形容詞なり。古今集。白雲の八重にかさなるをちにて。思はむ人に心へたつな。おのれ始には。隈は潤の誤にて。八重之隈。○滅鉤。落薄鉤。保呂布と云言。佛足石歌に見ゆ。保呂煩須は令滅亡。ならむかとおもひしかと。さにはあらし。落薄は薄塊に同じ。薄塊は志行衰惡之貌とあり。纂疏に。人先貧而後亡。家なり。言義。保呂は保呂々。波良々。などの保呂波良と同く。散る義なり。集聚れるものゝ散々になるは。いと凶き意なり。於登呂布の於登は落なるへし。落薄は薄塊に同じ。薄塊は志行衰惡之貌とあり。纂疏に。人先貧而後亡。家失地。而後落薄失業而已。とあり。○後手投棄。後手のことは上巻に出。手をうしろの方へまはして。物するをいふ。こゝは詛言をいひ負せて。其惡しきことに向ふを。忌むなるへし。纂疏に。後手謂所。謂天逆手也。兼俱說に。今も人を咒詛する符などを。後手に棄之と云り。一書には。三下。唾與之。とあり。○求惑者。我身におほそ。反耶などを。後手に棄之。は。再來らざる。と云り。一書には。三下。唾與之。とあり。○求惑者の訓。何とかや俗の様にきこゆ。宇禮倍麻衰佐婆と訓へし。身の憂を人に告るを云なり。記に愁請の二字を書れたり。

時彦火々出見尊。受彼瓊鉤。歸來本宮。一依海神之教。先以其鉤。

與兄。兄怒不受。故弟出潮溢瓊。則潮大溢而兄自沒溺。因請之曰。吾當事。汝爲奴僕。願垂救活。弟出潮潤瓊。則潮自涸。而兄還平復。已而兄改前言曰。吾是汝兄。如何爲人兄。而事弟耶。弟時出潮溢瓊。兄見之。走登高山。則潮亦沒山。兄緣高樹。則潮亦沒樹。兄既窮途。無所逃去。乃伏罪曰。吾已過矣。從今以往。吾子孫八十連屬。恒當爲汝。俳人亦爲狗人。請哀之。弟還出潮潤瓊。則潮自息。於是兄知弟有神德。遂以伏事其弟。

兄怒不受。鉤をかへし給ふことの遲きを。怒れるにもあるへし。○奴僕。夜都古とは。君より臣下を親み云稱なり。奴僕と書るは。本義に非ず。次の御言に。如何爲人兄。而事弟耶。とあり。此辭の解既に云り。○沒山。私記に山乎以留と訓るよろし。秘關本。しかよむへし。同じ山また樹の梢までも。潮の満て。山も樹も潮に没るなり。但し北野本には。没をイタル。と訓り。さらは山にと訓へし。○窮途は。逼迫なり。山又樹も潮に没りて。今は逃去るゝかたなく。せまれるをいふ。○子孫八十連屬。次の一書に。生子八十連屬とあり。敏達紀に。子々孫々。

古語云。生兒八十綿連。とあるに依て訓へし。高橋氏文に。阿禮子孫。乃八十連屬ともあり。記傳云。宇美能古と云へる訓。正くは萬葉二十に。宇美乃古能伊也都藝都岐とあり。此は子孫の末か末までとかけて。云時の稱なり。とあり。○俳人は。態人なり。本書に俳優之民とあるそれなり。記に。故至今其溺時之種々之態。不絶仕奉也。と云る。其態とは。令隼人司に。掌下檢_ニ按隼人及名帳_ニ教習_{スル}。歌儻_トと有て。即歌儻の事を。併せ考ふべき者也かし。と云り。○亦爲狗人。本に一云狗人とあるは誤なり。舊事紀皇孫に本紀に依て。かく改めつ。さて狗人は。記に爲_ニ汝命之晝夜_ヲ守護人_トとある。守護人と同じ事なること。記傳にも云れたるか如し。狗人といへるは。狗に代りて吠るよりの稱なること。次に云るを見るへし。○請哀之を。私記に由留志太末倍と訓り。北野本も同じ其方よろし。○潮潤瓊。本に潮字なきは例にたかへり。今は永享本北野本類史及諸古寫本ともに依る。

是、以、火、酢、芹、命、苗、裔、諸、隼、人、等。至、今、不、離、天、皇、宮、牆、之、傍。代、吠、狗、而、奉、事、者、也。世、人、不、債、失、針、此、其、緣、也。

諸隼人等。隼人のことは。上に云り。諸とは隼人に種々の品あるを云。記傳云。そもく隼人は。大隅薩摩の國人なること。上に云るか如し。さて朝廷に召れて。仕奉れるか。永く留りて。京近き國の

人になれるも。子孫までなほ隼人と稱て。其職に仕奉れりしなり。隼人式に。凡番上隼人二十人。有_レ闕者。取_ニ五畿内及近江丹波紀伊等國隼人_トとあるこれなり。又諸國隼人とあるも。右の國々のを云なり。又大衣と云は。右の近き國々の隼人の中にて。二人を擇みて。補たるものなり。隼人式に。凡大衣者。擇_ニ諸第内_ヲ置_ニ左右各一人_ト。大隅爲_レ左。阿多爲_レ右。教_ニ道隼人_ト云々。とみゆ。大隅阿多とは。其國の人を云にはあらず。先祖の出たる地を以て。近き國なるをも。大隅隼人。阿多隼人と別ち云なり。又番上隼人と云は。本國よりかはるかはる。上仕奉る者なり。職員令義解に。隼人者分番上下。一年爲_レ限。とある是なり。續紀二十五に。大隅薩摩等隼人相替ると云こと見ゆ。又今來隼人と云は。番にはあらて。本より新に上りて。永く留りて。京畿に住居する者なり。此は妻子をも率て上る故に。女もあり。式に見ゆ。凡今來隼人給_ニ時服及鹽_ト云々。また今來隼人身亡者。擇_ニ取畿内隼人_ト充_レ之。二十人爲_レ限云々。など式に見えたるは。此も中昔には。人數定まり有て。召上せられしと見えたり。諸儀に吠聲を發るは。今來隼人の職なり。とあり。なほ此外に。隼人のこと。委く云れたり。今は略して出せり。此等の類を。諸隼人といへるものなり。○不離天皇宮牆之傍。記に晝夜守護人とあるは。此文にあたり。職員令に。衛門府管一人。掌_ニ諸門禁_ト。衛云々及隼人門籍門勝事_トとあり。記傳云。抑この火照命は。隼人の祖に坐て。此守護の事。後まで隼人の職なり。隼人司式に。凡元日即位。蕃客入朝等儀。官人三人。史生二人。率_ニ大衣二人_ト。番上隼人二十人。今來隼人二十人。白丁隼人一百三十二人。分_ニ陣應_ス天門外之左右_ト云々。今來隼人發_ニ吠聲_ト三節。蕃客入朝。不在吠聲。其官人著_ニ當色橫刀_ト。大衣及番上隼

人。著當色横刀。白赤木綿耳形鬘。自餘隼人。皆著大横布衫。兩面編布袴。著緋帛肩巾。横刀。白赤木綿耳形鬘。番上人已執楯槍。並坐胡床。また凡遠從_レ駕行者云々。其駕經_二國界及山川道路之曲_一。今來隼人爲_レ吠。また行幸經_レ宿者。隼人發_レ吠云々。また凡今來隼人。令_二大衣習_レ吠。左發_二本聲。右發_二末聲。惣大聲十遍。小聲一遍。訖。更發_二細聲二遍_一。また凡威儀所_レ須。横刀一百九十口。楯一百八十枚。枚別長五尺。廣一尺八寸。厚一寸。頭編_二著馬髮。以_二赤白土墨_一。書_二鉤形_一云々。隼人の執る楯に。鉤形を畫とある。此も失たる鉤を徴りし故事也。後世も示さむためなるへし。鉤。など隼人の職掌なほ委く見えたり。萬葉十一に。早人名負夜音灼然とあるも。字を本に釣に作るは誤なり。 吠聲をよめるなり。なほ貞觀儀式などに。元日また踐祚大嘗などのをりの。隼人の儀みえたり。右に引る式の文の如し。抑隼人の京に上りて。仕奉りし事の見えたるは。若櫻宮段に。所_レ近_二習墨江中王_一之隼人名曾婆加理。と云あり。次に書紀に。大初瀬天皇の崩坐し時に。隼人晝夜陵側にて。哀號て。物も食すて死ける事あり。天武天皇崩坐し時。大隅阿多隼人。誅を奉りしこと書紀にみゆ。 天武天皇十一年七月。大隅隼人と。阿多隼人と。朝廷にして相撲しこと。持統天皇九年五月にも。隼人の相撲を觀はしことなどあり。さて清寧天皇四年。欽明天皇元年。齊明天皇元年など。隼人衆を率て内附しこと。 此は畿内に移り住しことなどを。内附と記されたるか。漢籍に内附と云は。彼國に服 見えたるは。 政事要略。養老四年豐前守宇勢男將軍。大御神奉。請。大隅日向兩國。向招_二隼人_一。殺。大神託宣云々。緣起云。養老三年己未。大隅薩摩兩國。見えたるは。叛きしことありしにこそ。とあり。 ○代吠狗。後に朝廷の大儀に。隼人の狗吠して。奉仕る

所謂狗。ときには。狗は假面を被る例と。おほしき事あるを以ても。 この事は。比古婆衣に。隼人の狗人となりて。仕奉りし状のおもひやらるる體あるを。こ 人なり。 にいほむとす。其は大和國添上郡奈保山の。元明天皇の陵。土人王塚といへり。今其わたりの字を。大奈閉山と云。其陵邊に建てたる。大石と呼ぶもの三基あり。これ自然なる石の面を平らけて。狗頭の人形を陸穿たり。頭は狗の假面なるへし。身中みな實き裝束也。狗の狀を表せりと見ゆ。按ふに。こはそのかみ朝廷の大儀に。隼人の狗吠して。奉仕るときには。狗の假面を被る例なりけるから。即て其像を石に摸して。陵邊に。埋。置しめ給へるものなるへし。此大石も。遺詔によりて立られしものなるへし。されば此大石の像を見て。そのかみ隼人の。狗人となりて。仕奉りし姿をおもひやるへし。と云り○武野云。この御陵の事。今書物語三十一卷に見えたり。大奈閉山は處たがへり。此時の事に據れりし事知られたり。○奉事者也。按るに。後世まで。天皇の御牖のものをさらす。隼人の職業は。則守護と俳優と二つなり。 俳優のことは上 然るを本書には。爲_二汝俳優之民_一。とのみありて。守護のことなく。 第四一書。記には。火照命の能美の言には。た_レ守護人とならむとのみありて。俳優のことなく。下にはまた俳優の方のみを云て。守護の事をいはず。此は記傳にも云れし如く。互に脱たるものなり。然るに。此一書には。當_レ爲_二汝俳優_一。亦爲_レ狗人_一。とあるは。守護と俳優と二を並へ擧たる傳にて。宜しきはもとよりなれど。なほこゝに。不_レ離_二天皇宮牆之傍_一。代_二吠狗_一云々。とのみにて。わさをきの事見えざるは。なほこれも。言足はぬ傳なり。この事第四一書の下にも云り。見合すへし。○世人云々。俗に人の。針を失ひたるを償ふことを忌は。此故事によれる事となり。 信友云。わか古郷の若狹國にて。意部さち他の物をとりて。餘物をもて償ふをまゝ入れぬとき。拭いても否々。洗うてもいやく。故の針もどせと。嗚ひ憤へり。かの 針を徴りたまひし。古語とそきこえたる。世人不_レ償_二失針_一。此其緣也。とあるには背きた。さてこゝに。針とあるは。もの縫針る凶語なから。然る神世の古事。意部の口に。傳ひりたるいとむつらし。といはれたり。なれど。釣鉤と同類なれば。しか云るものとみえたり。

一書曰。兄火酢芹命能得海幸。故號海幸彦。弟彦火々出見尊能得山幸。故號山幸彦。兄則每有風雨輒失其利。弟則雖逢風雨其幸不忒。時兄謂弟曰。吾試欲與汝換幸。弟許諾因易之。時兄取弟弓矢入山獵獸。弟取兄鈎入海釣魚。俱不得利。空手來歸。兄即還弟弓矢而責己鈎。時弟已失鈎於海中。無因訪獲。故別作新鈎數千。與之。兄怒不受。急責故鈎云々。是時弟往海濱低徊愁吟。時有川鴈嬰網困厄。即起憐心。解而放去。

幸彦。彦は稱辭なり。記云。火照命者爲海佐知毘古。而取鱸廣物鱸狹物。火遠理命者爲山佐知比古。而取毛麤物毛柔物。○其幸不忒。本に忒を感に作るは誤なり。秘閣本鎌倉本嘉禎本北野本等に依て改む。○欲與汝換幸。御弟の幸の。風雨にも忒はぬを。羨み妬みましてのことなるへし。○取兄鈎。今本鈎とある例の衍なり。今秘閣本嘉禎本丹鶴本三島本永享本に因る。○責己鈎。本に一鈎字例の衍れり。今延喜本丹鶴本に據る。○急責故鈎云々。山蔭云。この云々の字なくてよろし。○低徊は。

頸低なり。又宇良夫禮とも訓へし。萬葉集に。君にこひ之奈要浦觸。また浦觸而ものなおもひそ。なとあり。憂はしく物思ふ人のさまなり。楚辭に帽々をウラフレとよめり。憂説とあり。古今集にうらひれとよめるは。音假に轉る也。按にウラフレのウラは憂。フレは假にて。其憂ふる状を云辭ならんか。憂はウラウルウレと活くへし。 ○川鴈嬰網。川鴈のことは既に云り。網は和名抄畷獵具に。蹄。周易云。蹄者所以得兔也。云々。師説和奈。字鏡には。響。擊也。挂也。和奈。と見ゆ。響は。胃字に。名義。或説に輪繩の意なるへし。 一説に輪網なるへしと云り。とあり。守部云。經死をワナクと云るも。輪索に於て。クはその輪索にかゝれる。狀をいふ。項にかくるをウナク。後にかくるをカウラク。と云る類なり。 ○即起憐心。葦牙云。此命の鳥獸を取て。たのしと爲給ふ御心以て。放去給ふはいかと思ふ人あるへしか。其は世人の心を以て喻るへし。今も野山に獵して。鳥獸を殺ことを娛しとすれども。須臾も飼なつけたるを殺さむは。心よからす思ふは。人の心の常なり。こゝは飼たるにはあらねど。網に嬰りたれば。おのれと逃るへきすへなければ。他の恵を待つ外なきが。あはれなるなり。これ人の心は。更にも云はず。鳥獸などにも有りと見えて。昔物語にも。人の苦。瀬に落たるを。鳥獸の助けめくみしことなどもあるなり。といへるはさる論なり。

須臾有鹽土老翁來。乃作無目堅間小船。載彦火々出見尊。推放海中。則自然沈去。忽有可憐御路。故尋路而往。自至海神之宮。是時海神

自迎延入。乃鋪設海驢皮八重。使坐其上。兼設饌百机。以盡主人之禮。因從容問曰。天神之孫。何以辱臨乎。一云。頃吾兒來語曰。天孫憂居海濱。未審虛實。蓋有之乎。

須臾有鹽土老翁。葦牙云。記に裸菟の身の皮を。風に吹さかれて泣伏るを。大穴牟遲神のたすけ給ひしかは。其菟の靈幸はへまつりて。八上比賣を得給ひしことありし如く。此鳥の靈さきはへ奉りて。鹽土老翁の出來て。助けまつりし如きこゆ。と云れたるはさる言のやうなれと。上にも云る如く。鹽土老翁。此時の本末をかねて。よく知りて。助け奉らん爲に。故に出來れるものなるへければ。こゝは。かの菟の段とは。聊異なるへし。○無目堅間小船。記にも。無間勝間之小船とあり。記傳云。此は必しも。船の形に造れりとはあらし。何物にまれ。乘て水を行もの。船とは云るなるへし。一書に。以無間堅間爲浮木。とあるも同じ。和名抄。唐韻云。艇小船也。釋名云。一二人所乘也。揚氏漢語抄云。艇乎夫。艇。○彦火々出見尊。本に彦字なし。今永享本に據て補。○可伶御路。この言已に云り。記にも味御路とあり。記傳云。此に御路と書る。これ美知の本義なり。此處にのみ。にも道と書すして。御路としも書る所以は。まつ常にはたし知とのみ云へきにも。美知と云てけちめなれども。美知はもと道をはめて。御てふ言を流たる名なり。かくて。此處は甚善なる由をいふ處にて。美といふ言用有て。重きか故に。本義の隣に書るへし。と

いへり。○海神自迎。此一書には。門前の井のこそなし。省きしものによ。又もとより。なかりし傳にもあるへし。○海驢皮八重。記に。美智皮之疊敷八重。亦純疊八重敷其上。とあり。海驢は。記傳云。釋に海馬也と注し。海馬は漢名なり。本神に。陳述器曰。海驢。海馬等皮毛。在陸地。皆候風潮。則毛起。口訣に。海驢之皮在陸。而潮滿則自起毛。とのみ云て。其ものよさまは云はず。建長八年百首。衣笠内大臣。我戀はみちの寐流れ寤やらぬ。夢なりをから絶やはてなん。夫木集。紀國人の云。今紀の海に。阿志加と云ものあり。そこにて昔より。字には海馬と書來れるよし。日高郡の海中に。阿志加島と云島のあるに。年毎の秋冬のころ。多く來て岩上に睡り。又波上に浮ひながらも。熱く睡りて。寤ることの遅きものなり。大きなるは。長さ一丈斗なるものあり。足はなくて。水掻の如くなるものあり。此物西國の海にもあるなり。和名抄に。葦鹿。武藏云。按毛鹿部。獸名に入れたり。日本後紀弘仁元年のころを見れば。獸皮の如くみゆ。美註にあり。と云物を載て。本文未詳としるせり。思ふに海驢なるへし。と云り。或人阿志加は。本草綱目に。或書には。山東志曰。海驢出文登海中。常於秋月。登島產乳。其皮製爲雨具。水不能潤。今按に。海中に登騰と云ものあり。岩屋の内に入り。よくぬふる物なり。皮は馬具に用ふ。其首馬に似て。大きさは小馬許なり。これ海驢なるへし。陸奥松前蝦夷。又國々の海邊にも。稀にあるなり。と云り。本草綱目に。東海島中出。海驢。能入。水不能濡。又或人の云。今も北海に海驢あり。其皮潮滿れは柔に。潮涸れは枯る。今も敷皮にするなり。と云り。右の説ともの中。何か正しく美智に當るへく。かの紀國人の云る阿志加と。或書に云る登騰とは。一物の地によりて。名の異なるか。はた別物か。なほよく尋ねし。相違からぬ物とは聞たり。

や。尋ねて定むへし。とあり。利根川圖志云。下總國鏡子濱に葦鹿島あり。島は岸より四五町許はなれて。小島あり。年中海
類此島にあらざる事。二十或は八九十。多き時は二三百匹にも及ぶ云々。一説に。海類の大なる
ものを。蝦夷にてトといふ。又紀州の阿志加は海類なるへし。といへり。ミチとトとは同物なり。海類と海類は同類にし
て別物なり。形ち海類より大にして。體は瘦せ。其毛淡茶色にして。左右の鱗は海類よりは短し。これをもて異とす。と云り。○盡主人
之禮は。主人の訓は。萬葉二十安路自とあり。さて主人となりて。客を饗する俗に事主ぶ
りするを云をも。阿留
自すと云ること。中古の書ともに見えたり。されど古語のさまともきこえねは。こゝは本の訓のまゝ
にてあるへし。章夜は敬。また恭字などをよめり。またうやくしとも云り。○吾兒。こは何といふ
神にか。名も傳はらず。記に。綿津見神之子。宇都志日金拆命あり。また上に引る。姓氏錄安曇宿禰
條に。豐玉彥神之子。穗高見命といふあり。また八太遺謀に。布留多
麻命といふ御子もあり。されど。それらの神とも定めかたし。

彦火々出見尊具申事之本末。因留息焉。海神則以其子豐玉姬妻
之。遂纏綿篤愛。已經三年。及至將歸。海神乃召鯛女探其口者。
即得鈎焉。於是進此鈎于彥火々出見尊。因奉教之曰。以此與汝
兄時。乃可稱曰大鈎。踉蹠鈎。貧鈎。癡駭鈎。言訖則可以後手投賜。

纏綿は。親昵の意なり。字鏡集にムフマヤカと訓り。纏綿も同じ。ムフマカは。ムフマヤカの
略なり。ミヤヒヤカを。ミヤヒカと云におなし。さて其ヤカは辭なり。○海神乃。山蔭に。海神

の下に云々とあるへきなり。言たらずといへり。○召鯛女。かくては鯛女の鈎をのみたるは。海神の
既にしれりしか如くなれど。此は本書一書ともに譲りて。省けるものと見えたり。異なる傳にはあら
し。○汝兄。嘉禎本汝字なし。○大鈎。記に淤煩鈎とあるこれなり。大は借字なり。記には淤煩とある。
類は濁音なれども。
此記にては。ホは清て訓むへし。いづれにて
もおなし。萬葉などに清濁通してかけり。記傳に。此言は萬葉卷々に。鰯鮓と云こと多かる是なり。四卷に。
朝居雲乃鰯オホシなどもあり。明らかならざる意なり。これを假字には。意保々斯久など。保には多く
清音の字を用ぬたり。五卷。十一卷。十
四卷。十六卷。然るに又十七には。於煩保之久と。濁音にも書り。清ても濁りても。
云る言なるへし。又
おほつかなし。此も常に。煩を濁るを。萬葉八卷十卷な
どには。於保束無と清音の保を書たり。おほろなども。明らかならぬを云て。本同言なり。又か
の鰯
鰯を。イブカレとも。イブセレとも訓處ある。これらの伊布も。於煩と通ひて。おほろしくと本は同じ。於と伊
と通ふは。於彼と伊彼との如し。さて此いふかしいふせしの布も。常に濁れども。萬葉には多く清音にかけり。又おほろか。おほよ
そ。おろそか。おほかた。なども。委曲ならぬを云へは。本は明らかならざる意にて同じ。淤富との
みも云り。さて此の淤煩は。愁思ふことありて。心の晴せぬ意なり。心を晴らすことを。明らかむと。萬葉などに
云れは。晴せぬは明らかならざるなり。
○踉蹠鈎。須々美賦と訓へし。本にス、ノミチとよめるは。まづ此訓注に。踉蹠之鈎此云。須々美賦とある之字は。萬葉本。口
訣本。類聚國史一本。活字本。延喜本。永享本などになれば。野なること決し。ざるをいかにし
てか。之字の挿入たりしより。注の須々美賦とあるに
も。能字を書き加へて。ス、ノミチと爲しものなり。さて須々美賦とは。記に須々鈎とある。記傳に。師の冠辭考
に。鷹八燎須酒師。云々。すしきそひとは。壯士どもの心の進みすろきて。身もしらす競をい
ふ。古事記に。須々鈎とあるを。神代紀に踉蹠鈎と書たり。是もすろく意なり。又古事記に。美人
驚而立走。伊須々岐伎とあるも。立走すろきたるなり。後の書にすろそろなと云るも是なり。と

あり。又須佐之男命の於三勝佐備云々。とある。師説に。佐備は須佐備なり。とある此によくあたれり。須佐と須々と同くて。かの須佐備は。進み荒ふるなれば。この須々も。進みすろきて。荒ふる意なり。玉篇に。蹶跡欲行。蹶と注し。又蹶急行也とも注し。又字書に。蹶高蹶也とも。又蹶蹶蹶蹶。なども注せり。すゝみすろく意に近き字なり。又字鏡に。蹶蹶須々乃蹶とあるも。荒ふる意に近し。又蹶蹶蹶蹶なるへし。○武部云。字鏡に須々乃蹶とあるも。此紀の注の蹶訓より。採て記せ ○癡駭鉤。本に。駭を駭に作るは誤なり。今補。問本。癡本及類史等に據て正せり。 記に字流鉤とあり。言義は記るものなるへし。決めて一の言にはあらし。

傳云。此の字の意なり。也。と注せり。又景行卷に失意とあるなども。同言ならむか。俗言に。うろたゆ。うろも。同言の轉れるなり。又水の寒からざるを。ぬるしと云ふ。うろしと通へり。物を塗。とあり。高麗集に。愚人をウルクキロ。トとよめる。ウルも同言なり。さて物。うるしといふにて知へし。又俗に。鈍きことを。ぬるしといふも。字流の意なり。

此紀にては。須々美。于樓該。と活用云るを。記には。須々。字流。と皆二音に齊へ云り。さるは此の四の言。皆本は用言なるを。記にはみな體言になせるなり。凡て用にも體にも云言は。用の時は。下に活く辭を加へ。體の時は。其を除くこと多くして。用言に。は液り流ると云を。體言には。海と云。用言には。歌ひ歌ふと云を。體言には。歌と云類なり。 かの意保々志久。などは用言なるを。此には體言に大といひ。此紀に須々美と云るは。用言なるを。記には體言に須々と云り。此差別をよく心得へし。○投賜。本に投を授に作れり。今は纂疏本。丹鶴本。及延喜本。永享本。熱田本に従て改。

已而召集鰐魚問之曰。天神之孫。今當還去。爾等幾日之内。將以奉

致。時諸鰐魚各隨其長短。定其日數。中有一尋鰐魚。自言一日之内。則當致焉。故即遣一尋鰐魚。以奉送焉。復進潮滿瓊潮洞瓊二種寶物。仍教用瓊之法。又教曰。兄作高田者。汝可作洿田。兄作洿田者。汝可作高田。海神盡誠奉助如此矣。時彦火々出見尊既歸來。一遵海神教。依而行之云々。

備は。爾に同じ。○將以奉致。將字下に。作字ある本はあやまりなり。活字本秘閣本永享本安倍本に。無によりて削るへし。○隨其長短云々。記に。召集和通魚問曰。今高之天津日御子。虛津日高。爲三將出幸上國。誰者幾日送奉而覆奏。故各隨己身之尋長。限日而白。とあり。○一日之内云々。下の一書に。八尋鰐云々策之曰。吾者八日以後。方致天孫海宮。唯吾王駿馬。一尋鰐魚。是當一日之内。奉致云々。とあり。記傳云。八尋鰐は。八日を経て行路を。一尋鰐魚は。一日に行なるは。纂疏に。短者身輕而行駛。長者身重而行遲。とある。この故にや。されど此は鰐に限れることにも。異魚もなへて然にや。よのつを以て思へば。大なるそ速なるへきに。知て小きか速きは。時は實に然る物にや。よく尋へし。 隨己身之尋長。限日而白。とあれば。長き短きに隨て。速き遅きけちめあるなり。又一書には。乘火々出見尊大鰐。以送致本郷。とあるは。小きと大なると。異なる

傳なり。とあり。記に上文に次て。中一尋和邇白。僕者一日送即邇來。故爾告其一尋和邇。然者汝送奉。若波海中一時。無令惶畏。即載其和邇之頸。送出。故如一期。一日之内送奉也。とあり。○當致。三島本致を到とあり。○高田。記傳云。萬葉十二に。水乎多。上爾種蒔とよめり。地高くてよく燥く田なり。○洩田。窪み卑くて。水多き田なり。さて此ところ。記云。兄作高田者。汝命作下田。其兄作下田。汝命營高田。爲然者。吾掌水故。三年之間。必其兄貧窮云々。とあり。此はこれらの事を略きて記せり。次に、其後火酢芹命日以懸。あるに、これらのことを含めり。掌水は。天下を知る。國を知るなどの知にて。水を保有ち掌りて。心に任すを云り。兄若高田を佃らは。吾早して水を有らせじ。又下田を佃らは。雨多くふらせて妨げむ。となりと。記傳に云れたるか如し。さるは雨露を零する事は。靈神の掌給ふわさ。其本の水をしれるは。水神罔象女神の。掌給ふ事なるを。今海神の吾掌。水とあるは。いかにと云に。海は水を貯ふる處なれば。爾も言へるものと見えたり。なほいは。木は木神句々。靈神の掌給ふなれと。山神山靈神も。木を掌給か如し。山は木を生すところなればなり。此事は既に云り。上古に。かく尊き際の人等も。佃る業を營ませ玉ふに附て。重胤云。此を以見れば。天神御子と申せとも。供御の御田は。御自營らせ御在し坐けるなり。崇神天皇四十八年に。活目尊以夢辭奏言。自登御諸山之嶺。繩。緇四方。逐食粟雀。と見えたる。此は夢辭にては有れとも。當昔猶皇子等と申せとも。農作の事を爲させ御坐し坐しから。然る事も有し者なりけり。又古事記玉垣宮段に。又問其後。曰。汝所堅之美豆能小佩者誰解。答曰。且波比古多々須美智能宇斯王之女。名兄比賣。弟比賣。玆二女王淨公民。

故宜使也。と見えたる。此は正しく開化天皇の曾孫と坐す。女王に御在し坐せとも。公民と申給ひけり。と云れたるにて。他の國とは。異なるいはれある事を思へし。○遵海神教。今本海字を脱せり。永享本北野本によりて補ふへし。○云々。本に云々字なきを。今は嘉禎本。又永享本等に依て補ふ。

弟時出潮滿瓊。即兄舉手溺困。還出潮涸瓊。則休而平復。其後火酢芹命日以檻樓而憂之。曰。吾已貧矣。乃歸伏於弟。先是。豐玉姬謂天孫曰。妾已有娠也。天孫之胤豈可產於海中乎。故當產時必就君處。如爲我造產屋於海邊。以相待者。是所望也。故彥火々出見尊已還鄉。即以鷓鴣之羽。葺爲產屋。葺未及合。豐玉姬自馭大龜。將女弟玉依姬。光海來到。時孕月已滿。產期方急。由此不待葺合徑入居焉。

弟時出潮滿瓊云々。休而平復。此二十二字。本に其後火酢芹命云々。歸伏於弟。の下に出せり。今は纂疏本講述鈔本及禁本ともに従て。文を改め正せり。○舉手溺困。この事次の一書に云。○檻樓は。形體の憔悴るゝを云。或は寢をよめり。また漢籍の訓に。ヤツ／＼シと云詞もあり。それより轉りては。

殊更に身を卑くもてなし。或は衣服など。あらぬものに。きなしたるをいへり。物語文に多くみえたり。こゝは三年之間其兄貧窮。とある如く。いと貧しくなりて。形容の憔悴れ枯槁るを云なり。されは衰ふる義なり。○吾已貧矣。記傳云。高田を佃れば雨多くて。毎も稔を得ずして。貧くなりたまひしなり。○可産於海中乎。記云。於是海神之女豊玉毗賣命自參出白之。妾已妊身。今臨産時。此念天神之御子。不可生海原云々。とありて。先に期りたまへる事なし。されど。平田翁もいはれし如く。必ず歸り座時に期り給へきものなり。○造産屋於海邊。本に産字なし。永享本嘉禎本に依て補へり。山縣にも。産字脱。○薺未及合。本に屋薺とあるは。産屋の屋字の層りたるものなるへし。熱田本城本類史に。屋字无に従るへし。記傳云。凡て屋を薺には。此方彼方の軒より。薺上りて。棟にて薺合せて。終る事なる故に。薺終るを。薺合すと云なり。とあり。○取大龜。記に橋根津日子か。乘龜甲。爲釣乍。打羽舉來人云々。といふことあり。○光海來到。この事上卷神光照海の下に云り。○産期方急。記に不忍御腹之急。とあり。記傳云。はや御子生坐むとする。御腹のこゝちにて。産殿を薺終るを。待間も堪かたくなり給へるなり。と云り。○徑入居。居字丹鶴本に屋とあり。

已而從容謂天孫曰。妾方産。請勿臨之。天孫心怪。其言竊覘之。則化爲八尋大鰐。而知天孫視其私屏。深懷慙恨。既兒生之後。天

孫就而問曰。兒名何稱者當可乎。對曰。宜號彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。言訖乃涉海徑去。于時彦火々出見尊乃歌之曰。飢企都鄧利。軻茂豆句志磨爾。和我謂禰志。伊茂播和素邏珥。譽能據鄧馭鄧母。亦云彦火々出見尊。取他婦人。爲乳母湯母及飯嚼湯坐。凡諸部備行以奉養焉。于時權用他婦。以乳養皇子焉。此世人取乳母養兒之緣也。

從容。岩本尙賢云。此の從容字いかゞと云り。然る言なり。○視其私屏。加伎麻美は。記傳云。垣間見なり。後の物語書などにも多き言にて。其は必しも垣の間ならねども。物の隙などより。竊に見るをいへり。加伊麻美と云は。垣の伎を例の音便に伊と云るにて。やゝ後のことなり。故今は正きに就て。加伎と訓つ。高麗十に垣間とあり。○兒名何稱云々。記の垂仁の段に。天皇の後沙本毘賣命に詔へる御言に。凡子名必母名。何稱是子之御名。爾答曰。今當下火燒稻城之時。而火中所生。故其御名宜稱本牟智和氣御子。とあり。記傳云。凡て子の名をは。其母の命しこと。神代よりの禮なりけり。とあり。○乃歌曰。こゝに上の一書に云へる。憶企都茂播の歌の入るへきを。混れて瓊々杵尊の御歌となりて。上に出たること既に云るか如し。さてこゝに出たる。飢企都鄧利の歌は。異時に贈らせ給ふとすへし。記には。この贈答の御歌とも。反さまに出して。この飢企都鄧利。奥の歌をば。阿阿郎郎郎の歌の。報歌とせり。此はさもあるへし。○飢企都鄧利。奥

浴。兒者とあり。記に取_ニ御母一定_ニ大湯坐若湯坐_ノ宜_ニ日足奉_トとあり。記傳云。湯坐は子に湯を浴する婦と通えたり。其にとりて。惠と云義も。坐字をかける由も。いかならむ。未思ひ得ず。若くは由原を切て由なれば。由原と云か。若然らば。兒を湯中に坐る由にて。然るにや。なほさたかならず。と云り。性氏縁に。大湯坐若湯坐と云る性あり。大に坐る由にて。然るにや。なほさたかならず。と云り。若は。大小と云むかことし。と記傳に云り。○諸部。上の種々の婦人ともをいふ。○于時。皇子を養まつる時になり。○權用他婦。本に他字下に。姫字あるは行なり。今は活字本纂疏本秘閣本其他の本等に。なきに従る。さて權と云るは。纂疏に。養_レ子之道。母自乳_者是禮也。然後世亦有_レ用_ニ他婦_ノ。故舉_ニ其始_一也。とあり。直指に。用_ニ他婦_ノ。非_ニ正_一。理_一故曰_レ權_也。なともあり。○此世人云々。本に人字を脱したり。今は丹鶴本に従る。御母の海神宮へ。かへり給ふによりて。權にかくものし給ふが。世に乳母を取て。兒養すことの始なりと云なり。

是後豐玉姬。聞_ニ其兒端正_一。心甚憐重。欲_ニ復歸養_一。於_レ義不可_レ。故遣_ニ女弟玉依姬_一。以來養者也。于時豐玉姬命寄_ニ玉依姬_一。而奉_ニ報歌_一曰。阿軻娜磨廼。比訶利播阿利登。比鄧播伊佩耐。企弭我譽贈比志。多輔妬句阿利計利。凡此贈答二首。號曰_ニ舉歌_一。海驢。此云_ニ美知_一。踉蹌鈎。此云_ニ須須美膩_一。癡駭鈎。此云_ニ于樓該膩_一。

端正を。紀中多く伎良々々志と訓り。端麗。閑麗。佳麗。殊妙。端嚴などを然訓り。萬葉九卷に。其妻之端正麗とあるもしかよ。靈異記にも。端正岐良々々之とあり。言義は清良々々しなるへし。物語文などに。觀の麗はしきを。ケウワと云るも。清らの轉音にて同じ。記傳に。キラ／＼シと云を。佛像より出たる言には非るか。と云れたるは。俗に物の光をキラ／＼シ。と云に思ひまかへたるなり。○於義不可。始伺見たまひしことを。恨みまして。人やりならず。自本國に歸り坐して。今更に參出給はむこと。有ましき事と思はずなり。○遣女弟玉依姬。御姉の返、去坐し時に。其に返去坐けんを。今又更に參らせ給へるなるへし。山蔭云。上に將_ニ女弟玉依姬_一來とありて。さて涉_レ海徑去といふ處に。此姫をも將て去坐るよしをいひて。こゝは來養の上に。遣字。もしくは復字など。あらまほし。さて又女弟といふこと。上に既にあれば。こゝにはなくてはなしてあるへし。と云り。○豐玉姬命。山蔭に。命字こゝにのみあるは。何の由にか。又此字を下へつけても。命寄とつゝかむこといか。と云り。さることなり。次の一書にも。豐玉姬命自抱而去とあれは。例なきにはあらねど。なほいかなり。○寄。山蔭又云。寄字も。託もしは屬をその字にてこそ有へけれどあり。されど。もとのまゝにてもありぬへし。延喜本に。依に作るはまされり。さて記に。因_下治_ニ養_一。其御子_一之縁_上。附_ニ其弟玉依毘賣_一而。とあり。記傳云。附はこをつくるなり。萬葉二十に。常陸さし行む雁もか吾戀を。しるして都_ニ都豆妹_一にしらせむ。古今集に。吹風に跳へつくる物ならは。此一本はよきよといはまし。伊勢物語に。字都の山に至りて。云々修行者遇たり。云々京に其人の許にとて。書かきてつく。などある都久と同じ。さて此處の趣は。豐玉姬

御自らは。本國に還去給ひしかとも。御子を。此國に遣置奉り給へる故に。其を治養奉らしめむため
 に。御弟の玉依姫を。此度參らせ給ふ。其便に附給へるなり。記の趣と伺しかるへし。○奉報歌。記
 には献歌とあり。記傳云。當時文字はなければ。後世の物に書て。其を献る如くには非ず。たゞ御口
 傳へに。奏し賜ふを云なり。幸は。御言持にて。いと古き稱なり。然れば御言を持とも云むには。口して白す歌をも。献ると
 いひつへし。又後に物に書て。贈ること出来ての世の詞を以て。献るとは云傳へたるなるへし。
 あり。さて此御歌。聞其兒端正云々。によりて。よみたまへる歌とも通えず。又上の報歌とも通え
 ず。此は守部の云れし如く。上の瓊々杵尊の詠玉へる。憶企都茂幡の御歌の下に。委くいひおけり。記
 伝企都鄧利の御歌の。報歌となりしものなり。其よし憶企都茂幡の御歌の下に。委くいひおけり。記
 云。爾豊玉毘賣命云々。雖恨其同情。不忍戀心。因治養其御子之縁。附其弟玉依毘賣而。献歌
 之。其歌曰。として此歌を出せり。此正しき傳なり。○阿軻娜磨廼。赤玉之なり。○比詞利播阿利登。
 光者有となり。記には。この二句。阿加陀麻波袁佐間比迦禮杵。とあり。赤玉は。結詞
 雖光なり。○比鄧播伊珮耐。
 人者雖言なり。記には斯良多麻能とあり。白玉之○企弭我譽贈比志。君か光儀なり。君は夫君。火々
 出見尊を申し給へるなり。志は助辭なり。○多輔妬句阿利計利。貴有けりなり。この貴は。記傳にも云
 れし如く。多は發語にて。太占。太祝詞。太幣。等の太てふ賞言にて。凡て美く好きを云。尊卑の
 尊も。其賞愛中の一にはあれど。後に其一方に偏りしなり。萬葉に春花之貴。在等。催馬樂に安名多
 不止。介不乃太不止左也。などよめる。皆美く佳き意なり。一首の意は。赤玉の光甚美好ありと。人

皆はいへとも。君か御光儀は。それよりも。なほ勝りて美好し。と云て。夫君の御光儀を。戀慕ひ奉
 る御意なり。○舉歌。此は後に樂府にて。諷ふ時。律呂の調子に隨て。低昂ある。その舉歌に用ぬし
 なり。記下卷遠飛鳥宮段に。夷振之上歌とあり。記傳云。夷振は上卷に見ゆ。上歌は。神代卷に舉歌
 と見え。神樂採物歌に。諸舉と云あり。上に後舉歌と云あり。下に片下と云有。此ちを相對へて思
 ふに。皆其歌ひさま。音振に依て負たるなり。然るを。舉歌の注に。重統に可。舉而唱。之歌也。とあるは。おしあてのみ
 たり歟也。又。重慶應按抄に。諸舉の注に。歌のふしなりとあるは。さもある
 へきを。次に第一句を略して。第二句を三
 かさねて。うたふを云り。とあるは心得す。○踉躑鉤。本に之字あるは行なること。上に云るか如し。能字も。後の續
 云り。○癡駭鉤。本に駭を駭に誤れり。云り。

一書曰。兄火酢芹命得海幸利。弟火折尊得山幸利云云。弟愁吟在
 海濱。時遇鹽筒老翁。老翁問曰。何故愁若此乎。火折尊對曰。云々。老
 翁曰。勿復憂。吾將計之。計曰。海神所乘駿馬者八尋鰐也。是豎其
 鰐背。而在橋之小戸。吾當與彼者共策。乃將火折尊。共往而見
 之。是時鰐魚策之曰。吾者八日以後。方致天孫於海宮。唯吾王駿馬
 一尋鰐魚。是當一日之内。必奉致焉。故今我歸而使彼出來。宜乘彼

入海。入海之時。海中自有可怜小汀。隨其汀而進者。必至我王之宮。宮門井上當有湯津杜樹。宜就其樹上而居之。言訖即入海去矣。

海幸利山幸利。この海山。諸本互に誤れり。今は水戸本。又集解に。據熱田本改。とあるに依て。

改め訂せり。但し永和古寫の熱田本にあらす。序に云。集解に熱田本とて引るは。今現る熱田本とは。往々異なるところあり。別本か。または引あやまれるか。知かたし。○計曰。永享本計字なし。○

海神所乘駿馬。此は鰐なるを。かく云は。すへて乗行ものを。宇麻といへるにや。無目堅間小船。などある例をも思へし。又

此は。鹽土老翁の。いま皇御孫命に白すは。此國土にての事なれば。この國土のさまに取なして。馬

とは語りなしにもあるへし。此國土にては。乗行ものは。馬を旨とすればなり。さて次に。鰐魚の我王駿馬一尋鰐魚云々。と背

し。○堅其鰐背。背。集解に鰐。鰐本。背に改めたり。然るへし。鰐。波多のことは。上卷に云り。○橋之小戸。上

卷に出つ。この傳にては。皇御孫命の海宮に幸生しは。日向の橋の小戸の海中なりとなり。いと珍し

き傳なり。上に云る。當國那珂郡に。鰐。鰐。宮とて。産。殿の舊蹟。現今に存れるをも。考へ合すへし。○共策。永享本策下之字あるよろし。○往而見之。葦牙

云。見之とあるに。老翁と鰐と策しこと。こもるへし。と云り。○鰐魚策之。此は皇御孫命を。海宮

に奉致日數を白すのみならず。海に入まして。海神の宮に至り坐ることまでを。鰐魚の策り云るは。異なる傳なり。これも始に。老翁と共に策りしことならむ。○乘彼入海。記傳云。一尋和邇に乗せる

は海神宮より。還坐す度のことなるを。此一書の傳は。其宮へ幸行すをりのこととせり。とあり。○井上。韋能辨と訓へし。和名抄に。河内國志紀に井於。甲斐國山縣に井上と云郷名ありて。共に井乃倍とあり。式に大和國平群郡上神社。萬葉七に井上。これらも地名なり。井のほとりなり。○就其樹上。記にも其木上とあり。記傳に。この上は下に對ふ上なり。井の上。次に登其香水とあるにて知へし。といへり。こゝも其意なり。

故天孫隨鰐所言。留居相待已八日矣。久之方有一尋鰐來。因乘而入海。每遵前鰐之教。時有豐玉姬侍者。持玉鏡當汲井水。見人影在水底。酌取之不得。因以仰見天孫。即入告其王曰。吾謂我王獨能絕麗。今有一客彌復遠勝。海神聞之。曰。試以察之。乃設三床請入。於是天孫於邊床則拭其兩足。於中床則據其兩手。於內床則寬坐於眞床覆衾之上。海神見之。乃知是天神之孫。益加崇敬云々。

豐玉姬侍者。こゝに海神之女と云へきこと。あるへきなれども。省きて記せるなり。○謂我王獨能絕麗

に當て。別物とせられたる。而大頭也。出三崔禹。和名奈與之。また和名抄に。孫愔切韻云。鰻魚名也。遊仙窟云。東海鰻條。鰻讀三奈與之。靈異記にも。鰻の訓を名吉と注せり。本草綱目に。鰻生三江河淺水中。似三鯉身圓。頭偏骨軟。性喜食泥。と云へり。俗に善良又伊勢鯉ともいへり。川に生れて。海にも入りてすむ物なるか。川に在るほとこそはあれ。海に入りては。いかに餌を誘ひても。さらに鉤吞ふ事なく。もとより尋常の魚どもの如く。はかしく餌を食ふことなしとこそ。腹内をへての魚どもとは異様にて。銜。たちたるものの中には。たゞ泥或は水苔の如きものみ多し。此魚延喜式諸國の進御。また御饌の料をとにも。すへて載られず。其ほか古書ともにも。然る例見えたる事なし。はやく野必大と云人の著はせる。本朝食鑑に。鰻魚江海處有之。小者江河淺水中。亦生。云々狀圓。頭扁。背黑紅白。性喜食泥。而未聞食餌者。故不能釣之。若搗池通湖。以畜之者食餌云々。俗所謂夕食。鰻化爲塊是也。といへり。○因に赤女のことを考るに。鰻の類に。目と唇の朱みたるかあるを。しくちといへり。江戸わたりにては。メナダといふ。永久百首に。後頼朝。しくち曳くあこの濱屋に云々。とよみたまへる是なり。出羽の秋田わたりにては。鰻をシロメといひ。しくちをアカメといふ。シロメの腹内に。鰻の腸であるをとりて。干かためたるを唐墨といふ。アカメには鰻あらす。その國人かたれり。このアカメといへる。決て古名の遺れるなるへし。但し紀に赤鯛魚也。と書るは。漢名に當てたるなれど。其當否はおぼつかなし。さてしくちと云は。口女の口朱きよしにて。朱口と云か約まりたる。古きことにもあらむ。いつれにも。口といふ言由ありて。此魚をなよしといふは名吉の義にて。運歩集に。名。かの不得預三孫之饌。即以三口女魚一所三以不進御者。此其緣也。とある古事を忌々しむ。此を食料とするうへに。言忌して名吉と呼かへたるものなるへし。出羽の秋田わたりにては。ミヤウケチとも云とこそ。名吉と書く字音の説れるなり。○土佐日記元日の條に。今日は都のみそおのみかの口女の喉の。鰻のために。痛み疼きたる古事によりて。元日にかの魚の頭と。紅谷餅を。宮門に掲げたりしなるへし云々。さてひらきとしもいふは。蒸さきの刺の。人の身に觸るれば。疼痛く由にて。名にも買せたるへければ。口女の鰻のために。喉のひらきたるに。よ

そへたる例にて。其は火々出見命の海神宮に幸して。かの失ひ玉ひし鰻を得て。上國に還幸まじし賀儀なるへし。準人式に見えたる。準人の威儀に須ゆる鰻に。鰻形を書し例なるも。準人は火酢芹命の苗裔なれば。元祖の徽。鰻の事によりて。辛苦られて。自伏たまへる故實を。表せるなるへし。神代紀に。此時の古事によりて。準人等か狗人となりて。宮門。と云り。なほよく考へし。○彦火々出見尊。を衛り。また併せて仕奉る例となりし由の。みえたるにも。おもひ合すへし。と云り。なほよく考へし。○彦火々出見尊。この一書にては。こゝも火折尊とあるへきなり。○八十連屬裔。本に裔を之裏二字に誤れり。今は丹鶴本明應本林氏校本に従て。改め正せり。○狭々貧鉤。狭々は小き事にて。いよく悪きさまに。言を重ねていへる詛言なり。○三下睡。これも呪詛のわさなり。後手に投賜。とあるに同じ。○入海釣時。本に釣字鉤に作る誤なり。今嘉禎本類史本に依て改む。○風招は。風を招くわさなるへし。招くの意は。上巻に云り。○風招即嘯也。嘯は風の起ることは。伊弉諾尊の吹撥之氣に。風神の生坐ると同義なり。漢籍に虎嘯而風起などあるも。風招のわさを。虎の知れるにこそ。さて思ふに。此五字。漢籍注とせり。後人の書入なるへし。次に弟居濱而嘯之時。とあるを思ふへし。嘯はウツフクとのみ云れど。字鏡に宇曾牟久とも註せり。字書に嘯。口而出聲。とあるにて意を得へし。竹取に。うそをふきあふまをならす。○以奔波溺惱。此一書また潮満環潮潤のことなし。第一一書と同じく。吾起瀛風邊風。以云々。とあるそ。其ことにあたれる。

火折尊歸來。具遵海神教。至及兄釣之日。弟居濱而嘯之時。迅風忽起。兄則溺苦無由可生。便遙請弟曰。汝久居海原。必有善術。願以救之。若活我者。吾生兒八十連屬。不離汝之垣邊。當爲併優。

之民也。於是弟嘯已停。而風亦隨息。故兄知弟德。欲自伏辜。而弟有愠色。不與共言。於是兄著犢鼻。以赭塗掌。塗面。告其弟曰。吾汚身如此。永爲汝俳優者。

具遵海神教。本に海字を脱せり。平田氏校本の一本に依て補へり。○至及兄釣之日。及字本に乃とあるは誤なり。鎌倉本北野本直指本等に從て改む。釣字。本釣に作るも誤なり。今は類聚國史の本による。○必有善術。迅風の起るを。弟命の風招し給ふゆゑとは知らずて。風を息る術を。知給へらば。いかて救ひ給へ。と言ふなり。○不離汝之垣邊云々。第二一書に。不離_二天皇宮牆之傍_一。代_二吠狗_一而奉事者也。とあるに同じけれども。爲_二俳優之民_一也。とあるは事たかへり。そは上にも云る如く。不離_二汝之垣邊_一は。所謂_二狗人_一にて。記に守護あり。狗に代り吠て。守護仕奉るをのたまへる御言。また俳優之民とならんとしたまへる方は。御守のかたにあらわは。不離_二汝之垣邊_一とは異なり。上にも云る如く。此時の事。狗人と俳人と二つなるかまきれて。一に傳はりしより。かくはまかへるなり。なほ第二一書のもとも云へりしことども。考合すへし。○風亦隨息。隨字本に還に作る。それもあしからねと。丹鶴本に隨とある方。今少しまされは。其に依りつ。○欲自伏辜。丹鶴本願とあり。辜は秘閣本北野本に事に作れり。上にも例あれ

は然るへし。○弟有愠色。始よりの事をおもほすに。すへて兄の無道さがなかりしより。甚くわひしき目見給へれば。急に御心の解たまはぬなるへし。○犢鼻。倭名抄裝束部に。史記云。司馬相如著_二犢鼻_一。韋昭曰。今三尺布作_レ之。形如_二牛鼻_一者也。唐韻云。褌。小褌也。楊氏漢語抄云。毛乃_レ之太_レ太_レ不_レ佐_レ岐。一云水子。小褌也。とあり。雄略紀。天武紀。萬葉集に。みを犢鼻を多不佐岐とよめり。新撰字鏡には。褌をもよめり。形如_二牛鼻_一とあれど。下學集には男根如_二犢鼻_一とあり。谷川氏云。今も上總に此語残り。承久記に。佐々木か宇治川を涉りしに。裸になり。たふさきはかりをかけてと見ゆ。今の旅股引の類なるへし。とあり。中昔の書に。手綱といひ。また膚帶とも。下帶とも云たる。これ同物なり。名義詳かならず。袖中抄に。襦の尻を後ろより前へ引たふさきて云々。と云ことあれば。たふさきは。たふさくと云用言を。體にいひなせる辭なるへし。和名抄云。褌方音注云。袴而無_レ袴。謂_二之類_一。音見。須萬之毛能。一云知比佐岐毛能。義注云。舊語作_レ袴。諸本同。今從_二原書_一改。無_レ袴。謂_二袴之無_レ近_レ足_一之處也。原書卷四云。無_レ袴之袴。謂_二之褌_一。郭注云。袴無_レ袴者。即今犢鼻也云々。新撰字鏡。褌訓。志多乃波加萬。蓋當時既有_二今袴_一者。著_二之內_一。さて犢鼻を著るは。素膚になりたるを云なり。衣上。故呼_レ褌爲_二下袴_一。然猶未_レ失_レ謂_レ褌爲_二波加萬_一之稱也。とあり。○以赭塗掌塗面。赭は赤土なり。萬葉集に。爾布能麻曾保乃伊呂爾低氏。また赤曾保舟なといへり。掌は手之裏なり。またタナコとも云へり。さてかく面に。赭を塗りて。さまをかふるは。賤しきわさの限りなるへし。今俗にも。恥辱見することを。また掌に塗るは。面を塗むとして。自らの掌の塗られたるを云か。また故に掌に泥を塗るなどいふゆり。また掌に塗るは。尋常の辱に非ざる事を知へきなり。を塗れるか。○汚身如此。これにて肌赤になり。赭を塗るは。尋常の辱に非ざる事を知へきなり。